# 阿見 町議会会議録

平成20年第1回定例会 (平成20年2月26日~3月10日)

阿見町議会

# 平成20年第1回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示······	1
◎会期日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
◎第1号(2月26日) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5
〇出席,欠席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
○出席説明員及び会議書記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
○議事日程第1号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
○開 会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
・会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
• 会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
• 諸般の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0
•議員提出議案第1号(上程,説明,質疑,討論,採決) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
・議案第1号から議案第3号(上程,説明,質疑,討論,採決) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
•議案第4号(上程,説明,質疑,委員会付託) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 6
<ul><li>議案第5号(上程,説明,質疑,委員会付託) ····································</li></ul>	1 6
・議案第6号から議案第11号(上程、説明、質疑、委員会付託) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7
・議案第12号から議案第18号(上程,説明,質疑,委員会付託) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 1
<ul><li>議案第19号(上程,説明,質疑,委員会付託) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	2 5
・議案第20号から議案第27号(上程、説明、質疑、委員会付託) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 6
・議案第28号から議案第29号(上程、説明、質疑、委員会付託) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 9
○散 会	7 9
◎第2号(2月27日) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	8 1
〇出席,欠席議員	8 1
○出席説明員及び会議書記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 1
○議事日程第2号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 3
○一般質問通告事項一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 4
○開 議	8 5
• 一般質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 5
千葉 繁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 5
藤井 孝幸・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9 6

	浅野	栄子・・・・		• • • •				• • • • •		• • • •	• • •		 • • • •	1	0 6	,
	柴原	成一····		• • • •							• • •		 	1	1 4	:
○散	会…			• • • •							• • •		 	1	2 0	)
◎第3	3号(2	2月28日	)	• • • •			• • • • •						 	1	2 3	,
○出席	5,欠席	5議員・・・・		• • • •							• • •		 	1	2 3	,
○出席	5説明員	員及び会議	書記・・・・	• • • •							• • •		 	1	2 3	,
○議事	F日程第	第3号		• • • •							• • •		 	1	2 5	,
○一般	<b>と質問</b> 通	鱼告事項一	覧	• • • •									 	1	2 6	,
○開	議…			• • • •									 	1	2 7	
• 諱	義案第3	30号(上	程,説明,	質疑	是,委	員会付	託) ・	• • • • •					 	1	2 7	
• -	一般質問	<b>]</b> · · · · · · ·						• • • • •			• • •		 	1	2 8	j
	細田	正幸・・・・						• • • • •			• • •		 	1	2 8	j
	石井	早苗・・・・											 	1	3 5	,
· 1/	大会の作	<u> </u>											 	1	4 0	)
○散	会…												 	1	4 0	)
◎第4	号(3	8月10日	)										 	1	4 1	
○出席	5,欠席	5議員・・・・											 	1	4 1	
○出席	5説明員	員及び会議	書記・・・・・										 	1	4 1	
○議事	手日程第	第4号											 	1	4 3	,
○開	議…												 	1	4 5	,
• 討	番般の執	<b>3告·····</b>											 	1	4 5	,
• 諄	美員提出	議案第2	号(上程,	説明	引,質	疑,討	論,捋	採決)					 	1	4 5	
• 諄	義案第4	号(委員	長報告,訂	寸論,	採決	)							 	1	4 6	,
• 諄	義案第 5	5 号(委員	長報告,訂	寸論,	採決	)							 	1	4 8	,
• 諱	義案第 6	5号から議	案第11号	子 (委	美員長	報告,	討論,	採決)					 	1	4 9	)
• 諱	義案第 1	2号から	議案第18	3号	(委員	長報告	,討論	<b>补,採</b> 涉	午) •				 	1	5 3	,
		9号(委														
			$\sim$ $\sim$ $\sim$			$\nu < \prime$										
• 諄	義案第 2		議案第27											1	6 5	
		20号から		7号	(委員	長報告	,討論	<b>补,採</b> 涉	失) •		• • •	• • • •	• • • •			

・阿見町選挙管理委員及び補充員の選挙・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・174	
・行政改革について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 174	
・議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務	
調査について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・175	
○閉 会177	

第1回定例会

# 阿見町告示第8号

平成20年第1回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成20年2月19日

阿見町長 川田弘二

1 期 日 平成20年2月26日

2 場 所 阿見町議会議場

平成20年第1回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第1日	2月26日	(火)	午前10時	本会議	<ul><li>・開会</li><li>・議案上程</li><li>・提案理由の説明</li><li>・質疑</li><li>・委員会付託</li></ul>
第2日	2月27日	(水)	午前10時	本会議	• 一般質問
第3日	2月28日	(木)	午前10時	本会議	• 一般質問
第4日	2月29日	(金)	午前10時	委員会	・総 務(議案審査)
第5日	3月1日	(土)	休	会	• 議案調査
第6日	3月2日	(目)	休	会	• 議案調査
第7日	3月3日	(月)	午前10時	委員会	<ul><li>・民生教育(議案審査)</li></ul>
第8日	3月4日	(火)	午前10時	委員会	• 産業建設(議案審査)
第9日	3月5日	(水)	休	会	• 議案調査
第10日	3月6日	(木)	休	会	• 議案調査
第11日	3月7日	(金)	休	会	• 議案調査

第12日	3月8日	(土)	休	会	• 議案調査
第13日	3月9日	(日)	休	会	• 議案調査
第14日	3月10日	(月)	午前10時	本会議	<ul><li>・委員長報告</li><li>・討論</li><li>・採決</li><li>・閉会</li></ul>

第 1 号

[ 2月26日]

# 平成20年第1回阿見町議会定例会会議録(第1号)

平成20年2月26日(第1日)

# ○出席議員

1番 久保谷 実 君 2番 柴 原 成 一 君 浅 野 栄 子 君 3番 難 波 千香子 君 4番 5番 紙 井 和 美 君 6番 青山正一君 7番 石 井 早 苗 君 藤井孝幸君 8番 9番 千 葉 繁 君 君 10番 吉 田 光 男 田憲市 吉 11番 君 滝 本 重 貞 12番 君 天 田 富司男 君 13番 14番 小松沢 秀 幸 君 15番 倉 持 松 雄 君 16番 大 野 孝 志 君 18番 佐 藤 幸明 君 実 君 19番 諏訪原 20番 荻 島 光 明 君 21番 細 田正幸君 22番 岡崎 明君

# ○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町 長 川田弘二君

町 長 大 﨑 誠君 副 教 治 美 育 長 大 﨑 君 消 防 長 木 鉛 章 君 町 長 公 室 長 賀 富士夫 君 糸 総 務 部 長 石 井 定夫君 民 生 部 長 瀬 尾 房 雄 君 経済建設部長 坪 田 匡 弘 君 都市開発部長 渡 辺 清 一 君 教育次長兼 松 本 功 志 君 学校教育課長 消防次長兼総務課長 大 津 力 君 参事兼消防署長 田 仲 安 夫 君 務 課長 総 湯 原 恒 夫 君 課 長 川村 忠 男 君 企 画 財 政 課 長 原 尚彦 篠 君 社会福祉課長兼 飯 野 利 明 君 福祉センター所長 国保年金課長 野 男 П 静 君 建 設 課 長 大 野 利 明 君

# ○議会事務局出席者

 事務局長票原繁樹

 書 記 山崎貴之

#### 平成20年第1回阿見町議会定例会

## 議事日程第1号

平成20年2月26日 午前10時開会・開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 議員提出議案第1号 阿見町議会委員会条例の一部改正について

日程第5 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて(平成19年度阿見町一般 会計補正予算(第4号))

> 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて(平成19年度阿見町公共 下水道事業特別会計補正予算(第4号))

> 議案第 3号 専決処分の承認を求めることについて(平成19年度阿見町水道 事業会計補正予算(第3号))

日程第6 議案第 4号 阿見町後期高齢者医療に関する条例の制定について

日程第7 議案第 5号 阿見町学校施設耐震化基金条例の制定について

日程第8 議案第 6号 阿見町行政改革推進委員会設置条例の一部改正について

議案第 7号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部改正について

議案第 8号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施 行に伴う関係条例の整備に関する条例について

議案第 9号 阿見町国民健康保険条例の一部改正について

議案第10号 阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について

議案第11号 阿見町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について

日程第9 議案第12号 平成19年度阿見町一般会計補正予算(第5号)

議案第13号 平成19年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議案第14号 平成19年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)

議案第15号 平成19年度阿見町老人保健特別会計補正予算(第3号)

議案第16号 平成19年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算(第3 号)

議案第17号 平成19年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3

号)

議案第18号 平成19年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第3号)

日程第10 議案第19号 平成20年度阿見町一般会計予算

日程第11 議案第20号 平成20年度阿見町国民健康保険特別会計予算

議案第21号 平成20年度阿見町公共下水道事業特別会計予算

議案第22号 平成20年度阿見町老人保健特別会計予算

議案第23号 平成20年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算

議案第24号 平成20年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算

議案第25号 平成20年度阿見町介護保険特別会計予算

議案第26号 平成20年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算

議案第27号 平成20年度阿見町水道事業会計予算

日程第12 議案第28号 町道路線の廃止について

議案第29号 町道路線の認定について

# 午前10時00分開会

○議長(久保谷実君) おはようございます。それでは定刻になりましたので、ただいまから、 平成20年第1回阿見町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は20名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御 了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長(久保谷実君) 日程第1,会議録署名議員の指名について,本定例会の会議録署名議員は,会議規則第120条の規定によって,

19番 諏訪原 実 君

20番 荻 島 光 明 君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長(久保谷実君) 次に、日程第2、会期の決定の件を議題にします。

本件については、去る2月19日、議会運営委員会が開かれ、協議されましたので、その結果 について、議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長岡崎明君、登壇願います。

#### 〔議会運営委員会委員長岡崎明君登壇〕

○議会運営委員会委員長(岡崎明君) 会期の決定の件について御報告申し上げます。

平成20年第1回定例会につきましては、去る2月19日、議会運営委員会を開催いたしました。 出席委員は8名で、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は、本日から3月10日までの14日間で、日程につきましては、本日、本会議、議案上程、 提案理由の説明、質疑、委員会付託。

2日目, 2月27日は午前10時から本会議で一般質問, 4名。

3日目, 2月28日は同じく10時から本会議で一般質問, 2名。

4日目, 2月29日は委員会で, 午前10時から総務常任委員会。

5日目から6日目までは休会で議案調査。

7日目, 3月3日は委員会で,午前10時から民生教育常任委員会。

8日目、3月4日は委員会で、午前10時から産業建設常任委員会。

9日目から13日目までは休会で議案調査。

14日目, 3月10日は最終日となりますが,午前10時から本会議で,委員長報告,討論,採決, 閉会。

議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成いたしました。各議員の御協力をよろしくお願いいたしまして、報告といたします。

○議長(久保谷実君) お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から3月10日までの14日間としたいと思います。

御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月10日までの14日間と決定しました。

#### 諸般の報告

○議長(久保谷実君) 次に日程第3,諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。今定例会に提出されました案件は、町長提出議案第1号から議案 第29号、岡崎明君ほか7名の諸君から議員提出議案第1号の以上の30件です。

次に、本日までに受理した陳情等は、安全な医療と看護・介護の実現、地域医療拡充を図るため、医師・看護師等の大幅な増員を求める陳情の1件です。内容はお手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、監査委員から平成19年11月分から平成20年1月分に関する例月出納検査結果についての報告がありましたので報告いたします。

次に、本定例会に説明員として、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、お手元に配付しました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、平成19年度普通建設等事業進捗状況・契約状況の報告について、2月20日付で町長から報告がありました。内容はお手元に配付しました参考資料のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

# 議員提出議案第1号 阿見町議会委員会条例の一部改正について

○議長(久保谷実君) 次に、日程第4、議員提出議案第1号、阿見町議会委員会条例の一部 改正についてを議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。22番岡崎明君,登壇願います。

# [22番岡崎明議員登壇]

○22番(岡崎明君) 議員提出議案第1号,阿見町議会委員会条例の一部改正について,提 案理由を申し上げます。

平成19年第4回定例会で可決されました,阿見町部室設置条例等の一部を改正する条例(平成19年阿見町条例第34号)の施行に伴い,常任委員会の所管事項を改めるため提案するものであります。

内容は、平成20年度の機構改革において、予科練平和記念館整備推進室が部に属さない室になることにより、予科練平和記念館整備推進室の所管常任委員会を総務常任委員会とするものであります。

提出者,阿見町議会議員岡崎明,賛成者,阿見町議会議員佐藤幸明,同じく荻島光明,同じく青山正一,同じく諏訪原実,同じく大野孝志,同じく小松沢秀幸,同じく吉田光男,以上であります。

各議員の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長(久保谷実君) 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、 委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議員提出議案第1号は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

## [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は、原案どおり 可決することに決しました。

- 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成19年度阿見町一般会計補正 予算(第4号))
- 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(平成19年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号))
- 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成19年阿見町水道事業会計補 正予算(第3号))

○議長(久保谷実君) 次に、日程第5、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて (平成19年度阿見町一般会計補正予算(第4号))、議案第2号、専決処分の承認を求めるこ とについて(平成19年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号))、議案第3号、 専決処分の承認を求めることについて(平成19年阿見町水道事業会計補正予算(第3号))、 以上3件を議題といたします。提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

# [町長川田弘二君登壇]

○町長(川田弘二君) 本日は、平成20年第1回定例会を招集しましたところ、議員各位には 公私ともに御多用の折にもかかわらず御出席をいただきまして、ここに定例会が開会できます ことを心から感謝申し上げます。

早速でありますが、議案第1号から第3号までの専決処分に係る議案につきまして、提案理由を申し上げます。

この3案につきましては、これまでに高金利で借り入れた公的資金対象の地方債につきまして、補償金支払いを必要としない繰り上げ償還が承認され、その主な財源となる借換債の一連の手続を早急に行わなければならないため、公債費、企業債償還費、及びその財源となる借換債などの補正予算計上につきまして、それぞれ地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

なお、この繰り上げ償還につきましては、公債費負担軽減の一環として申請し、町財政健全 化計画等が行財政改革に資するものであると認められたことによるものであります。

それでは、議案第1号、一般会計補正予算から御説明いたします。

本案は、既定の予算額に1,973万円を追加し、歳入歳出それぞれ125億1,134万2,000円とした

ものであります。

その内容としましては、第7款土木費では、公共下水道事業特別会計において、一部借り換えをしないで繰り上げ償還するため、その財源としての繰出金を増額。第11款公債費では、平成元年度に借り入れた臨時地方道路整備事業債の繰り上げ償還のための繰上償還元金を新規に計上したもので、それぞれの財源としては、前年度繰越金を充てたものであります。

次に、議案第2号、公共下水道事業特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に9,833万円を追加し、歳入歳出それぞれ28億3,190万7,000円としたほか、地方債につきましても補正したものであります。

その内容としましては、昭和59年度に借り入れた公共下水道事業債ほか10件の繰り上げ償還のための繰上償還元金を新規に計上したもので、その財源としては一般会計繰入金を増額、借換債を新規に計上したものであります。

また、地方債補正につきましては、借換債の限度額、利率及び償還方法等を追加したものであります。

次に、議案第3号、水道事業会計補正予算につきましては、水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出につきまして、収入に1億4,220万円、支出に1億4,232万4,000円をそれぞれ増額したほか、企業債につきましても設定したものであります。

その内容としましては、昭和55年度に借り入れた上水道事業債ほか2件の繰り上げ償還のための企業債償還金を増額したもので、その財源として借り入れのための企業債につきましても増額したものであります。

第7条企業債につきましては、借換債の限度額、利率及び償還方法等につきまして設定した ものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、御承認くださるようお願いいたします。 〇議長(久保谷実君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

13番天田富司男君。

○13番(天田富司男君) この繰り上げ償還、昨年度ちょうど今の議会、3月議会で19年度から3年間で5兆円規模の公的資金の繰り上げ償還、高金利の公債費の負担を軽減するためということで、どのように今なっているのかという問題提起をしたところ、やはり総務部長の答弁によってですね、大体14億ぐらいあるという、そういう答弁がなされております。

その中で13億6,500万という繰り上げ償還,非常にいい状況になってきたなという気がしております。そこでですね、今回の補正、19年度分としては、これは繰り上げ償還をまず、専決処分でということでありますが、19年度から3カ年ということでありますから、21年度まで3

カ年にわたるその措置としてね、初年度、19年度、または20年度、21年度という、そういう中での内訳をお尋ねいたします。

また繰り上げ償還を行うことで、町はどのくらいの支払い利息がやはり少なくなっているのか、行革の一環として相当大きなやはり支払い利息がなくなっているのではないかなという気はしております。

その2点ほど、まずお尋ねいたします。

- ○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長石井定夫君。
- ○総務部長(石井定夫君) それでは、お答えいたします。

議員御指摘のとおり、この制度は平成19年度から平成21年度の3年間に限って認められるというものでございます。この制度につきましては、実質公債費比率、それから財政力指数、それと財政健全化計画等の一定の条件に該当する場合に申請することができまして、利率が5%以上が対象になるというものでございます。償還の年度につきましては、国が全部指定するというシステムになっております。

今回町としましては、対象になる分はすべて繰り上げ償還というものが認められました。その額と償還の年度でございますが、全体の額は13億6,500万円で、年度ごとの内訳ですが、19年度2億5,700万円、20年度6億9,100万円、21年度が4億1,700万円ということになっております。その繰り上げ償還につきましての利子の軽減になりますが、一般会計、下水道、それから上水道合わせまして約3億円の利子が軽減されることになります。

以上でございます。

- ○議長(久保谷実君) 13番天田富司男君。
- ○13番(天田富司男君) 3億強の支払い利息が軽減されるという,これも年度がある程度 わたってでしょうけれども,一番高い利息というのはどのぐらいの利息だったのか。またこれ によってですね,年度別というか,その年度年度によってこの借換債というか,そういうもの に対してどういう財政措置になっているのか。一般財源でも支払うような状況も出てくると思 うので,そういう中で財源はどのようになっているのか,この3カ年の財源をお知らせお願い します。
- ○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長石井定夫君。
- ○総務部長(石井定夫君) お答えします。

利率につきましては、一般会計分で6.7から7.1になります。最高が7.1%です。それから下水道会計につきましては、一番高いので7.5%ということになります。それから上水道につきましては、一番高いので8%ということになります。

これにつきましては、財源になりますが、繰り上げ償還につきましては、当然一般財源を使

うわけですが、繰り上げ償還につきましては借換債ということで財源の手当てをしていくこと になります。

以上でございます。

- ○議長(久保谷実君) 13番天田富司男君。
- ○13番(天田富司男君) どうもありがとうございました。

私も何度も篠原課長のところに行っては顔を出して、しつこいぐらいどうなった、どうなったってこの問題を言わせていただきました。積極的に財政課のほうでも取り扱っていただき、満額認められたということは非常によかったなと、そういう感想を持っております。今後ともやはり町の経費削減、1円でも多くの税金を町民に使っていただくという、その意識を持って取り組んでいただきたい、そのことをお願いしておきます。

以上です。

- ○議長(久保谷実君) ほかに質疑はありませんか。 21番細田正幸君。
- ○21番(細田正幸君) ただいまの償還なんですけれども、借換債が利率5%以下というふうに説明されておりますけれども、実際は何%なんですか。
- ○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長石井定夫君。
- ○総務部長(石井定夫君) お答えします。

今回繰り上げ対象になりましたのは、阿見町の場合は6%以上ということになります。借りかえする場合には現在のレートがありますので、約2%ということで計算しております。

以上でございます。

○議長(久保谷実君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第3号の3件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第1号から議案第3号の3件については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

# [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認めます。よって議案第1号から議案第3号の3件については、原案どおり承認することに決しました。

議案第4号 阿見町後期高齢者医療に関する条例の制定について

○議長(久保谷実君) 次に、日程第6、議案第4号、阿見町後期高齢者医療に関する条例の 制定についてを議題といたします。提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登 壇願います。

# [町長川田弘二君登壇]

○町長(川田弘二君) 次に,議案第4号,阿見町後期高齢者医療に関する条例の制定につきまして申し上げます。

本案は、平成18年6月の健康保険法の改正に伴い、新たに後期高齢者医療制度が平成20年4月1日から施行されることにより、町が行う事務、保険料の徴収の方法や納期、督促手数料、延滞金等を定めることとされたため、この法改正に基づき、本案を提案するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(久保谷実君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、 質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

#### [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

#### [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月10日の本会議において審査の結果 を報告されるよう、お願いいたします。

議案第5号 阿見町学校施設耐震化基金条例の制定について

○議長(久保谷実君) 次に、日程第7、議案第5号、阿見町学校施設耐震化基金条例の制定 についてを議題といたします。提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願 います。

## [町長川田弘二君登壇]

〇町長(川田弘二君) 次に、議案第5号、阿見町学校施設耐震化基金条例の制定につきまして、提案理由を申し上げます。

本案は、多額の予算を要する学校施設の耐震化に関し、将来の事業化に備え財源を確保すべく、基金の積み立てを行うに当たり、基金条例を制定するものであります。

平成16年度に実施した学校施設耐震化の優先度調査によれば、町内小・中学校すべての耐震 改築及び改修に要する費用は、概算で90億円を超えると試算されており、補助金を導入しても 相当な自己財源が必要となります。

基金の積立額は財政状況に応じ、毎年予算で定める額としておりますが、基金の積み立てを始めることで、事業化に向けた道筋をつけていきたいと考えますので、御理解の上、議決くださるようお願いいたします。

○議長(久保谷実君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、 質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

# [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

## [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月10日の本会議において審査の結果 を報告されるようお願いいたします。

議案第 6号 阿見町行政改革推進委員会設置条例の一部改正について

議案第 7号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 の一部改正について

議案第 8号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に 伴う関係条例の整備に関する条例について 議案第 9号 阿見町国民健康保険条例の一部改正について

議案第10号 阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について

議案第11号 阿見町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について

○議長(久保谷実君) 次に、日程第8、議案第6号、阿見町行政改革推進委員会設置条例の一部改正について、議案第7号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第8号、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、議案第9号、阿見町国民健康保険条例の一部改正について、議案第10号、阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について、議案第11号、阿見町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、以上6件を一括議題といたします。提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

# [町長川田弘二君登壇]

○町長(川田弘二君) 議案第6号から第11号までの条例改正につきまして申し上げます。

まず、議案第6号、阿見町行政改革推進委員会設置条例の一部改正につきまして申し上げます。

本案は、阿見町行政改革推進委員会を所管する課が、平成20年度の行政機構の一部見直しに 伴い、総務課から企画財政課へ変更となることから一部改正するものであります。

次に,議案第7号,阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部改正についてであります。

まず、ティームティーチング講師にしましては、茨城県の給与改定に伴い1時間当たり1,740円から1,750円に報酬単価を改定するものであります。

次に、予科練平和記念館資料収集委員につきましては、既定の名称に「平和」を追加し、変更するものであります。

次に、高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会についてであります。高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に規定されている、養護者による高齢者虐待及び要介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者等に対する支援を適切に実施するため、高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備するためのものであり、高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会委員を非常勤特別職として任用するため、別表に加えるものであります。

次に、福祉有償運送等運営協議会についてであります。道路運送法の規定に基づき、町内の 要介護認定者及び障害者等の移動困難者に対し、移送サービスを提供する福祉有償運送事業者 の登録及び更新に関して,福祉有償運送の必要性及び自家用有償旅客運送の適正な運営確保の ために必要となる事項を審議検討するために設置する協議会であり,福祉有償運送等運営協議 会委員を非常勤特別職として任用するため,別表に加えるものであります。

次に、環境保全監視嘱託員につきましては、環境保全の確保を図るため、環境保全に関する 監視活動、調査、指導及び監督業務を行い、さらに具体的な業務としては、阿見町土砂等によ る土地の埋立、盛土及び堆積の規制に関する条例に規定する立ち入り検査、阿見町環境美化条 例に規定する調査を行うため、非常勤特別職として任用するため、別表に加えるものでありま す。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

次に,議案第8号,地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が平成19年8月1日に施行されたことに伴い、少子化対策が求められている中、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備として、小学校就学の時期に達するまでの子を養育するため、育児短時間勤務の制度を設けるなど、阿見町職員の育児休業等に関する条例及び阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例につきまして所要の改正をするものであります。

条例改正の主な内容につきまして御説明いたします。

まず、1点目としましては、育児休業法第10条等の改正により、育児短時間勤務制度が創設され、小学校就学開始期に達するまでの子を養育している職員は、1週間当たりの勤務時間の短縮が可能になった点であります。

次に、2点目としましては、育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その号級の調整を現行の2分の1の換算率から、100分の100以下の換算率に引き上げております。

次に、3点目としましては、同法第19条等の改正により、育児のための部分休業の対象となる子が、3歳に満たない子から小学校就学始期に達するまでの子に拡大しております。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第9号、阿見町国民健康保険条例の一部改正についてであります。

本案は、町国民健康保険の被保険者が死亡した場合に支給する葬祭費につきまして、4月から始まる後期高齢者医療制度における支給額との均衡を図る観点から、現在の支給額3万円を5万円に引き上げるものであります。

また、その他の改正につきましては、4月からの制度改正に伴い、条文の整理を行うものであります。

次に、議案第10号、阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について申し上げます。 本案は、学校教育法の改正並びに茨城県医療福祉制度の改正に伴い、町におきましても医療 福祉費支給に関する条例の一部につきまして改正を行うものであります。

まず初めに、65歳以上75歳未満の重度心身障害者の方の医療費助成につきましてでありますが、これまでは老人保健制度における認定を受けて医療費助成の対象になっておりましたが、県の医療福祉制度の改正により、4月からは茨城県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方が医療費助成の対象となるものであります。

次に、妊産婦の医療費助成方法につきましてであります。これまでは医療機関等で受診した場合、窓口で3割の支払いをした後、後日町から外来1日600円、2回で1,200円、入院1日300円、月3,000円の自己負担額を除いた分を償還しておりましたが、今回の改正により、窓口での支払いが自己負担額だけで済むこととなるものであります。

次に、重度心身障害者の所得制限の見直しについてであります。平成20年7月1日より、特別児童扶養手当の所得制限に準拠し、本人の場合のみ一定額を加えた金額に改正するものであり、その他、学校教育法の改正及び老人保健法の改正に伴う必要な用語等の修正及び条文の整理を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

次に,議案第11号,阿見町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、平成17年度の税制改革の影響により介護保険の保険料が大幅に上昇する被保険者につきまして、平成18年度及び平成19年度に講じた激変緩和措置を平成20年度においても講ずることができるよう、現行の介護保険条例の附則の一部を改正するものであります。

以上,第6号から11号ということで説明が長くなりましたが、どうぞ慎重審議の上に議決いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長(久保谷実君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、 質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号から議案第11号については、会議

規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月10日の本会議において審査の結果を報告 されるよう、お願いいたします。

議案第12号 平成19年度阿見町一般会計補正予算(第5号)

議案第13号 平成19年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議案第14号 平成19年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)

議案第15号 平成19年度阿見町老人保健特別会計補正予算(第3号)

議案第16号 平成19年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)

議案第17号 平成19年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

議案第18号 平成19年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第3号)

○議長(久保谷実君) 次に,日程第9,議案第12号,平成19年度阿見町一般会計補正予算(第5号),議案第13号,平成19年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第3号),議案第14号,平成19年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号),議案第15号,平成19年度阿見町老人保健特別会計補正予算(第3号),議案第16号,平成19年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号),議案第17号,平成19年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号),議案第18号,平成19年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第3号),以上7件を一括議題といたします。提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君,登壇願います。

#### 〔町長川田弘二君登壇〕

○町長(川田弘二君) 議案第12号から第18号までの補正予算につきまして、提案理由を申し上げます。

まず、議案第12号、一般会計補正予算から申し上げます。

本案は、既定の予算額から 2 億3,577万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ122億7,556万4,000円とするほか、繰越明許費の設定及び地方債の補正をするものであります。

2ページの第1表, 歳入歳出予算補正につきまして, 歳入からその主なものを申し上げます。 第1款町税では, 大規模法人の業績好調により法人町民税法人税割を増額。

第15款国庫支出金では,障害者自立支援給付費負担金を減額する一方,保育所運営費負担金

を増額。

第16款県支出金では、国庫支出金と同じく障害者自立支援給付費負担金を減額し、保育所運営費負担金を増額、そのほか医療福祉に係る医療費補助金につきましても減額するものであります。

第17款財産収入では、普通財産の売り払いに伴い、土地売払代金を増額。

第18款寄附金では、寄附の増加に伴い予科練平和記念館整備管理基金指定寄附金を増額。

第19款繰入金では、事業費の確定などに伴いその財源を調整するため、それぞれの基金繰入 金を減額するものであります。

第20款繰越金では、歳出の財源として前年度繰越金を充てるため増額。

第21款諸収入では、事業繰り越しに伴い、荒川本郷地区都市再生機構負担金を減額。

第22款町債では、事業費の減に伴い、予科練平和記念館建設事業債を減額するものであります。

次に、4ページからの歳出でありますが、事業費の確定などによる計上が主なものとなって おります。

第1款議会費では、議会活動費で費用弁償を減額。

第2款総務費では、財産管理費で印刷製本費、企画費で住民情報ネットワーク運営事業の電 算システムの委託料、使賃料を減額。

第3款民生費では、社会福祉総務費で国保財政安定化支援に係る繰出額の確定に伴い、国民健康保険特別会計繰出金を増額する一方、老人医療給付費で老人保健特別会計繰出金、医療福祉費で医療給付事業の医療費助成費を減額するものであります。

第4款衛生費では、予防費で予防接種事業の予防接種委託料、塵芥処理費で霞クリーンセンターの維持管理費の維持補修工事を減額。

第5款農林水産業費では、農業委員会費で農業委員会事務費の農地流動化補助金、農地費で 農業集落排水事業特別会計繰出金を増額するものであります。

第6款商工費では、商工振興費で阿見東部工業団地企業誘致事業の企業立地奨励金を減額。

第7款土木費では、公共下水道費で公共下水道事業特別会計繰出金を増額する一方、土地区 画整理費で事業清算金収入の増に伴い、岡崎土地区画整理事業特別会計繰出金、住宅建築費で 町営住宅建替事業の解体仮設工事を減額するものであります。

第8款消防費では、常備消防費で常備消防事業の備品購入代、非常備消防費で団員教育訓練費の費用弁償を減額。

第9款教育費では,事務局費で幼稚園就園奨励事業の奨励費補助金,予科練平和記念館費で 同記念館の建設工事を減額。 第11款公債費では、元金及び利子の償還費を減額。

第12款諸支出金では、歳入でも申し上げましたが、予科練平和記念館整備管理基金に対する 指定寄附金が増えていることから、同基金積立金を増額するものであります。

次に、6ページの第2表、繰越明許費でありますが、荒川本郷地区都市計画街路整備事業につきましては、関連事業である下水道工事に時間を要したことに伴い、道路工事が遅延となること、霞ヶ浦平和記念公園整備事業につきましては、農業用水管の切り回し工事が必要となったことに伴い、公園整備工事が遅延となることにより、それぞれ年度内に事業完了とならないことから翌年度に繰り越しするものであります。

第3表,地方債補正につきましては、事業費の確定により限度額を変更するものであります。 次に、議案第13号、国民健康保険特別会計補正予算につきまして申し上げます。

本案は,既定の予算額に618万円を追加し,歳入歳出それぞれ46億2,417万7,000円とするものであります。

その主な内容としましては、保険給付費の一般及び退職被保険者等の療養給付費並びに退職 被保険者等の高額療養費を増額するもので、その財源としては、一般会計繰入金を増額するも のであります。

次に、議案第14号、公共下水道事業特別会計補正予算についてであります。

本案は、既定の予算額から9,240万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ27億3,950万5,000円とするほか、繰越明許費の設定及び地方債の補正をするものであります。

歳入の主な内容としましては、吉原東地区調整池整備に係る県負担金を皆減するほか、事業 費の確定により公共下水道事業債を減額するものであります。

歳出では、下水流量の減に伴い霞ヶ浦湖北流域下水道維持管理負担金を減額するほか、公共 下水道整備事業で、荒川本郷地区調整池の事業推進を図るため土地購入費を増額、調整池整備 工事においては、工事手法の変更に伴い減額するものであります。

次に、3ページの繰越明許費でありますが、公共下水道整備事業につきましては、用地交渉に時間を要したことに伴う下水道工事、関連事業との調整に伴う吉原東地区下水道工事、関係機関との調整に伴う荒川本郷の調整池整備工事及び土地購入が遅延となることにより、霞ヶ浦湖北流域下水道事業負担金につきましては、県霞ヶ浦浄化センターの電気設備工事の遅延により、それぞれ年度内に事業完了とならないことから、翌年度に繰り越しするものであります。

地方債補正につきましては、事業費の確定により限度額を変更するものであります。

次に、議案第15号、老人保健特別会計補正予算についてであります。

本案は, 既定の予算額に162万1,000円を追加し, 歳入歳出それぞれ28億5,958万1,000円とするものであります。

歳入の主な内容としましては、交付決定により支払基金医療費交付金及び医療費国・県負担金の現年度分を減額する一方、過年度分につきましては、前年度事業実績確定により増額。また、町負担分としての一般会計繰入金につきましては、減額するものであります。

歳出では、医療費支給費を増額するものであります。

次に、議案第16号、土地区画整理事業特別会計補正予算につきましてであります。

本案は、既定の予算額から227万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ10億3,254万円とするほか、繰越明許費の設定をするものであります。

歳入の主な内容としましては、岡崎土地区画整理事業における保留地処分金及び一般会計繰 入金を減額する一方、精算金を増額するものであります。

歳出では、事業費の確定により岡崎土地区画整理事業における補償金を減額するものであります。

3ページの繰越明許費でありますが、本郷第一土地区画整理事業につきましては、関連工事に時間を要したことにより、道路工事、整地工事などが遅延、同関連公共事業につきましては、補償交渉に時間を要したことにより、道路工事、排水路工事などが遅延となり、それぞれ年度内に事業完了とならないことから翌年度に繰り越しするものであります。

次に、議案第17号、農業集落排水事業特別会計補正予算についてであります。

本案は、既定の予算額から7,540万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ5億4,767万8,000円とするほか、地方債の補正をするものであります。

歳入の主な内容としましては、交付決定により汚水処理施設整備交付金を減額するほか、事業費の確定により福田地区及び実穀上長地区の農業集落排水事業債を減額するものであります。

歳出では、事業費の確定などにより福田地区及び実穀上長地区の下水道工事を減額するものであります。

3ページの地方債補正につきましては、事業費の確定などにより限度額を変更するものであります。

次に、議案第18号、介護保険特別会計補正予算についてであります。

本案は、既定の予算額から3,598万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ18億4,836万9,000円とするものであります。

歳入の主な内容としましては、特別徴収対象者の増などによる保険料や前年度事業実績確定により介護給付費国・県負担金の過年度分を増額する一方、交付決定により介護給付費国・県負担金、調整交付金及び介護給付費交付金の現年度分を減額。介護給付費準備基金繰入金につきましても、財源調整のため減額するものであります。

歳出では,居宅介護サービス給付費,地域密着型介護サービス給付費及び施設介護サービス

給付費を減額するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(久保谷実君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

ただいま10番吉田光男君が出席いたしました。したがいまして, ただいまの出席議員は21名です。

これより質疑を行います。なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、 質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

## [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第12号から議案第18号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

# [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月10日の本会議において審査の結果を報告 されるようお願いいたします。

# 議案第19号 平成20年度阿見町一般会計予算

○議長(久保谷実君) 次に、日程第10、議案第19号、平成20年度阿見町一般会計予算を議題 といたします。提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

## 〔町長川田弘二君登壇〕

○町長(川田弘二君) 平成20年度の当初予算案の御審議をお願いするに当たりまして、平成20年度の町政運営の基本方針につきまして所信の一端を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力をいただきたいと思います。

私は平成6年に阿見町長に就任して以来,一貫して清潔・公平・公正,対話の政治を町政運営の基本とし,まちづくり懇話会や町民と語る集い,町長への手紙等により,多くの町民の皆様方の御意見を伺いながら,みんなの声が生きるまちづくりに全力で取り組んでまいりました。

幸い町議会の皆様方を初め、町民の皆様の御理解と力強い御支援をいただき、町政は着実に進展しております。ここに改めて深く感謝を申し上げます。

我が国の経済は、企業業績の改善や設備投資の増加により、安定した成長軌道をたどる中、

中小企業や地方経済にはなかなか明るい兆しが見えない状況でありまして、また急激な原油価格の高騰による景気の腰折れや国際経済の低迷などの懸念から、楽観できない状況にあるのであります。

また、国と地方を合わせた長期債務残高を見ますと、平成19年度末で約772兆円の見込みとなっており、依然として改善が進まず、財政状況は極めて硬直化した状況にあります。

本町の財政状況につきましては、歳入面では、団塊世代の退職や大法人の組織再編など町税収入の増減にかかわる要素が不透明であり、一般財源総額の安定した確保がなかなか難しい状況にあるとともに、歳出面では、重要施策の推進や他会計への繰出金の増加などにより、厳しいものとなっております。

このような状況におきまして、町では、町税を中心とした収納対策の強化などにより自主財源の確保に努めるとともに、行政改革大綱に基づき、職員数の削減や事務事業の見直しによる 歳出削減を図ってまいりました。

また、日曜日の午前中に一部の窓口業務を行う休日開庁の本格導入や、行政機構の一部見直 しを行い、町民の健康づくりと障害者支援など町民サービスの向上に取り組んでまいりました。 さらに、首都圏中央連絡自動車道の開通や、これに伴う阿見東部工業団地への企業誘致、以 前から進めてきた岡崎地区土地区画整理事業の完了や本郷第一地区土地区画整理区域内の大型 ショッピングセンターのオープン、阿見吉原東土地区画整理事業区域内の商業・業務施設用地 に大型アウトレットモールの進出が決定するなど、都市基盤の整備・充実にも努めてまいりま した。

また、地域の発展と人材の育成を図ることを目的に、3つの大学と連携事業に取り組んでおり、昨年は茨城大学との地域連携シンポジウムを総合保健福祉会館及び県立医療大学で開催いたしました。

今後も、こうした成果をさらなる阿見町の発展につなげるため、全力を傾注し、将来に向け た確かなまちづくりを進めてまいります。

特に、町民との協働、民間活力の導入、さらには負担の適正化など、効率的な行政経営を推進するとともに、昨年3月に開通した首都圏中央連絡自動車道の波及効果を最大限に生かしたまちづくりを進めてまいります。

次に、町政運営の重要課題の取り組みについて、第5次総合計画の施策の大綱に沿って、基本方針を申し述べてまいります。

1つ目は、みんなの声が生きるまちづくりであります。

町民の声を着実に反映し生かすことのできる協働のまちづくりを目指すため、町民活動の拠点となる「町民活動推進課」を新設し、町民と行政の積極的な協働を推進するとともに、地域

の特性を生かした個性豊かなまちづくりを推進してまいります。

町民活動推進課では、区長会及び行政区活動の支援、防犯・防災対策、地域の交通安全対策など、地域コミュニティー活動への支援を行っていくとともに、町民活動センターの運営を初め、NPO法人やボランティア団体への活動支援を推進してまいります。

さらに、女性行政推進に当たり、男女共同参画社会の実現に向けての企画・調整を図ってまいります。

また、従来から掲げております大学との連携につきましては、茨城大学とは地域連携協力協 定に基づき、新たな取り組みとして、町における交通体系の見直しや地域に即した公共交通網 の整備ための公共交通計画策定に向けた連携事業に着手してまいります。

県立医療大学においても本年2月に地域連携協力協定を締結し、保健・医療・福祉の分野は もとより、教育、文化などさまざまな分野で連携を図ることにより、特色のあるまちづくりを 推進し、地域振興、地域活性化につなげてまいります。

2つ目は、環境を守りはぐくむまちづくりであります。

地球規模での環境問題に的確に対応し、持続可能な資源循環型社会を形成するため、阿見町環境基本条例を制定し、地球温暖化対策やごみの減量・資源化を初めとする施策を推進するとともに、自治体としての地球温暖化対策実行計画を策定するなど、温室効果ガスの削減に向けての取り組みを進めてまいります。

また、廃棄物の不法投棄の監視、取り締まりを強化するとともに、環境美化への取り組みを 推進してまいります。

さらに、限りある地域資源を次世代に継承するため、平地林や河川、湖沼などの自然資源を 積極的に保全してまいります。

3つ目は、安全で安心に暮らせるまちづくりであります。

町民が安全に暮らせることのできる町を目指し、阿見町地域防災計画の見直しを行い、防災対策の推進を図るとともに、災害時にも対応できる消防・救急体制のさらなる充実に努めてまいります。

また、防犯対策については、警察署や地域住民と連携・協力して安全・安心なまちづくりに 向け、防犯パトロールなどの取り組みを推進してまいります。

さらに、町民が安心して暮らすことのできる清潔で潤いのある生活環境を目指し、上下水道の整備・促進を図ってまいります。

上水道については、配水管の新設を行うことにより、将来の水需要への対応、未普及地域の解消、給水普及率の向上に努めるとともに、老朽管の布設がえを行うことにより、有収率の向上を図ってまいります。

下水道につきましては,長期的視点に立った下水道施設の維持管理と,下水道普及率の向上を推進するとともに,計画的な整備に努めてまいります。

また、農村集落の生活環境の改善を図る農業集落排水事業については、現在進めている福田 地区と実穀上長地区の早期完成に向け整備を推進してまいります。

4つ目は、健康で明るくやさしいまちづくりであります。

従来から一貫して推進してきた健康と福祉のまちづくりをさらに推進するため、「あみ健康づくりプラン21」に基づき、町民の主体的な健康づくりを積極的に推進するとともに、医療機関との連携を図りながら、地域医療の充実に努めてまいります。

また、本年4月から施行される75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療制度については、新制度へのスムーズな移行が図れるよう努めるとともに、高齢者の医療の確保に関する法律の施行により、各医療保険者が行うこととなる特定健康診査・特定保健指導については、関係各課において連携した取り組みを図ってまいります。

さらに、高齢者が健康で安心して生活を送ることができるよう、阿見町老人保健福祉計画・ 介護保険事業計画の見直しを行うとともに、高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み なれた地域で生活を継続することができるよう地域密着型サービスの拠点整備を推進してまい ります。

また、児童対策につきましては、現在実施している放課後児童クラブを有効に活用しつつ、 放課後子ども教室についても段階的に取り組んでまいります。

5つ目は、生き生き学びのまちづくりであります。

予科練平和記念館につきましては、記念館の整備及び管理に充てるため設置した予科練平和記念館整備管理基金への寄附金の募集・PRを引き続き行うとともに、現在進めている実施設計に基づき本体工事の発注を行うなど、平成21年度完成に向け、整備を推進してまいります。

また、生涯学習につきましては、学習活動の活性化を図るため、町民のニーズに見合った内容と学習の場を提供するとともに、ふれあい地区館活動など町民主体の生涯学習を進めてまいります。

さらに、学校教育につきましては、安全な教育環境を確保するため、校舎・体育館などの学校施設の耐震化を進められるよう、学校施設耐震化基金を設置するとともに、学校給食の安全性と質の向上を確保するため、老朽化した給食センターの施設整備については、引き続きPFIによる整備運営の検討を行ってまいります。

6つ目は、暮らしを支える活力あるまちづくりであります。

安定した暮らしを将来にわたり支え、活力とにぎわいのある地域産業を推進するため、農業 の振興については、農業後継者の確保・育成や認定農業者に対する支援・相談活動を行い、担 い手農家の育成に努めるとともに,規模拡大意欲のある農業者への農地の集積や,遊休農地の 解消対策に努めてまいります。

また、商業の振興については、大型商業施設設置の支援を行うとともに、地元商店の活性化を図るため「がんばる商店街支援事業」に取り組み、町商工会と協同しながら支援してまいります。

工業の振興については、引き続き県との連携をとりながら、阿見東部工業団地への優良企業の誘致を積極的に推進するとともに、既存企業の振興を図ることにより、雇用の場の拡大や就業環境の向上など、町民の生活基盤の安定を目指してまいります。

さらに、観光の振興については、本町の最も重要な観光資源である霞ヶ浦及び現在整備中の 霞ヶ浦平和記念公園を有効に活用するとともに、阿見町が持つ豊かな自然、文化や歴史、豊富 な食材など、新たな観光資源の発掘により、特色ある観光プランの作成を行う阿見町観光プロ デュース事業に取り組み、地域や産業の活性化を図ってまいります。

7つ目は、快適で便利な美しいまちづくりであります。

現在整備中の本郷第一土地区画整理事業については、事業の早期完了を目指すとともに、保留地の分譲を促進するため、総合的かつ多角的な販売対策を推進してまいります。

また、荒川本郷地区は、本町の荒川沖市街地を形成するための核となる地区であり、重要な位置にあることから、都市計画道路等の基盤整備を図りつつ、適正な市街地の誘導に努めてまいります。

さらに吉原地区については、首都圏中央連絡自動車道の阿見東インターチェンジまでの区間が開通したことから、第一施行地区である吉原東地区の整備を促進するとともに、インターチェンジを基点とする道路ネットワークを構築するため、都市計画道路阿見・小池線や追原・久野線など、幹線道路の早期完成を県に強く要望してまいります。

その他,公園・緑地などの保全・整備や,良好な住環境づくりを目指すとともに,魅力ある 景観形成の推進を図ってまいります。

最後に、効率・効果・透明性を大切にするまちづくりであります。

本町を取り巻く社会情勢や町民ニーズに迅速・的確に対応できる組織とするため、町長公室と総務部を整理統合し、行政経営に取り組むとともに行政改革をさらに推進してまいります。

また、新たな税源の確保も含め、あらゆる面での増収対策と徹底した経費の縮減を行い、財 政基盤の確立を目指すとともに、安定的かつ自立した財政運営を推進するため、その基本とな る公平・公正な課税と収納率の向上に努めてまいります。

さらに、町の最上位計画である阿見町第5次総合計画を着実に実現していくため、後期基本 計画の策定を進めるとともに、行政評価を活用した進行管理を実施し、マネジメントサイクル に基づく行政経営の仕組みを確立することにより、新たな行政課題に対して、柔軟かつ迅速に 対応できる行政経営を目指してまいります。

以上, 町政運営に関する所信の一端を申し上げましたが, 議員各位並びに町民の皆様の, なお一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

なお、これに続きまして、主な施策の概要があるわけでありますが、この説明につきましては、副町長に説明させるということにしますので、よろしくお願いいたします。

○議長(久保谷実君) 副町長大﨑誠君,登壇願います。

# [副町長大﨑誠君登壇]

○副町長(大﨑誠君) 続きまして、平成20年度の主な施策につきまして、第5次総合計画の施策の体系に基づき、その概要を御説明いたします。

1, みんなの声が生きるまち。ふれあいのまちづくりであります。

町民参加につきましては、町民と行政が協働に基づくまちづくりを推進するため、町民活動の拠点となる「町民活動推進課」を新設し、コミュニティー活動の支援やNPO法人・ボランティア団体への活動支援を行うとともに、地域における自主的なコミュニティー活動を推進するため、地域の集会施設等の整備に対する助成を引き続き実施してまいります。

また,総合計画策定まちづくり会議を初めとした,公募方式による各種審議会への町民参加 やパブリックコメントの積極的な活用など,計画策定段階での町民参画を推進してまいります。

全町的な町民活動につきましては、エコミュニティーのまちづくりを推進していくための機会として、従来から行っているクリーン作戦やまい・あみ・まつりなどを継続・発展させてまいります。

まい・あみ・まつりの開催に当たりましては、多くの町民の参加によるコミュニティー活動 を推進するため、一層の支援と充実を図ってまいります。

また、地域の環境づくり、景観形成などの役割も担う、花ひらくまち推進事業などを推進することにより、ふるさとして誇りを持てる地域づくりを推進してまいります。

時代の変化に対応したまちづくりであります。

人権については、同和問題を初め、子供のいじめ、高齢者の虐待、女性に対する差別、セクシュアル・ハラスメント、障害者や外国人に対する差別など、さまざまな人権問題がありますので、人権に対する認識と理解を深めることにより差別のない地域社会づくりを目指すため、人権教育及び人権相談を引き続き実施してまいります。

男女共同参画社会の実現につきましては、平成17年3月に策定した男女共同参画プランに基づき、「ともに生き、ともにつくるまち、阿見」を基本理念に、女性も男性もそれぞれの考え方や意思が尊重され、ともに支え合い、ともに責任を担い、一人ひとりが個性や能力を最大限

に発揮して,多様な生き方を選択できるような社会を実現するために,さまざまな施策を推進 してまいります。

国際化・国際交流事業につきましては、設立10周年を迎えた阿見町国際交流協会を中心に、町民主体の草の根交流を目指し、姉妹都市交流や町内外国人との交流イベントなど、さらなる国際化に向けたまちづくりを推進するためのさまざまな事業を行ってまいります。

また、海外都市との交流では、中国柳州市への町民訪問団、中学生親善大使の派遣、米国スーペリア市から市民訪問団、中学生のホームステイ、及び中国柳州市から市民訪問団の受け入れを計画しております。

大学・研究機関との連携につきましては、茨城大学に続き、県立医療大学と地域連携協力協定を締結したことから、これまで以上に連携を強化するとともに、よきパートナーシップを築き上げていくことで、双方にとって、よりよい振興が図られるよう積極的な取り組みを進めてまいります。

本年度の新たな取り組みとして、茨城大学との連携により公共交通計画策定に着手するとと もに、県立医療大学とは、あみ健康づくりプラン21の中間評価や高齢者の転倒予防のためのサ ポート事業を実施するなど、さまざまな分野での連携事業を実施してまいります。

また、従来から取り組んでいる介護データベースの構築や、大学関係者も参加した農業対策 推進会議で検討された地産地消等に係る事業を推進するとともに、引き続き、さまざまな観点 からの意見を聴取し、地域振興、地域活性化につなげてまいります。

2、環境を守りはぐくむまち。地球環境を守るまちづくりであります。

地球環境の保全につきましては、町民・行政がそれぞれの役割を認識し、私たち一人ひとりがみずからの責任として取り組むべき極めて重要な問題であり、新たに、阿見町環境基本条例を制定し、良好な環境の保全及び創造についての基本理念を定め、積極的に環境保全活動に取り組む体制の整備を進めてまいります。

また,第1次阿見町地球温暖化対策実行計画の実績をもとに,第2次阿見町地球温暖化対策 実行計画を作成し,町も一事業者として,みずからの事務・事業により排出される温暖化ガス を抑制・削減するとともに,町施設の冷暖房管理の徹底・ごみの発生抑制の推進等を進めてま いります。

資源循環型社会の形成につきましては、ごみの排出抑制・資源化・再利用促進や、一人ひとりのライフスタイル、消費活動の形態等多面的な見直しを図るとともに、子供会リサイクル環境教育事業の推進やエコショップ制度の協力店の増等、住民・事業者に対し、ごみの排出抑制・有効利用・分別収集についての周知・啓発を図ってまいります。

ごみ減量化対策事業につきましては,町内約1,000カ所を超える集積所を利用したステーシ

ョン回収方式による,資源ごみの回収や生ごみ処理容器等購入費補助事業の推進により,より 一層の分別対策の徹底及びごみの減量化を図ってまいります。

不法投棄対策事業につきましては、町環境美化推進員や不法投棄監視員及び県の委嘱を受けたUD監視員によるパトロールを強化するとともに、郵便局と連携し、町内での集配業務とあわせて不法投棄の監視を行うなど、不法投棄の早期発見・早期対応に努めてまいります。また、新たに環境保全監視嘱託員を配置し、監視、指導、監督に当たります。

土砂等による土地の埋め立て、盛土及び堆積の規制については、平成18年1月1日より条例を改正し規制を強化しておりますので、引き続き厳正に運用してまいります。また、不法盛土対策本部を立ち上げ、懸案となっている事案の早期解決を図ります。

ごみの適正処理につきましては、可燃ごみの焼却処理、不燃ごみを破砕してからの可燃物・ 資源物などへの選別、缶、瓶、ペットボトルなどの分別収集により、可燃ごみの減量化や資源 物の再利用化を図ってまいります。

処理施設の適正な運営・維持管理につきましては、霞クリーンセンター及びさくらクリーン センターの修繕工事や検査を定期的に実施して、施設の延命や環境に配慮した稼働を図ってまいります。

地域環境を守るまちづくりであります。

自然環境の保全につきましては、引き続き県の補助事業を導入し、森林所有者の理解と協力を得ながら、平地林保全事業並びに造林事業を進めてまいります。あわせて、河川・湖沼につきましても周辺緑地を含めた一体的な保全を図ってまいります。

自然環境に配慮した農業の推進につきましては、土づくり技術、化学肥料低減技術などを一体的に導入することによる、環境にやさしく持続性の高い農業生産方式を推進してまいります。 また、産業廃棄物扱いとなる使用済み農業用ビニール、ポリエチレン製品の回収を実施し、 農業用廃プラスチックの適正処理対策に当たってまいります。

さらに、農地や農業用水等の適切な保全と質的向上を図る地域の共同活動に対する支援を継続するとともに、良好な農村環境の形成や環境を重視した農業生産への取り組みを共同で実施する地域の拡大に努めます。

公害対策事業につきましては、工業団地進出企業との公害防止協定の締結、公害防止法令の 規制が適用される事業所等に対するさらなる指導監視を強化することにより、公害の未然防止 に努めてまいります。

また、霞ヶ浦に流入する河川の定期水質検査や、地下水の水質についても井戸水検査により 継続して実施してまいります。

環境美化事業につきましては、阿見町環境美化条例に基づき、阿見町環境保全町民会議との

連携を強化し、空き缶等や粗大ごみの投げ捨て、大のふん害、違反ごみ出しの防止、空き地等 の適正な管理及び霞ヶ浦湖岸の美化を図る啓発事業に取り組みます。

また、ごみ集積所設置事業により集積所の整備を支援します。

生活排水浄化につきましては、水質浄化に対する町民の意識高揚を図るため、霞ヶ浦浄化対策事業の一環として、小学生による流入河川の水質調査や霞ヶ浦湖上視察事業を実施し、阿見町家庭排水浄化推進協議会及び水質監視員の協力を得ながら、水質浄化への啓蒙・啓発等を積極的に推進してまいります。

さらに、生活雑排水による公共水域の汚濁防止策としては、霞ヶ浦水質保全条例の施行に伴い、合併処理浄化槽設置補助事業を充実します。あわせて単独浄化槽の撤去に対する補助を新設し、事業に取り組みます。

3,安全で安心に暮らせるまち。清潔で潤いのある生活環境づくりであります。

上水道の整備につきましては、平成17年度より未整備地区への配水管布設を目的とした、上郷配水場と追原配水場とを新しい配水管で連結する大環状管の布設を引き続き実施いたします。

また、平成20年度に水道事業の将来にわたる「水道ビジョン」の策定を予定しております。

下水道整備につきましては、既成市街地内の整備はほぼ完了しておりますが、私道部等の未整備箇所における整備を引き続き促進してまいります。

また,新市街地につきましては,現在進めている荒川本郷地区の調整池整備及び阿見吉原東 土地区画整理事業地内の汚水管渠並びに雨水管渠等の整備を継続して促進いたします。

下水道整備が完了し、既に供用が開始している区域については、投資効果の向上を目指し、 未水洗化世帯に対する戸別訪問や水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給制度の利用増進 を積極的に推進し、水洗浄化率のさらなる向上を図ってまいります。

農業集落排水事業については、福田地区において、今年度の中継ポンプ施設工事ですべての 工事が完了し、平成21年度からは各家庭から排水処理が可能となりますので、供用開始に向け た準備を進めます。

実穀・上長地区においても継続して管路築造工事を実施して,集落排水事業を推進します。 町民の生命と財産を守る地域づくりであります。

地域防災につきましては,災害発生時に迅速に対応できるよう,町民の防災意識の高揚と自 主防災組織の育成強化を図るとともに,防災備品,備蓄品等の充実を図ってまいります。

さらに,防災力の向上,被害の最小化,危機管理体制の整備に努めるよう,防災に関する基本計画である地域防災計画の修正を行ってまいります。

防犯対策につきましては、阿見町防犯連絡員の協力により、公用車による青色防犯パトロールを実施し、地域における犯罪及び事故の防止に努めてまいります。

また,安全な地域づくりのために防犯灯の助成の実施や,町民が自主的に実施する防犯活動を支援するための支援・相談体制の充実を図ってまいります。

さらに、牛久警察署及び阿見地区交番と連携し、治安維持の強化を図ってまいります。

消防・救急につきましては、大規模化、複雑多様化する不時の災害に対応するため、水槽付 消防ポンプ自動車(8,000リットル)の購入、資機材及び消防水利の整備、法改正に伴う知識、 技術の向上のための職員教育を引き続き図ってまいります。

また、年々増加するCPA(心肺停止)患者の救命率向上のため、自動式心マッサージ器の整備及びバイスタンダー(傷病者の脇に居合わせた応急手当ができる人)の育成を推進し、救命法の普及啓発に努め、救命率の向上を図ってまいります。

消防団につきましては、団員の教育訓練の充実を引き続き図ってまいります。

交通安全対策につきましては、第8次阿見町交通安全計画に基づき、歩行者・運転者の交通 マナー向上のため、交通安全関係機関と密接な連携を図りながら、年少者や高齢者を対象に交 通安全教室等を開催し、交通安全意識の高揚、啓蒙、啓発運動を推進してまいります。あわせ て交通安全施設の整備を図るとともに、チャイルドシートの貸し出し事業を推進してまいりま す。

消費生活につきましては、多重債務などに見られるように、相談内容が年々複雑多様化していることから、関係機関と連携を図り、相談体制の充実に努めるとともに、消費者リーダーの育成を強化し、町民の安全・安心な消費生活を推進してまいります。

また、広報紙や出前講座などの各種広報により、高齢者や若年者などへの啓発に努め、町民の消費生活に関する意識の向上を図ってまいります。

4、健やかで明るくやさしいまち。健康で元気なまちづくりであります。

あみ健康づくりプラン21の中間評価と計画の見直しを行い、社会変化の動向と町民ニーズに 即した、町民一人ひとりの健康づくりのための行動計画を策定し、行政・地域・職場・医療機 関の連携により、生活習慣病を予防するための各種事業の推進に取り組んでまいります。

各種健診事業につきましては、健診内容の充実を図り、がんや循環器疾患等の早期発見・早期治療による二次予防を推進するとともに、受診結果に基づき適切な保健指導を行い、メタボリックシンドロームの予防のための保健指導を充実してまいります。

また, 高齢者に対しては, 健康長寿を目標に運動・食生活等多方面にわたる保健指導を行う ことにより, 生活習慣の改善を図る介護予防事業の展開に努めてまいります。

母子保健事業につきましては、健康教育や健康診査・育児相談を行うとともに、訪問活動により支援を強化してまいります。

特に、妊娠中の健康診査の費用負担について充実を図り、安心して出産できる環境づくりに

努めてまいります。

また、予防接種に関する正しい知識の啓発を図り、接種率の向上に努めてまいります。

地域医療につきましては、町民が休日や夜間の救急時に最寄りの総合病院や各診療所等で速 やかに治療が受けられるよう、在宅当番医制、病院群輪番制及び小児救急輪番制の体制を維持 し、だれもが安心して暮らせるまちづくりを目指してまいります。

みんなで支えるやさしいまちづくりであります。

地域福祉につきましては、社会福祉協議会、社会福祉法人等の社会福祉事業者、NPO法人 や民生委員・児童委員、ボランティア団体等との連携を図りながら、だれもが健康で安心して 生き生きと暮らすことのできる地域社会づくりに努めてまいります。

介護保険につきましては、新たに第4期阿見町介護保険事業計画を策定するとともに、高齢者が要介護状態になっても、住みなれた地域で生活を継続しながらサービスが利用できる地域密着型サービスの整備に対し助成を行うなど、整備を推進してまいります。

さらに、高齢者が安心して暮らすことができるよう、引き続き介護サービス基盤の充実と制度の円滑な運営に努めるとともに、要介護状態になる前の方を対象とした地域支援事業や、軽度者を対象とした新予防給付を実施し、要介護者の発生や悪化を防止するとともに、生活機能の維持向上を図ってまいります。

また、サービスの効果的な推進と介護需要の圧縮を図るため、引き続き介護情報のデータベース化の推進を図ってまいります。

高齢者福祉につきましては、第4期介護保険事業計画の策定にあわせ、阿見町老人保健福祉計画の見直しを行い、引き続き、高齢者ができる限り要介護とならずに自立した生活を送ることができるよう、介護予防・地域支え合い事業、元気わくわく支援事業、家族介護支援事業、成年後見制度利用支援事業及び地域ケアシステム推進事業を実施してまいります。

児童福祉につきましては、阿見町次世代育成支援対策行動計画に基づき、未来を担う子供た ちが健やかに成長していけるよう、町全体で子供と子育てにやさしいまちづくりに取り組んで まいります。

保育所につきましては、公立保育所の老朽化対策並びに保育サービスの向上と経費の削減等を目的として、次の世代のためによりよい保育環境を提供するための運営手法の見直しを行ってまいります。具体的には、曙保育所と青宿保育所の統合改築に、民設民営の導入を進めてまいります。

児童館につきましては、子供を取り巻く地域の支援をより円滑に行うために、運営委員会の 設置を図ってまいります。

放課後児童クラブにつきましては、国において放課後児童に限らず6年生までの受け入れを

考慮した総合的な放課後の児童対策として「放課後子どもプラン」を推進しておりますので、 町においても住民ニーズにこたえられるよう、放課後対策の推進を図ってまいります。

また、少子化対策の一環として実施している、子供に恵まれない夫婦に対する不妊治療費補助制度の充実を図ってまいります。

障害者福祉につきましては、障害を持つ人が住みなれた地域で各々が有する、その能力や適正に応じた日常生活または社会生活が営めるよう、介護給付・訓練等・支給・地域生活支援事業等のサービスを継続してまいります。

さらに、障害者福祉サービスの種類・内容等についての啓発活動を強化し、障害者福祉の充 実を図ってまいります。

また,これまで実施してきた,その他の障害福祉サービスについても引き続き実施し,障害を持つ人が自立した生活を送れるよう,福祉の向上に努めてまいります。

安定した生活を守るまちづくりであります。

国民健康保険につきましては、加入者の健康の自己管理を促し、医療費支出の抑制及び適正 化を図るために、人間ドック等の受診費用に対する助成の継続及びこれらの広報・啓発、さら に平成20年度から保険者に義務づけられた特定健康診査や特定保健指導など、健康づくり課と 連携を図り予防医療の充実に努めてまいります。

また,国民健康保険事業の財政基盤の安定を図るため,国民健康保険税の賦課の適正化と, その収納確保に努めてまいります。

国民年金につきましては、町民の老後における生活基盤の安定を図るとともに、未加入者の加入促進を図り、被保険者の受給権の確保に努めてまいります。また、広報活動やイベントへの参加、年金相談等により、町民の制度への理解を促進してまいります。

老人保健制度並びに、後期高齢者医療制度につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律が改正され、平成20年4月より75歳以上の高齢者を対象とした現行の老人保健制度が後期高齢者医療制度に変わることになります。これら制度間の移行がスムーズに行えるよう、また、新たな制度におきましては、高齢者が安心して医療サービスを受けられるよう円滑な運営に努めてまいります。

医療福祉につきましては、対象となる受給者の範囲及び自己負担金等の制度の周知を図り、 対象者の認定と適正な医療費助成に努めてまいります。

5、生き生き学びのまち。心豊かなひとづくりであります。

幼児教育につきましては、引き続き、私立幼稚園・保育所等と連携を強化しながら、国の就 園奨励補助事業、町単独による保護者補助事業の推進を行い、保護者の経済的負担の軽減を図 り、幼児教育の充実を図ってまいります。 学校教育につきましては、学習指導要領のもと、各学校において児童生徒が生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、みずから学びみずから考える力の育成を図るとともに、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、個に応じた教育の充実に努めてまいります。

心の教育の充実につきましては、ボランティア活動などの社会奉仕活動や、平地林の活用などによる自然体験活動、あいさつ運動の実施、そして道徳や特別活動により一層の充実を図ってまいります。

また、子供たちの不安や悩みを取り除くため、教育相談・不登校相談の一層の充実を図ってまいります。

多様な教育活動の充実につきましては、新たに教員補助として、学校生活上困難を有する児 童生徒の支援を行う特別支援員を配置するとともに、ティームティーチングや地域人材の活用、 少人数学習や習熟度別学習など、多様な指導方法・学習内容の充実を図ってまいります。

また、学校図書室については、引き続き全小・中学校に司書等を配置するとともに、蔵書数の確保に努め、児童生徒がいつでも読書できる環境整備の充実を図ってまいります。

情報教育の充実につきましては、コンピューターを活用した情報教育の推進を図るため、新たにハード機器を増設するとともに、すべての教員がコンピューターを活用した授業の指導ができるよう情報教育の研修の充実を図ってまいります。

学校・家庭・地域との連携につきましては、学校評議員会を充実させるとともに、学校からの積極的な情報発信を行い、学校・家庭・地域社会とのコミュニケーションを密にしてまいります。

また,授業だけでなく全教育活動の中で,保護者や地域の人たちを活用した行事を計画し, 実施してまいります。

児童生徒の安全につきましては、老朽化した校舎・体育館等学校施設の耐震改築・改修に備えるため、新たに阿見町学校施設耐震化基金を創設し、計画的な維持補修及び施設整備を目指すほか、防犯対策については、児童生徒が自分の身を守る危険回避能力を身につけさせるとともに、犯罪の起きにくい地域づくりに努めてまいります。

老朽化している給食センターにつきましては,改築に向けた具体的な手法の調査を実施しながら,安全で安心な給食が提供できるよう,施設環境の整備に努力してまいります。

いつでもどこでもだれでも学べる仕組みづくりであります。

生涯学習につきましては、みずから学習する意欲と能力を養い、社会での自己実現を図られるようさまざまな教育機関を相互に連結し、総合的に整備・充実することが望まれる中、町民のニーズにこたえられるよう、専門委員会、社会教育委員会、公民館ふれあいセンター運営審

議会等の意見を参考に、充実を図ってまいります。

公民館等の事業につきましては、中央公民館は町全体を対象とした事業を、また君原・かす み地区公民館及び本郷・舟島のふれあいセンターについては、地域の多様な学習課題に対応し た学習活動を支援してまいります。

図書館につきましては、経営型図書館運営を継続しながら、平日午後6時までの会館を引き続き行ってまいります。そして、図書資料・視聴覚資料の充実を図るとともに、町民のニーズに沿った図書館運営を進めてまいります。

ふれあい地区館活動は、活動開始から17年を経過し、参加者や事業の固定化が進み、活動の 転換期を迎えています。各ふれあい地区館の代表者や社会教育指導員と連携しながら、新たな 学習の展開と、ふれあい地区館の組織再編を検討しながら、ふれあいの場の創造を推進します。

子供の居場所づくり事業については、土曜・日曜日の休日等に地域の方々の参画を得て、子供がスポーツ・文化活動・地域住民との交流を通して、地域社会の中で心豊かで健やかに育つ環境づくりを推進してまいります。

スポーツ・レクリエーション事業につきましては、心身ともに健康で活力ある生活を営むために生涯スポーツを推進するとともに、スポーツ教室や講習会を開催し、健康維持・増進に関する意識の高揚と技術の習得を図るとともに、町民運動会やマラソン大会等、各種大会への積極的な参加を図りながら、スポーツの振興を図ってまいります。

青少年の健全育成につきましては、学校・家庭・PTA関係・地域・青少年育成各種団体等 との連携強化を図りながら、子供たちの非行防止パトロールや街頭指導を実施してまいります。 また、健全育成に関する各種相談や非行防止キャンペーン等啓発事業を推進します。さらに、 今年度も全小・中学校において、御近所の底力再生事業の一環として「あいさつ・声かけ運

地域が育てる文化づくりであります。

動」に取り組んでまいります。

芸術・文化活動につきましては、伝統芸能や文化をその地域だけでなく、広く町民に公開するために発表する場を提供し、保存意識の高揚と後継者育成を図りながら、人材の確保に努め振興を図ります。

また、文化財の保護につきましては、文化財保護法の精神を尊重し、文化遺産等を歴史・芸術・学術上、または鑑賞上価値の高い文化財を保存し、その活用を図りながら文化財の保護に努めてまいります。

さらに、公民館・ふれあいセンターのギャラリー等を活用し、文化財等の展示をすることにより、文化財愛護意識の高揚を図り、文化遺産を後世に伝承していくまちづくりを目指してまいります。

予科練平和記念館の整備につきましては、建築・展示工事を平成20・21年度の2カ年継続で 実施し、平成22年2月完成を目指します。

また、記念館整備のための寄附金の募集及び資料収集を継続的に実施するとともに、特別展の開催等により、町民の機運醸成を図ります。さらに、開館に向けた記念館の運営方法の検討や、関係団体との連携協力を推進してまいります。

○議長(久保谷実君) それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は、午後1時からといたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長(久保谷実君) それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま22番岡崎明君が退席をいたしました。したがいまして、ただいまの出席議員は20名です。

副町長大﨑誠君, 登壇願います。

## [副町長大﨑誠君登壇]

○副町長(大﨑誠君) それでは、6番目の暮らしを支える活力あるまちから、引き続いて説明させていただきます。

活力とにぎわいの産業づくりであります。

農業の振興につきましては、生産性の高い農業の展開とあわせて、消費者の求める、安全・ 安心で高品質な農産物を安定的に供給できる農業を推進していくことが、重要な課題となって おります。

生産者・消費者・農協との話し合いを組織的に進め、農業改良普及センター等の関係機関の 支援を受けながら、消費者ニーズに対応した農業の展開、さらに環境保全型農業の地域におけ る実践的な取り組みを進めてまいります。

また,国・県との農業政策の整合性を図りながら,地域の合意のもとに担い手の明確化と幅 広い担い手の確保・育成を進めるとともに,集落営農の確立に努めてまいります。

さらに、町単独事業である新規就農者支援事業や集落活性化事業について、一層の事業効果 が得られるよう推進してまいります。

農業基盤整備につきましては、農業用水路等の施設の修繕、清掃等の維持管理及び土地改良 区運営経費の軽減を図るための補助を実施してまいります。

畜産の振興につきましては、生産性の向上を図り、安全・安心かつ高品質で競争力のある畜 産物を生産し得る畜産農家の育成策として、町単独事業である家畜改良増殖事業補助金を継続 するとともに、地域社会と調和する畜産経営環境の改善指導に努めてまいります。

商業の振興につきましては、本町の商業は商店街としての連続性に乏しく点在型となっており、また、郊外型ロードサイド大型店への消費者の流失により、地元商店の閉店が続き、大変厳しい経営環境となっております。

このような状況を打開するため、町では地元商工会はもとより、商業まちづくり委員会やあ みポイントカード、商工まつりへ補助を行うとともに、自治金融に対する利子補給など、さま ざまな支援により商工会と協働したまちづくりを推進してまいります。

また, 商工業に関する懇談会を定期的に開催することにより, 商工業関係者と密接な連携を 図り, 地域経済の発展に努めてまいります。

さらに、地域資源の活用など、地元ならではの創意工夫による商工会の商店街活性化の取り 組みに対し、県と町が補助する「がんばる商店街支援事業」を新たに実施し、地元商業の振興 を図ってまいります。

工業の振興につきましては、現存企業誘致活動を行っている阿見東部工業団地への進出企業が13社、15件と大幅に増加し、うち11社が操業しております。今後の企業誘致に当たりましては、圏央道の開通効果や奨励金の交付などによる当団地の優位性をPRし、県企業局と連携を図りながら、積極的な誘致活動を展開してまいります。

また、企業進出に伴い新たな雇用の創出も見込まれますことから、町民の就業機会確保のため、進出企業の求人情報の提供を行うなど、地元雇用対策の推進を図ってまいります。

観光の振興につきましては、町内の観光資源を再発見・再価値化し、観光振興のきっかけづくりを行う阿見町観光プロデュース事業を新たに展開してまいります。

また、観光客のニーズが多様化し、見るだけの観光から体験する観光が注目されてきていることから、産業遺産や産業集積を見て、学んで、楽しむ産業観光や遊覧飛行や乗馬体験などの遊びをテーマにした観光、農産物の収穫体験(農業体験)をテーマにした観光を推進してまいります。

さらに、平成22年2月に開館予定の予科練平和記念館を核に、霞ヶ浦を有効活用し、霞ヶ浦 湖畔の名所をめぐる周遊観光など、周辺市町村と連携を図りながら霞ヶ浦観光を推進してまい ります。

7、快適で便利な美しいまち。総合的・計画的なまちづくりであります。

都市計画につきましては、地域の特性を生かし、自然と調和したまちづくりを実現するため、 市街化区域及び市街化調整区域の区域区分(線引き)や具体的な土地利用に即した用途地域の 変更などの検討を行い、適正なまちづくりを図ってまいります。

土地区画整理事業のうち本郷第一地区につきましては,前年度に引き続き工事・補償を推進

して宅地の使用収益区域の拡大を図り、にぎわいのあるまちづくりに努めます。

また、保留地販売につきましては、大型商業施設開店の効果を最大限に活用するとともに、 民間活力を導入して積極的な販売促進を図ってまいります。

清算金徴収事務を実施中の岡崎地区につきましては、早期清算に努めます。

組合事業である中郷地区につきましては、引き続き換地処分作業を推進するとともに、民間 活力による保留地販売の実施等適切な支援・指導により、速やかな事業収束へと導いてまいり ます。

阿見東インターチェンジ周辺のまちづくりである,阿見吉原土地区画整理事業につきましては、現在第1期分として55.2~クタールについて,茨城県で事業を進めております。

圏央道の開通や今年の1月にはアウトレットモールという大型商業事業者が公募により選定 されるなど、大きな節目を迎えております。

今後も事業者である県と連携を図りつつ、圏央道や土地区画整理事業による整備効果をさら に向上させるよう事業を推進してまいります。

荒川本郷地区については、引き続き土地区画整理事業中止後の都市施設の整備とし、骨格となる幹線道路の整備を行うとともに、道路の開通とともに生じる住環境の変化や、土地利用を見据え、良好な市街地を形成していくために具体的な都市計画変更の手続に着手していきます。 住みよい豊かなまちづくりであります。

主な幹線道路の整備につきましては、JR荒川沖駅へのアクセス等、交通ネットワークを構築する上で、非常に重要となる都市計画道路荒川沖・寺子線と、荒川本郷地区内の主要道路である都市計画道路南大通り線及びセンター通り線の整備を、引き続き進めてまいります。

生活関連道路の整備につきましては、舗装新設工事を実施するとともに、幹線道路の排水整備工事を年次計画で整備いたします。また、安全な道路環境を確保するための維持・補修工事、及び未登記処理等を引き続き推進してまいります。

住宅・住環境につきましては、地区計画等を活用した住環境の維持増進を図るとともに、開発指導により、適切な市街地の誘導を進めてまいります。また、建築物の耐震改修に関する法律が改正されたことにより、該当する木造住宅を対象に、引き続き耐震診断を実施してまいります。

町営住宅の管理・建てかえにつきましては、既存住宅の適切な管理を行うとともに、老朽化した町営住宅の用途廃止及び除却を実施していきます。また、消防法等の改正により、既存住宅については平成23年5月までに火災警報器の備えつけが義務づけされたため、引き続き町営住宅に設置してまいります。

公園緑地につきましては、地域住民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの拠点、防災

の避難地の空間として、快適で安全に利用できるよう適切な維持管理を行ってまいります。

また、現存する町の貴重な自然資源である、平地林を保全していくために、引き続き県の補助事業を導入しながら、森林所有者の協力のもとに積極的に保全整備並びに造林事業を進めてまいります。

さらに、自然を生かした町民憩いの場としてのふれあいの森を活用した、緑の少年団等の活動を通じ、森林愛護運動を推進します。

景観形成につきましては、町の美しい自然環境を守り育て、魅力ある景観づくりを目的として、生け垣の設置補助等の緑化助成事業を推進してまいります。景観形成道路についても町の顔となり、都市景観や緑豊かな田園景観を保全するため、なお一層のPRを図り、沿道景観の啓蒙に努めてまいります。また、みどりの基金を活用し、町民の森や公園・緑地等の里親制度によるボランティア活動の支援を行ってまいります。

8, 効率・効果・透明性を大切にするまち。住民サービスの視点に立った行財政運営の推進 であります。

行政改革については,行政改革大綱に基づき積極的に取り組むとともに,町長公室と総務部を整理統合し,管理部門の整理・再編を図ることにより,さらなる推進を図ってまいります。

人材育成の充実強化については、阿見町人材育成基本方針に基づき、職員の能力と質の向上のため、引き続き職員研修を実施し、人材育成を図ってまいります。また、人事管理については、職員の能力・実績に基づき、職務遂行能力や勤務実績を的確に把握し、評価して、人材育成、任用・人事配置、給与処遇に活用するため、平成20年から21年の2カ年間で新たな人事評価制度を構築してまいります。

財政の健全化につきましては、事業の優先的な選択により限られた財源の重点配分を図り、 効率的で弾力性のある健全な財政運営に取り組んでまいります。また、将来にわたる町税等財 源の的確な把握と財源需要を勘案した中長期的な財政計画の策定により、計画的な財政運営を 図るととともに、町税等自主財源の安定的な確保を図るため、収納対策の強化や課税客体の的 確な把握などに努めてまいります。

入札契約制度につきましても、一般競争入札の対象工事を予定価格4,000万円以上の建設工事にするなど、さらなる適正化を図ってまいります。

行政評価につきましては、質の高い住民サービスと効率的・効果的な行政運営を行うため、 全事務事業の分析に加え、施策評価を本格導入するとともに、昨年に引き続き、業務改善運動 の取り組みを進めてまいります。

また,第5次総合計画につきましては,引き続き平成21年度からの後期基本計画の策定作業を進めるとともに,行政評価を活用した進行管理を実施し,マネジメントに基づく行政経営の

仕組みを確立することにより、新たな行政課題に対して、柔軟かつ迅速に対応できる行政経営 を目指してまいります。

町界町名地盤整理事業については、複雑化している土地・住所の表示をわかりやすくし、町民生活の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、阿見町町界町名地盤整理基本計画に基づき、岡崎、住吉、うずら野地区を実施してまいりました。今年度は、中郷土地区画整理事業地内の実施に向けて、町界町名地盤整理推進委員会を組織してまいります。

行政手続の利便性の向上につきましては、戸籍・住民票等の請求が個人情報の保護により請求範囲が限定され、本人確認が義務となる法律改正がされました。施行時期は、平成20年5月に予定されているため、事前の周知や窓口における的確な説明に努め、迅速かつ丁寧な窓口対応を心がけてまいります。

窓口サービスについては、混雑が予想される月曜日の窓口案内を引き続き実施するとともに、 窓口への誘導や要件把握が的確・円滑に行えるよう、窓口サービスの点検・調査を行い、サー ビスの改善を図ってまいります。

さらに、日曜開庁による町民課諸証明等の交付及び収納業務並びに電話予約による諸証明交付サービスなど、平日に来庁しづらい町民に向けたサービスの拡張については、広報紙やインターネットホームページによる周知を継続的に行い、積極的な制度活用を促してまいります。

情報化に対応した透明性の高いまちづくりであります。

広報活動つきましては、行政情報の的確かつ迅速な提供と町民生活の利便性の向上を図るため、「広報あみ」を月2回(通常版・お知らせ版)発行するとともに、町ホームページのさらなる充実を図ってまいります。

広聴活動につきましては、町民参加による町政実現の重要な手段として位置づけ、町民と語る集いや町長への手紙、各種懇談会など、さまざまな機会と場において町民の皆さんの意見や要望、提案を伺い、町の方針や事業に反映させてまいります。

情報公開については、行政情報公開の一層の推進と町民が利用しやすい情報公開制度の運用 に努めるとともに、正確で適正な情報を迅速に公開できるよう、文書管理の一層の充実を図っ てまいります。

個人情報の保護については、個人情報の適正な取り扱いを確保し、個人の権利利益の保護を 図ってまいります。また、情報公開・個人情報保護審査会において審査の充実や運営の効率化 を図ってまいります。

情報化につきましては、情報化の便益を最大限活用し、住民ニーズに即した行政サービスの 質的な向上を実現するため、電子自治体の構築を目指してまいります。そのために、国、県、 周辺市町村との総合行政ネットワークの活用、電子申請の利用促進、統合型GISの活用、統 合型文書管理システムでの電子決裁の構築など、行政内部及び住民向けの情報化を推進してまいります。

広域行政に取り組むまちづくりであります。

広域行政につきましては、町民の日常生活圏が拡大する中で、人々の価値観や生活スタイルも多様化しており、効率的な行政運営が望まれております。そのため周辺の自治体と連携を強化し、行政サービスの向上を図るとともに、機能的で一体感のある広域行政の推進に努めてまいります。

以上で、施策の概要についての説明を終わらせていただきます。

○議長(久保谷実君) 町長川田弘二君,登壇願います。

## 〔町長川田弘二君登壇〕

○町長(川田弘二君) 施政方針,主な施策の概要の説明が大分長くなりましたが,これから, 議案第19号,平成20年度一般会計予算の概要につきまして申し上げます。

まず、予算編成に当たっての基本的な考え方から申し上げますと、歳入面で町税など一般財源の減少が見込まれたことや、歳出面で他会計への繰出金の増加、公債費の高負担、大規模事業による負担増が見込まれていることから、あらゆる財源確保を講じるとともに、一層の歳出削減に取り組み、町民生活の向上のため真に必要な事業を推進することを基本として、限られた財源の重点的かつ効率的な配分を念頭に置き、予算編成に取り組んだところであります。

それでは、一般会計予算の概要を申し上げます。

一般会計の予算総額は132億2,000万円で、前年度と比較しますと6.4%の増となっております。

この増の主な理由としましては、税源移譲に伴う所得変動還付金の新規計上、荒川本郷地区都市計画街路整備事業や阿見吉原東土地区画整理事業関連町道整備事業の増、公的資金補償金免除の形で繰り上げ償還制度を活用した地方債の繰り上げ償還の新規計上などによるものであります。

歳入におきましては、大規模法人の業績好調による法人町民税や工場・店舗などの大規模施設の新築による固定資産税などの増収が見込まれ、町税全体で6.1%の増額計上。

その一方,地方交付税は、好調な法人町民税の税収が反映されるため、平成19年度に引き続き普通交付税の不交付が見込まれ、交付税全体で15.0%の減額計上となっております。

このように町税の増収は期待できるところでありますが、重要施策の推進のために生じる財源の不足につきましては、基金を取り崩して対処したところであります。

次に、7ページの債務負担行為につきましては、DTP編集システムなど9件につきまして、 期間と限度額を設定するものであります。 8ページの地方債につきましては、都市計画街路整備事業など5件につきまして、限度額、 利率等を設定するものであります。

以上,一般会計予算の概要について申し上げましたが,具体的な内容につきましては,担当 部長に説明させますので,慎重審議の上,議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(久保谷実君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

引き続き、担当部長から議案に対する詳細な説明を求めます。総務部長石井定夫君。

〇総務部長(石井定夫君) それでは、議案第19号、平成20年度の一般会計予算の内容につきまして御説明いたします。お手元の「平成20年度阿見町予算書」を御参照願います。

まず、歳入につきまして、予算書の歳入歳出事項別明細書により、その主な内容を申し上げます。11ページをお開きください。

第1款町税から御説明いたします。第1項,第1目個人町民税では,現年度課税分全体で,前年度と比較しまして0.3%の減額計上。

第2目法人町民税では、法人税割で大規模法人の業績が好調に推移していることから31.8% の増、現年課税分全体では前年度と比較しまして28.4%の増額計上。

第2項,第1目固定資産税では、土地で1%の増、家屋では大規模施設の新築を見込み、5.6%の増、現年課税分全体では、前年度と比較しまして3.4%の増額計上。

第4項町たばこ税では、6.1%の増額計上。

町税全体では、前年度と比較しまして、6.1%の増額計上となっております。

12ページの第6款地方消費税交付金では申告期限の関係から交付月数が減となり、7.3%の減額計上。

13ページの第11款地方交付税では、町内大規模法人の業績好調が反映された税収が見込まれることなどを考慮し、算定しました結果、平成19年度に引き続き普通交付税の不交付が見込まれ、地方交付税全体では15%の減額計上となっております。

13ページ,14ページの第13款分担金及び負担金では、児童福祉費運営費市町村負担金の減などにより、前年度と比較しまして2.9%の減額計上。

14ページ,15ページの第14款使用料及び手数料では、町営住宅使用料の現年度分の増などにより、前年度と比較しまして1.7%の増額計上。

15ページ,16ページの第15款国庫支出金の第1項国庫負担金では、被用者小学校終了前特例給付負担金の増などにより、前年度と比較しまして34.3%の増額計上。

第2項国庫補助金では,障害者地域生活支援事業補助金などの減がある一方,地域介護・福祉空間整備交付金の新規計上や,阿見吉原東土地区画整理事業関連の町道整備のための,まちづくり交付金の増などにより,前年度と比較しまして12.9%の増額計上。

国庫支出金全体では、前年度と比較しまして22.5%の増額計上となっております。

17ページの第16款県支出金の第1項県負担金では、国民健康保険保険基盤安定負担金の減などがある一方、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の新規計上などにより、前年度と比較しまして21.8%の増額計上。

17ページから18ページの第2項県補助金では、放課後児童健全育成事業補助金の増などがある一方、マル福医療に係る医療費補助金の減などにより、前年度と比較しまして25.6%の減額計上。

18ページから19ページの第3項委託金では、参議院議員通常選挙費委託金の皆減などがある 一方、税源移譲に伴う町県民税の所得変動還付金に係る県負担分の交付に伴う、個人県民税徴 収取扱委託金の増などにより、45.3%の増額計上。

県支出金全体では、前年度と比較し、7.7%の増額計上となっております。

20ページの第19款繰入金の第2項基金繰入金では、各種事業の実施に当たり、事業債の抑制に努めるとともに財源不足を補うため、財政調整基金を初め、各種特定目的基金を活用するものであり、前年度と比較しまして22.3%の減額計上となっております。

21ページから23ページの第21款諸収入では、荒川本郷地区都市計画街路整備の補助事業に係る都市再生機構負担金の増や、阿見吉原東土地区画整理事業関連の町道整備に係る阿見吉原地区道路整備負担金の新規計上などにより、前年度と比較しまして、66.6%の増額計上となっております。

23ページ,24ページの第22款町債では,臨時財政対策債の減がある一方,荒川本郷地区都市計画街路整備事業の事業債及び予科練平和記念館建設事業の事業債の増,公的資金補償金免除繰り上げ償還に係る公営住宅建設事業借換債の新規計上などにより,町債全体では,前年度と比較しまして,26.1%の増額計上となっております。

次に、25ページからの歳出について申し上げます。

第1款議会費は,議員定数の削減に伴う議員報酬関係経費の減などにより,前年度と比較しまして,16.2%の減額計上。

27ページからの第2款総務費でありますが,第1項総務管理費の第1目一般管理費では,特別職及び職員の給与関係経費,臨時職員賃金,文書管理などに要する経費が主なもので,機構改革に伴い企画費より住民情報ネットワーク運営事業などの情報政策関連経費を計上がえしたことなどにより,前年度と比較しまして,58.8%の増額計上。

34ページ,35ページの第6目会計管理費では、物品管理関係の経費を財産管理費から計上がえしたため、62.7%の増額計上。

その一方、35ページから38ページ第7目財産管理費では、物品管理関係の経費を会計管理費

に計上がえしたため、10.2%の減額計上。

38ページから41ページの第8目企画費では、職員給与関係経費、企画事務費、さわやかフェア事業、総合計画策定事業などに要する経費が主なもので、公共交通計画策定事業の新規計上などがある一方、機構改革に伴い情報政策関連経費を一般管理費に計上がえしたことなどにより、前年度と比較しまして、70.8%の減額計上となっております。

42ページから45ページの第10目町民活動推進費は、機構改革に伴い新設される町民活動推進課の業務のうち、町民活動推進などに要する経費を計上するため新規設定したもので、職員給与関係経費、自治振興費、集会施設整備事業、町民活動センター事業などが主なものとなっております。

45ページから48ページの第11目地域安全対策費は、前目と同様、機構改革に伴い新設される 町民活動推進課の業務のうち、地域の安全対策などに要する経費を計上するため新規設定した もので、交通安全対策事業、防犯対策事業、防災管理費などが主なものとなっております。

48ページ,49ページの第12目諸費では,過誤納還付金等などが主なもので,機構改革に伴い, 自治振興費と集会施設整備事業を町民活動推進費に,防犯対策事業を地域安全対策費にそれぞ れ計上がえしたことなどによりまして,前年度と比較しまして,96.2%の減額計上となってお ります。

また、49ページの交通安全対策費、災害対策費などは、機構改革に伴い新設した地域安全対 策費などに計上がえしたことにより、廃目にしております。

50ページ,51ページの第2項徴税費の第2目賦課費では,不動産鑑定委託料の減などによる賦課事務費の減により,前年度と比較しまして,23.5%の減額計上。

51ページ,52ページの第3目徴収費では,職金給与関係経費及び徴税徴収に要する経費を計上しているもので,税源移譲に伴う町県民税所得変動還付金の新規計上などにより,前年度と比較しまして,160.4%の大幅な増額計上となっております。

54ページ,55ページの第4項選挙費では,霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員選挙費の新規計上がある一方で,参議院議員通常選挙費及び町議会議員一般選挙費が皆減に伴い廃目となり,前年度と比較しまして,94.2%の減額計上となっております。

次に、第3款民生費について申し上げます。

57ページから60ページの第1項社会福祉費の第1目社会福祉総務費では、国民健康保険及び介護保険特別会計への繰出金の減などがある一方、社会福祉協議会助成費の増や後期高齢者医療特別会計への繰出金の新規計上などにより、前年度と比較しまして、36.2%の増額計上。

60ページから64ページまでの第2目,老人福祉費では,老人保護措置事業,シルバー人材センター助成費,家族介護支援などに要する経費が主なもので,小規模多機能型居宅介護事業者

に対する,地域介護・福祉空間整備補助金の新規計上による高齢者福祉事務費の増などにより, 前年度と比較しまして,11.4%の増額計上となっております。

64ページから68ページの第3目,障害者福祉費では,障害者介護給付事業や障害者訓練等給付事業,障害者地域生活支援事業の減などにより,前年度と比較しまして,8.4%の減額計上。69ページ,70ページの第5目老人医療給付費では,老人保健制度から,新たな高齢者医療制度である後期高齢者医療制度への移行に伴う,老人保健特別会計繰出金の減や職員給与関係経費の皆減などにより,前年度と比較しまして,90.5%の減額計上となっております。

70ページ,71ページの第6目医療福祉費では,3歳以上未就学児童未満の医療費負担割合が3割から2割変更になることによる医療給付事業の減などにより,前年度と比較しまして,5.4%の減額計上。

76ページから81ページの第4目保育所費では、職員給与関係経費、施設の運営及び維持管理費、民間保育所管理運営に要する経費が主なもので、看護師賃金の増などに伴う保育所運営費の増などにより、前年度と比較しまして、2.7%の増額計上。

81ページから83ページの第5目児童館費では、職員給与関係経費、施設の運営及び維持管理費、放課後児童健全育成事業に要する経費が主なもので、職員給与関係経費や放課後児童健全育成事業の拡充に伴う放課後児童指導員賃金の増などがあり、前年度と比較しまして、25.9%の増額計上となっております。

次に、第4款衛生費について申し上げます。

86ページ,87ページの第1項保健衛生費の第2目予防費では、予防接種事業などに要する経費が主なもので、予防接種委託料の減などにより、前年度と比較しまして、28%の減額計上。

87ページ,88ページの第3目健康増進費では、健康診査事業などに要する経費が主なもので、高齢者の医療の確保に関する法律により、医療保険者が40歳以上74歳までの加入者について、特定健康診査を実施にすることとされたことに伴う健康診断委託料の減などにより、前年度と比較しまして、37.9%の減額計上。なお、この健康増進費は、老人保健事業費を名称変更したものであります。

90ページから92ページの第2項清掃費の第2目塵芥処理費では、霞クリーンセンター及びさくらクリーンセンターの運営や維持管理に要する経費を計上しているもので、霞クリーンセンターの維持補修工事の増などにより、前年度と比較しまして、8.5%の増額計上となっております。

92ページ,93ページの第3項環境衛生費の第1目環境総務費では,職員給与関係経費,龍ケ崎地方衛生組合及び牛久市・阿見町斎場組合の負担金などに要する経費が主なもので,地球温暖化対策実行計画策定委託料の新規計上に伴う環境衛生事務費の増などがある一方で,職員給

与関係経費の減などにより、前年度と比較しまして、1.3%の減額計上。

93ページから95ページの第2目環境整備費では、茨城県の森林・湖沼環境税導入に関連し、高度処理型浄化槽設置が義務化されることに伴う浄化槽設置事業補助金の増などにより、前年度と比較しまして、18.1%の増額計上となっております。

次に,第5款農林水産業費について申し上げます。

96ページ,97ページの第1項農業費の第1目農業委員会費では,職員給与関係経費の減などにより,前年度と比較しまして,24%の減額計上。

98ページの第2目農業総務費では、職員給与関係経費の減などにより、前年度と比較しまして、10%の減額計上。

98ページから102ページの第3目農業振興費では、農林水産業振興推進のための補助金、ふれあいの森管理事業などに要する経費が主なもので、産地づくりの実現に必要な営農機械の購入等に補助する、買ってもらえる米づくり産地育成支援事業補助金の新規計上などがある一方、補助単価見直しに伴う水田農業構造改革対策事業の減などにより、前年度と比較しまして、1.9%の減額計上。

102ページ,103ページの第5目農地費では、農業集落排水事業特別会計繰出金の増などにより、前年度と比較しまして、8.7%の増額計上となっております。

次に、第6款商工費について申し上げます。

商工費では、計上科目の整理を行っております。

104ページ,105ページの第1項商工費の第1目では,商工総務費を新設し,職員給与関係経費,まい・あみ・まつり事業などに要する経費を組み替えて計上しております。

105ページの第2目商工業振興費では、商工業の振興、阿見東部工業団地への企業誘致が主なもので、企業立地奨励金の減や観光振興事業の計上がえなどにより、前年度と比較しまして、26.8%の減額計上。

106ページ,107ページの第3目では、観光費を新設し、商工振興費からの計上がえとなる観光振興事業や町の観光資源の再発見・再価値化を行う観光プロデュース事業を新規計上しております。

次に、第7款土木費について申し上げます。

109ページ,110ページの第2項道路橋梁費の第1目道路橋梁総務費では,道路橋梁管理費の増により,前年度と比較しまして,10.9%の増額計上。

110ページの第2目道路維持費では、道路の維持補修や交通安全施設整備に係る経費が主なもので、前年度と比較しまして、0.3%の増額計上。

111ページから113ページの第4項都市計画費の第1目都市計画総務費では,職員給与関係経

費,都市計画事務費及び景観整備事業に要する経費を計上しているもので,都市計画図作成委 託料の皆減などにより,前年度と比較しまして,6%の減額計上となっております。

113ページ,114ページの第2目街路事業費では、荒川本郷地区都市計画街路整備事業における道路工事の増などにより、前年度と比較しまして、41.3%の増額計上。

114ページの第3目公共下水道費では、公共下水道事業特別会計繰出金が減となり、前年度と比較しまして、0.5%の減額計上となっております。

114ページ,115ページの第4目公園費では、霞ヶ浦平和記念公園整備事業の皆減などにより、前年度と比較しまして、36.9%の減額計上。

115ページの第5目都市排水路費では、上本郷都市排水路工事の新規計上などによる都市排水路管理費の増により、前年度と比較しまして、97.4%の増額計上。

116ページから117ページの第6目土地区画整理費では、中郷土地区画整理事業の増がある一方、岡崎土地区画整理事業への繰出金や岡崎土地区画整理関連事業の皆減などにより、前年度と比較しまして、3.7%の減額計上。

117ページ,118ページの第7目開発費では、吉原東土地区画整理事業関連の町道整備の増により、前年度と比較しまして、878%の大幅な増額計上となっております。

次に、第8款消防費について申し上げます。

120ページから124ページの第1項消防費の第1目常備消防費では、職員給与関係経費及び消防署等の維持管理などに要する経費が主なもので、化学防護服や防火服購入による常備消防事業の増などにより、前年度と比較しまして、1.8%の増額計上。

126ページの第3目消防施設費では、消防ポンプ自動車等の購入、防火水槽設置などに要する経費が主なもので、8トン水槽付消防ポンプ自動車購入による消防機械力整備事業の新規計上などにより、前年度と比較しまして、643.7%の大幅な増額計上となっております。

次に, 第9款教育費について申し上げます。

127ページから131ページの第1項教育総務費の第2目事務局費では、特別職及び職員の給与 関係経費、路線バス運行事業補助金、指導室事務費、教育相談センター運営事業、語学指導事 業、幼稚園就園奨励事業などに要する経費が主なもので、幼稚園就園奨励費補助金の増などが ある一方、職員給与関係経費の減などにより、前年度と比較して、2.1%の減額計上。

151ページから153ページの第4項社会教育費の第1目社会教育総務費では、職員給与関係経費や社会教育事務費の増などにより、前年度と比較しまして、43.2%の増額計上。

154ページから165ページの第3目公民館費では、職員給与関係経費、施設の運営及び維持管理費、各公民館事業などに要する経費を計上しているもので、中央公民館のエレベーター制御機器取りかえ工事の皆減などがある一方、職員給与関係経費の増などにより、前年度と比較し

まして、7.1%の増額計上となっております。

168ページから170ページの第6目予科練平和記念館費では、記念館の建築工事等に入るため 工事請負費の増がある一方、用地取得のための土地購入費が皆減となるため、前年度と比較し まして、4.9%の減額計上となっております。

173ページから176ページの第3目学校給食費では、職員給与関係経費、施設の運営及び維持管理費などに要する経費を計上しているもので、職員給与関係経費の減などにより、前年度と比較しまして、4.5%の減額計上となっております。

176ページ,177ページの第11款公債費では,長期借入金の元金及び利子の償還に要する経費を計上しているもので,公的資金補償金免除繰り上げ償還のための繰上償還元金の新規計上がある一方で,長期借入金の元金及び利子の減により,前年度と比較しまして,0.8%の減額計上となっております。

177ページ,178ページの第12款諸支出金の第1項基金費では,第8目学校施設耐震化基金の新規計上により,前年度と比較いたしまして,大幅な増額計上となっております。

以上で説明を終わります。

○議長(久保谷実君) 以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、 質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

21番細田正幸君。

○21番(細田正幸君) 私は,町税の内容についてちょっとお聞きしたいと思います。

町税,不安定要素があるという説明があるわけですけれども、補正予算でも3億4,000万からの増収があって、補正を組んでいるわけですよね。今年度の予算で、法人税で3億100万ですか、それがプラスになっておりますけれども、その内容を教えてもらいたい。

あと、それから固定資産税は1億2,600万ですか、これもプラスになっておりますけれども、 この内容についてお知らせ願いたいというふうに思います。

あと、幾つか一緒でいいですか。

- ○議長(久保谷実君) 結構です。
- ○21番(細田正幸君) あと、それから、これは総務費の歳出なんですけれども、28ページの賃金ですね。これは臨時職員の賃金だと思うんですけれども、一般事務、それから図書館事務、一般労務、調理員、図書館司書、学校教育指導員、またそのほか子育ての児童クラブの賃金も入っているのかなと思うんですけれども、これについて現場で聞いてみますと、阿見の賃金、時給ですね、安いから募集してもなかなか集まらないと、そういう現実があるわけですけれども、牛久、土浦と比較しても時給当たり、おそらく200円以上違うと思うんですよね。そ

ういう点で、今年度の予算ではその賃金の時給ですね、それがどうなっているのかお聞きした いと。

あと、それからもう1点ですけれども、新しい事業で商工費の中に観光プロデュース事業ですか、これが入っておりますけれども、先ほどの予算の説明の中でも、観光事業それから町の平地林とか、霞ヶ浦を利用して人が集まる事業にすると、そういうふうに言っておりますけれども、これはつい最近、ちょっと残念だと思っているんですけれども、役場のいわゆる駐車場ですね、周りの桜の木の剪定を見て、ちょっとあっけにとられたんですけれども、今ほとんどてっぺんまで剪定されて、ひどいのはバス停の桜なんかは、ほとんど坊主状態に剪定されているわけですよね。

いわゆる阿見町は町の木ということで、桜ですか、そういうふうになっているし、それから 対外的にも阿見町の役場周辺、茨大通り、それから協和発酵の通りから福祉センターの通り、 ぐるっと、いわゆる町が宣伝している、そうじゃなくて、その阿見町の特色は何かということ で、外部で阿見町の役場周辺の桜の木がきれいだということで、評価されているわけですよね。 それにもかかわらず、私はこの駐車場の桜をあんなふうに切っちゃうというのは、ちょっと やり過ぎじゃないかというふうに思うんですよね。やり過ぎだというよりも、昔から「桜切る ばか、梅切らぬばか」というやつがありますけれども、観光事業を推進すると言いながら、片 方では逆行するような桜の手入れをやっていると。これは何なのかなと私は疑問に思うんです けれども、その点についてもお答え願いたい。

以上, 3点質問したいと思います。

- ○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長石井定夫君。
- ○総務部長(石井定夫君) それではお答えします。

法人税3億100万円の増になりますが、決算状況を見てみますと、19年度の決算状況では大法人の2社ほどありまして、1社につきましては当初6億を見込んでいたものが8億ということで、決算のほうは見込んでおります。そういうこともありまして、平成20年度につきましては、大企業の収益増ということで、今の2社ですね、それが業績好調ということで約3億ほどの増収ということになります。

ただ,1社につきましては会社の再編等がありまして,400人ほど減るという状況にありますが,それでも計算した段階ではそれほど減らないというような算定はしております。

それから固定資産税につきまして、1億2,000万ほどの増になりますが、これは新築家屋の中で大型非木造家屋につきまして、東部工業団地内の工場、それと本一区画整理地内の大型店舗の出店によりまして増ということになります。それと新築事業、新築家屋の増ということで、それを見込んでおります。

それから償却資産におきましては、新規工場等の大型設備の投資ということで、償却資産の ほうを少し見込んでおります。

それから,総務費の賃金につきまして,ここに一般事務賃金から学校教育指導賃金まで挙げてありますが、児童放課後分の賃金については計上しておりません。

それから桜の木の剪定になりますが、……。

[「周辺の比較を」,「土浦と牛久なんだよ」と呼ぶ者あり]

- ○総務部長(石井定夫君) 賃金につきましては周りの状況を勘案してやっていますので,阿 見町としてはそういう基準で賃金を設定しております。
- ○21番(細田正幸君) 私は安いと思って聞いているんだけど。土浦より高いっつうならいいけれども。
- ○総務部長(石井定夫君) 賃金の種類によっては安いやつもあるかもしれませんけれども、 逆に保育所については結構改定していますので、結構なレベルにあるかと思っています。
- ○21番(細田正幸君) 200円安いっつったんだよ。じゃあ、調理員、賃金で言ってくれる、 ひとつ。
- ○議長(久保谷実君) 今,答弁をしていますので……。
- ○総務部長(石井定夫君) 個別の単価につきましては別途ありますので、ちょっとしばらく お待ち願いたいと思います。

それから桜の木の剪定なんですが、剪定した理由につきましては、道路側にかなりの桜の枝が出ておりまして、車両の通行に邪魔になるということで、かなり迷惑をかけていましたので、 それを剪定したことによります。

駐車場のほうにつきましても、かなり剪定した結果になっていますが、これはバランスを考えた上で剪定したということにはなっていますが、現実を見ますとかなり切り込んでありますので、できればあそこまで必要なかったかというようなこともありますので、今後十分気をつけていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〔「それはちょっとなあ」と呼ぶ者あり〕

○議長(久保谷実君) ほかに質疑はありませんか。

20番荻島光明君。

[「今のやつじゃないの」,「じゃ,ちょっと質問を,荻島君の前に」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 20番荻島光明君,いいんですか。

[「いやいや、こっちが優先だって」と呼ぶ者あり]

- ○議長(久保谷実君) 21番細田正幸君。
- ○21番(細田正幸君) 桜の木についてはね、切っちゃってからでは間に合わないので、私

も, じゃあ, ほかの町の都市計画道路を剪定していますよね, 福祉センターの前。あれは道路 へ出っ張った部分だけ, 下のほうだけ切っているんですよね。それから茨大の通りの剪定も何 年か前にやりましたけれども, この周りみたいにてっぺんまでは剪定していないよ。

私はああいう場合、どういう流れで逆にてっぺんまでやったのかっつうのを疑問なんですよね。今ちょうど桜が、桜の木は20年とか30年あたりが一番盛り、きれいな花を咲かせるわけでしょう。今そんなふうになっているところを、邪魔になっているところだけ切るのはいいけれども、てっぺんまで切っちゃうというのは、だれも監督していないと。悪く言えば町長も見ていなくて、野放しにしておいたっつう結果がこのざまになったんじゃないかなっつうように思うんです。今年の春なんかどうしようもないでしょう、あんなに切っちゃったら。

だから、その辺の町の美観の感覚というのは、私はどうなっているのかなって逆に思うんですよね。これは部長の答弁でちょっと納得できないと思うんですけれども、どういう仕組みでてっぺんまで剪定しちゃっているんですか。ちょっともう1回答弁してもらいたい。今まではそんなことやっていないわけですから。何であんな景観になったのかというのを。

- ○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長石井定夫君。
- ○総務部長(石井定夫君) お答えします。

桜の木の伐採につきましては当然担当者がいるわけでして、担当者独自で切るということは 当然できませんので、業者委託の中で、業者との相談した上でどういう方法がいいかというこ とで相談した結果、全体のバランスを考えた切り方ということで、そういうふうな剪定をした ということでございます。

ただ、先ほど申しましたように、上に伸びる桜の枝切りについては、当然切る必要はありませんので、その点は担当者のほうには注意したんですけれども、桜の木は細田議員に言われるまでもなく、「桜切るばか」ってそういうことがありますので、十分注意したんですが、現実にはもう切り落としてしまったものですから、その点は十分理解していますので、御理解願いたいと思います。

- ○議長(久保谷実君) 20番荻島光明君。
- ○20番(荻島光明君) 私の質問は2つあるんですが、その前に今の桜の木の話ね、ちょっと前段話をさせてもらって。私もこの場でも言っていますけれども、皆さんよく御承知だと思うんですが、桜というのは非常に寿命が短いんですよ。イチョウだとかほかの街路樹と比べると、強剪定に非常に弱いんですよ。強剪定をすると、とにかく病気になるし、寿命を極端に短くする。そして樹形を乱すんですよ。ですから、桜の枝というのは強く切っちゃいけないんです。

まさに「桜を切るばか,梅の枝を切らぬばか」という,そのとおりなんですよ。そういう桜

の木の管理を、やはり安易にやってもらっては困る。景観整備条例ですか、そういった台無し にすることですから、以後厳重に気をつけて対処していただきたいというふうに思います。

それでは私の質問なんですが、町長の施政方針の中にね、昨年の3月に開通した圏央道の波及効果を最大限阿見町に生かすというふうにあります。これは吉原インターのほうは県の東部工業団地がありますから、早々と整備されて、県は最大限その恩恵を受けているわけです。

しかし、阿見町全体にとっては、小池インターのアクセスなんですよね。これが開通して1年もたつのに、まだ全く未着工だと。こういう事例というのは、全国を見てもあまりないと思うんですね。圏央道の波及効果を阿見町に最大限生かすということならば、小池インターからのアクセスを早く整備してもらわざるを得ない。県に対してどういう働きかけを今年していこうとしているのか、その辺のことをお聞きしたいと思います。

それから、予算の概要の中にもあるんですが、17ページ、児童館関連で、放課後児童健全育成事業。これは昨年より860万ぐらい予算が大きくなっているわけです。6つの小学校で実施をするとあります。この内容なんですが、私が関心を持っているのは、これまでの放課後児童クラブの関連なのか、それとも放課後子どもプランも関係させた、そうした対策なのか、この中身についてお聞きしたいと思います。以上2点。

○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長川田弘二君。

○町長(川田弘二君) まず、1点目のアクセス道路の件、これはまさにおっしゃるとおりで、圏央道が開通する見込みがあったわけですから、それに合わせてやるというのがこれは当然のことで、ずっと前からあの分についてはアクセス道路を早く進めてくれということで、県に対する要請はしてきたわけです。

御承知のように、あのすぐ近くに、前の東宝ランドですか、開発地があって、結局県としては非常に金がない状況の中で、今、道路特定財源の問題が問題になっていますけれども、とにかく特定財源以前に、県としての財政が非常に厳しい、そういう状況もあったということで、ちょうどあそこに大きなネックがあったわけです。境界が確定していない、そういうところでやれないということで、これは随分前から問題にして県と協議を重ねてきたわけです。

こちらからせっついて、せっついて、何とか解決するような方向で、やっと境界問題が解決する見通しがついて、そういうことで県としても動くという形になったし。従来の県内の4路線の促進既成同盟というのがあって、大体東西の幹線道路について対象にしてきたんだけれども、阿見町としては、今度はあそこのアクセス道路もきちんとその共通課題として、道路の促進既成同盟の対象路線に選んでくれということで選んだり、そういうことまでやって促進をやってきたわけです。

だから、そういう点で町としてもそれぞれの時点で、やれることは十分やってきたし、だか

らそういう点で、阿見東インターのほうについてはかなり進んで、あそこもやはり用地問題等 がひっかかっていたということで遅れた面もありますけれども、いずれにしても、向こうにつ いてはかなり進んでいる。

そういう事情があったということで、その辺は荻島議員も状況はよく知っていると思いますけれども、そういうことの中で今、現在の段階、圏央道が開通したという時期を迎えたわけで、そういう点でアクセス道路についてはやっと境界問題の見通しがついたので、具体的に用地買収にも入ると、そういう段階になっています。そういういきさつがあったということを御理解いただきたいと思います。

- ○議長(久保谷実君) 民生部長瀬尾房雄君。
- ○民生部長(瀬尾房雄君) お答えいたします。

放課後児童健全育成事業の内容ですけれども、各小学校単位で、現在やっていないところが 君原と吉原地区の小学校区でありますけれども、いわゆる小学1年生から3年生が一番の対象 になりますけれども、放課後児童クラブと言われている事業でございます。

以上です。

- ○議長(久保谷実君) 20番荻島光明君。
- ○20番(荻島光明君) 圏央道のアクセスについては今、町長のほうから答弁がございましたけれども、これ、本当のことを言えば、私ら地元も、それから阿見町も長い間県のほうに、あのアクセスが着手できないのはいわゆる筆界未定地の問題があって、行方不明者も9人もいて、これは100年戦争だという言葉で彼らは言っていたわけですけれども、相当時間がかかると。そういうことを理由に、長い間放置されちゃったんですよね。今日に至っているということなので、これは県が相当責任あるんですよ。だまされた阿見町や我々も責任あるんだけれども、そういうことで整備がおくれたという理由があるんです。

ですので、これは地元の県会議員なんかにもお願いをして、これは一日も早く着手し、整備をしていくということで、最大の努力を図っていただきたいというふうに思います。

今,荒川本郷の開発,これは財政的に大変なボティーブローになっていくと思うんです。そういうことを考えたら、このアクセスは絶対に必要要件です。このアクセスができなければ荒川本郷地域の開発もうまくいかないと思いますので、今年1年、特段のこのアクセス整備を推進するために努力を重ねていただきたいというふうに思います。

放課後児童クラブだということなんですが、本郷小学校はどこの教室を使うんですか。場所はどこを使ってやるのか、これだけお聞かせください。

- ○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。民生部長瀬尾房雄君。
- ○民生部長(瀬尾房雄君) お答えいたします。

現在はですね、二区保育所の脇にある児童館を使っております。

- ○議長(久保谷実君) 20番荻島光明君。
- ○20番(荻島光明君) この件については一般質問でもお願いをしたわけですけれども、本郷小学校の特別教室ですね、そこを活用して特に取り組んでほしいというお願いをしました。それは今年度やるという方向だったんですが、そこはやらないということですか。今までの二区児童館だけでは問題があると。本郷小学校の教室を利用してといっても空き教室はないので、特別教室を利用して、それじゃあ、取り組んでいきますという話だったんですが、この約束はほごにされたのかな。どういうことなんですか。
- ○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。民生部長瀬尾房雄君。
- 〇民生部長(瀬尾房雄君) ほご云々じゃなくてですね,20年度の夏に試行的に,全部じゃなくてですね,一部,いわゆる中根地区とか,下本郷ですか,そういうエリアを区切りまして,試行的に実施するという形にはなっております。
- ○20番(荻島光明君) はい、わかりました。
- ○議長(久保谷実君) ほかに質疑はありませんか。 8番藤井孝幸君。
- ○8番(藤井孝幸君) 町長の施政方針とですね、施策の概要について、ちょっと質問させていただきます。

施政方針でですね、防災計画の見直しというふうに書いているんですけれども、これはもう 私も何回か一般質問で、防災計画を見直すということは何回も言ったつもりなんですが、やっ と見直すということで町長はおっしゃっておりますが、この主な施策の概要ではですね、見直 しじゃなくて「修正」というふうに書いているんですね。これは見直すと修正というのは随分 重みが違うと思うんですね。

それで、まず、見直しをするのか、それとも今のある防災計画、平成8年につくったやつをほんの一部だけ修正するのか、全面的に見直すのか、これが1つ教えていただきたいということと、見直し修正の中で、これに619万の予算をつけているわけですね。改定の予算。この予算がですね、防災計画改定業務委託料というふうに619万の予算をつけているんですけれども、これはどこに委託をして、その使う内容ですね、619万の、細かいところはいいですけれども。修正でこんなに金がかかるとは思わないんですけれども、私は町の防災計画は努めて町でつくるべきではないかというふうな認識なんですけれども、委託料が619万あるということは、多分どこかの業者に委託をしているんでしょう。

だから、どこの業者に委託をして、どれだけお金がどういうふうに分配をされているのか。 それで、入札を今これからやるのか、やらないのか。ということを、見直しか修正か1つと、 その619万の内訳ですね、使途。それと、町の防災計画は手づくりでできないのかということ を、その3つの質問にちょっとお答え願いたいと思います。

それから、話はがらっと変わりますけれども、2番目の質問はですね、施政方針で、7ページにですね、「新たな税源の確保も含め、あらゆる面での増収対策と徹底した経費の節減を行う」ということで書いていますが、これは「新たな税源」というのはどういう税源なのか、教えていただきたいと思います。

大きくは2つですね。お願いします。

- ○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長石井定夫君。
- ○総務部長(石井定夫君) それではお答えします。

地域防災計画につきましては、藤井議員御指摘のとおり、阿見町の地域防災計画は本編・資料編とも平成8年8月の策定でありまして、策定以降、今11年を経過しております。阿見町地域防災計画の上位計画でありますのは、当然茨城県地域防災計画でありまして、これが毎年改定が加えられている状況にあります。そのために内容も変わっていることがありまして、この茨城県の計画との整合性を図っていく必要があります。そのために、平成20年度の予算として619万ほど予算を計上しているわけでございます。

その中身の作業内容につきましては、基本的には現計画をベースとします。ということになります。それから、風水害対策計画編と、震災対策計画編の2つに分けることになります。

それから、現計画の資料編の各種データについては、当然11年たっていますので、大幅な見直しをするということになります。あわせまして、茨城県同地域防災計画との十分な整合性を図って作成するということになります。

契約になりますが、当然これは業者委託になります。委託先は当然まだ決まっていませんので、これから入札をする予定でおります。

あと、手づくりはできないかということになりますが、当然御存じのとおり行政改革を進めている中で、かなりの人員削減をしております。そういう中で職員につきましても専従という仕事ができませんので、当然手づくりが必要なんでしょうが、現実にはできない状況にあります。

それから、施政方針の中で「新たな税源の確保」ということになりますが、これにつきましては、1つは、従来にあります徴収率のアップ、これは最近かなり力を入れてきまして、平成20年度の機構再編の中でも1名増員をして、収納の徴収率を上げるということもありますが、新たな税源の確保としましては、当然東部工業団地に企業を立地することにより、法人税の増収がある。それから、個人町民税が増収になる。それと、固定資産税が入ってくるということになります。当然吉原東地区におきましてもアウトレット、当然これが来年稼働するようにな

りますので、これについても大きな財源の確保になるかと思います。 そういうことでございます。

- ○議長(久保谷実君) 8番藤井孝幸君。
- ○8番(藤井孝幸君) よくわかりました。要はいずれにしても大幅に見直すという全面改定 というような認識でよろしいんでしょうかね。

それと、専門家がいないので業者委託にせざるを得ないという事情も、私もよくわかりました。

ただ、この予算書を見ると、いろいろなところに委託、委託、委託があるんですよね。何もかも委託していいかどうかというのは、私も民教のほうでちょっとまたやらせていただきますけれども、努めてできるだけ町のものは金がかからないように、職員が汗をかくという方法も私は必要かというふうに思います。それは要望しておきます。

新たな税源の確保ということについてですが、私は一番最後に本町を取り巻く何とかかんとか云々って書いているから、新たな税源、何か増税の科目を設けて、理由をつけてですね、税を取るのかというふうに私はとったんです。「新たな税源の確保も含め」という。先ほど部長が言ったように、徴収率のアップとか、これは当然やらなきゃならん話なので、そういうところが出てくるんじゃなくて、私は新たな税源というから、別な科目の名目で税源を取るのかと思ったけれども、そうじゃないんですね。安心しました。

○議長(久保谷実君) ほかに質疑はありませんか。 9番千葉繁君。

〇9番(千葉繁君) 町の予算の概要で言えば19ページ,予算書だと106ページ,107ページなんですけれども,商工観光課内の新規事業2点ほどありますけれども,それについて質問いたします。

まず、先ほど細田議員のほうから観光プロデュース事業ということでお話がありました。ちょっと話は違いますけれども、私のほうは、ここに131万4,000円使っております。内容についてはこっちの概要のほうで読ませていただきましたけれども、具体的にはこの130万何ぼかというのは何に使うのか、お尋ねをしたいと思います。

あともう1点は、がんばる商店街支援費補助金ということで400万。この事業については、例えばどんな事業にですね、補助金が使えるのか、この辺を教えていただきたいと思います。 〇議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。経済建設部長坪田匡弘君。 〇経済建設部長(坪田匡弘君) お答えをいたします。

まず、観光プロデュース事業の130万余りの予算なんですけれども、一番大きいのは業務委託料100万余りです。観光プロデュース事業、いろいろな識者、有識者の方に参加していただ

いて、新たな観光資源を発見、つくり出していくという事業なんですけれども、会議をいろいるやっていただいて、現場調査とかも視察をしていただいて、最終的に製本としてプランをつくります。その製本の作業を委託するという予定でおります。

それと、がんばる商店街支援事業の400万円で、町と県が40%ずつで、これは商工会3人補助を考えているんですけれども、商工会さんが20%負担で500万円の事業を考えています。これはやはり新たな商店街の活性化につながるもので、今、商工会さんと考えていますのは、新たな商品ですね。霞ヶ浦平和記念公園と予科練平和記念館の開館とあわせて、新たなお土産品とか、商品をつくり出していくと。そういう予算で内容を考えております。

○議長(久保谷実君) ほかに質疑はありませんか。

15番倉持松雄君。

○15番(倉持松雄君) 施政方針の17ページ,「公園緑地につきましては」という項目がございますけれども,あれもこれもやっては,非常に幾ら財政を削減したって,新たな税源があるから何とかよくなるかといったって,これはやはりお金は大切に使わなければなりませんので,公園緑地があまりにも多いんではないかと私は思います。

道路や何かは、つくれば来年はお金はかかりませんけれども、公園緑地は毎年毎年お金がかかるものですね。普通の個人の家でも、自分が好きでぽちりぽちりやっているのならば、幾ら植木を植えても結構なんですけれども、職人を頼まなければできないということは、それはお金がかかりますので、町は業者を頼まなければできませんので、公園緑地は少し減らして、そしてできるならば植木の本数も1本でも減らして、あまり大きい木は根元から切っちゃったほうがよろしいと私はこのように思います。

お金は節約して、仕事をやれやれだって、とてもできないと思いますよ。職員だってそう簡単に、人間ですからどこまでもがんばることはできないと思います。ですから、お金に比例した仕事しかできないんですから、お金を節約するならば、少しそれを減らすと。そのほかのものを減らして困るものは減らせないんですから、植木というのは、要はぜいたく品です。あったほうがいいのはいいんですけれども、なくても間に合う。そのほか、町としてどうしても必要なものがなければなりませんので、やはり減らしても町の事業に差し支えないものは減らすと。これが非常によろしいと思います。

今度は、まして私は思うんですけれども、東部工業団地、あれは町でつくったんじゃないと思いますけれども、星の里公園なんてどこにあるかわからないような公園ですけれども、本当にいいことはいいんです、名前が非常によくて、私もこんな非常に伸び伸びした公園があるのはいいと思いますけれども、あれとか、予科練の公園とか、そちらこちら随分ありますから、少し植木の本数を減らして、お金を節約したほうがよろしいと私はそう思います。

それからもう1つですね。20年度の主な施策の概要というのの2ページ、上から4行目なんですけれども、「男女共同参画社会の実現につきましては、平成17年3月に策定した男女共同参画プランに基づき、ともに生き、ともにつくる町、阿見を基本理念に」、この基本理念ってどんなものか御説明お願いします。私はこの男と女というのは、幾ら共同、同じ、同じっつったって、そうどこまでも同じようなことはできないと思います。やはりいつも私は思っているんですけれども、子供の母親である、家庭の主婦である、それはもう切っても切れないものと私は思います。

それですから、やはり家庭を持ったり、それだけでこれは大変でございます。家庭を顧みないで、外にばかり出ていろいろ、立派な意見も必要なんですけれども、そういうことをしてもらったほうがよろしいのか、どういうことを基本理念に置いてこれをつくっているのか、それをお尋ねします。

[「石井議員、反論しなくちゃだめだよ」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

[「大体公園を少なくしていいとか、木を少なくしてもなんて、町民の要望があるの。自分の 考えじゃなくて、町民の」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 今,執行部が答弁しますから,静かにお願いいします。

[「町民の代表だから、町民が望んでいることを一生懸命代弁するならいいけれども、個人の考え方を言ったって」、「これは多くの人の支持を受けて議員になっているんだから」、「執行部はちゃんと聞くんだよ。そういう町民の要望がありますかって」と呼ぶ者あり〕

○議長(久保谷実君) 町長川田弘二君。

○町長(川田弘二君) ここの議場でそういう話が出るということは、私は非常に残念な話であります。実態は別として、男女共同参画社会というこの基本理念については、もう非常に浸透して考え方としてはこうあるべきだと。なかなか基本理念どおりにはいかないけれども、そうあるべきだという考え方については、原則としてみんな理解しているんだと。特に阿見町の町議会議員たる方は、そういうことについてはこれまでも随分議論してきているわけで、御理解いただいていると思います。

ただ、男性と女性がいろいろな点で違いがある。例えば同じ仕事をやるにしても条件の違いがある。いろいろそういう違いがあるけれども、そういうことを乗り越えてできるだけ、男女といいますが、むしろ女の人が本来の力を発揮できるような、そういう条件づくりをしていこうというのが男女共同参画社会の考え方だろうと思うんです。

そういうことについて男性が基本的な理解を示してやっていくという考え方。そういう考え 方に基づいていろいろやっていこうということで、随分計画について検討されたりやっており ますけれども、現実問題としてはなかなかそれが実現されない。その指標として、例えば何かの審議会とか委員会なんかにも女性の方の比率を上げていくとか、それからもうちょっとざっくばらんに言えば、町の職員の中でも女性の管理職ポストを増やすとか、そういうことが具体的に一つ一つ実現していく、そういうことをみんなの理解と協力のもとにやろうというのが、男女共同参画社会をつくり上げていこうという基本理念の1つの事例。

それだけじゃなくて、もともと広い内容があると思いますけれども、そういうことなので、ちょっと私の受け取り方が十分じゃないので、そういうことでいいのかどうか、もうちょっとおれとしては違うことを聞きたかったんだよということだったら、もう1回話をしてもらいたいと思うんだが、結局ちょっとその辺の、私の受け取り方があまり、必ずしも倉持議員の言わんとするところを十分理解した上でじゃない話になるかもわかりませんが、今、私が受け取った中での答弁としてはこういう話になります。

[「答えたらよかっぺよ。公園、木を少なくしたほうがいいって言ってんだから。税金のむだ 遣いだっつってんだから、ちゃんと答えたらよかんべよ。そういう要望があって、それは推進 してるんだから」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 都市開発部長渡辺清一君。

○都市開発部長(渡辺清一君) 倉持議員の質問だかちょっと要望だかわかんなく,私,聞いておりましたけれども,公園をつくる,公園緑地をつくるということはいろいろな経費がかかると。だから,そういう植木を植えれば当然経費がかかる。当然管理費がかかるわけですね。そういうことの費用を少なくして,町が行政費にそれを配分したらどうかというようなことなのかもしれませんが,実際に公園・緑地,そういう要望は非常に住民の方から多いんです。これは「町長あのね」というのもありますけれども,それでも要望がたくさん出てきます。出てきますので,この前荒川本郷地区の住民地権者説明会をやりましたけれども,やはり高齢者の方からも公園,それから若い方からも子供の遊び場とか,いろいろな要望がありました。したがって,公園・緑地の要望は非常に住民のニーズは大きいというふうに,都市開発部としては受けとめています。

倉持議員が言われるような経費のかからない公園・緑地というのにも、これは町の5次総でもうたっておりますけれども、「住民と行政の協働」という言葉を使います。協働のまちづくりですね。これは前々からやっていましたが、やはり住民と行政の役割分担、いわゆるパートナーシップ、この辺は前から言われていたわけです。それを今度は町は「協働のまちづくり」ということで、きちんと打ち出しています。

ですから、そういう経費がかからないような形、それは里親づくりということでも、都市開発部では8団体ぐらい出ていますが、そういったことも推進していく。そういうことも当然考

えていかなくちゃいけないと思います。経費削減ですね。しかし、そういう経費のかからない 公園またはその役割分担ということできる、そういった公園づくりは、これからも住民ニーズ が高いということから、必要と考えています。そういう形のことで、まず、御理解と御協力を お願いします。

以上です。

- ○議長(久保谷実君) 15番倉持松雄君。
- ○15番(倉持松雄君) 渡辺部長の大変すばらしい答弁でございました。

住民と力を合わせて経費のかからない公園。神奈川県の相模原市でもそういう緑地保全の方法をやっております。さすが渡辺部長は、公園はつくるが経費をかけないということは、それはすばらしいことだと思います。これからもしっかり阿見の公園を管理していただきたいと思います。

それから、町長ですが、私は女の人が何でもだめと言っているわけじゃない。町長も幾らかわかっていると思いますが、あまり男女共同参画を前に出し過ぎてしまうと、やはり家庭のことを全部忘れちまうと。それは困ると、私はそれを心配する。忘れっちゃうのが多くなっちゃったら大変ですから。そういうことで、それ以上、町長とここで口論はするわけではございませんが、それを忘れないでほしいという考えでございます。

わかりました。

○議長(久保谷実君) ほかに質疑はありませんか。 13番天田富司男君。

○13番(天田富司男君) 先ほど細田議員が質問しましたけれども、財源の確保ということで、特に先ほどもキャノンなんていう名前まで出ましたけれどもね、先般1,000名がまた取手のほうに行ってしまって、今回また400名ということで、非常に大きな企業で業績がいいということで、その会社との関係は町としてはどういうふうになっているのかなと。やはり大手の企業が1つおかしくなって、ここからいい業績のある企業が町から出ていくということになると、財源的に非常に厳しくなるわけですよね。大きな企業で8億も10億もというような形のものがなくなるということは、企業が風邪を引くと、町も風邪を引いたりしちゃうような状況になるわけなんですけれども、そういう中で企業との話し合いとかそういうものはなされているんですかね。

こういうふうな形でね、やはり資本投下しても阿見町ではとてもできないというような形で、だから向こうへ行くんだなんていう話になったりするとですね、やはり町もある程度企業との 共同作戦というか、そういうものをとっていきながらやはり税収を確保していくということは 大事かなと思うんですよね。ほかの大手の企業でもやはりそれだけ大きな税金を払っていただ いているということになれば、そういうことも考えていかないと、税源の確保はできないのかなという思いはするんですけれども、そういう点でね、やはり企業との対話というか、そういうことがなされているのかどうか。

あともう1点。先ほども賃金の話,また答弁するのかな? する? その点もささあるので。 ○議長(久保谷実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長川田弘二君。

○町長(川田弘二君) やはり町内にある企業での、いわゆる工業団地ができる前から立地している企業とか、工業団地3つありますけれども、それぞれ入った時期が違う。いろいろな企業が張りついているわけだけれども、御承知のように工業懇談会というのを5年ぐらい前からつくって、定期的に年に2回か3回、話し合いをやっています。終わった後また、さらに懇親を深めるために懇親会をやったり、そういう形での行政と企業との話し合いが、十分意思疎通ができるような形というのをつくっていまして、毎回企業の側でも団地ごとに話し合いをやって、こういうことを要望するとか、そういう形のこともやっているし、あるいはまた特定の企業から話があったり、そういう形で、基本的な考え方としては企業がどういう状態であって、どういうことを考え、特に行政に対してどういう要望をしているのか。そういうことが十分情報としてわかるような、そういう関係をつくっていくということが非常に大事だということでそういうことを始めて、今は既に5年余りたって、いい形で機能していると思っています。

まだまだ不十分な点はあるかと思いますけれども、それで、正直言って大勢集まったところだけでは話ができないようなこともある。そういうことも企業のほうでは時々必要に応じて連絡があって、来て話し合ったりすることもあるし、そういう点で今は行政と企業との関係だけだけれども、やはりもうちょっと今度は企業と地域との関係みたいな形で、工業懇談会の中でも商工会の代表が入っているわけで、どういうことが話されているか、そういうことは十分わかっているんですから、だからさらに今まで続けている工業懇談会、そういうものを活用して、さらなる十分なるコミュニケーションが図れるような、最近は町としても、特に新規立地の企業等もあるので、求人情報とかそういうことについてもこちらでキャッチして、それをきちんと広報のルートに乗せるとか、そういう形での対応もやるということも考えて始めつつあります。そういう点での関係が非常によくなっているということを、御理解をいただきたいと思います。

- ○議長(久保谷実君) 総務部長石井定夫君。
- ○総務部長(石井定夫君) それでは、細田議員の賃金についてお答えします。

阿見町の調理員の時給につきましては790円になります。近隣の賃金の調査結果なんですが、18年の11月現在ということで少し古いんですが、まず、土浦市が920円、それから高いところで下妻市が1,016円。それから美浦村825円、石岡が850円というような状況になっております。

以上でございます。

○議長(久保谷実君) 13番天田富司男君。

○13番(天田富司男君) 町長、今の話わかるんですけれども、やはり大手の企業とのつながりというのは、やはり大事だと思うんですよ。やはりその下に相当会社を持っているわけですから、下請けでも何でも本当に工業団地に来てもらえるような状況をつくっていく。小さい企業はどうのこうのじゃないですよ。やはりそれなりに税金を払っていただいている企業に対して、やはりもう少しコミュニケーションを図っていくということ。それは大事かなと思うんですね。

そういう面で、何かそういう面での物足んなさ感というか。やはり1,000人だ400人だという、どんどん、どんどん人員が減っていってしまうというのは非常に残念だし、やはり今のはキヤノンという形で言っているですけれども、ほかの企業はどうなっているか私も調べてないから、どうしてもキヤノンが、そういう面での税収面で減ったりしたことによって税収が少なくなるとか、そういう状況が阿見町で大きな影響を受けるという状況でね、そういう中でやはりそれなりにコミュニケーションをきちんととっていかないといけないんじゃないかなと。

あと、もう1点賃金の点。やはりちょっと安いと、町は。特に児童館にしても何にしてもちょっと安いと、なかなか人が集まらないという状況がやはり出ているようですから、もう少し臨時賃金体系はやはり考えていくべきかな。高いからいいとは言いませんよ。でもやはり平均的な金額を出していかないと、職員の皆さんも一生懸命応募要項を出して来てもらわなけりゃ、やはりその事業が停滞するわけですから、そういう面でやはりきちんとした賃金体系はとっていってもらいたいなと、そのことは要望しておきます。

○議長(久保谷実君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第19号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月10日の本会議において審査の結果を報告 されるようお願いいたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後15時からといたします。

休憩 午後 2時46分

## 再開 午後 3時00分

議案第20号 平成20年度阿見町国民健康保険特別会計予算

議案第21号 平成20年度阿見町公共下水道事業特別会計予算

議案第22号 平成20年度阿見町老人保健特別会計予算

議案第23号 平成20年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算

議案第24号 平成20年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算

議案第25号 平成20年度阿見町介護保険特別会計予算

議案第26号 平成20年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算

議案第27号 平成20年度阿見町水道事業会計予算

○議長(久保谷実君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第11,議案第20号,平成20年度阿見町国民健康保険特別会計予算,議案第21号,平成20年度阿見町公共下水道事業特別会計予算,議案第22号,平成20年度阿見町老人保健特別会計予算,議案第23号,平成20年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算,議案第24号,平成20年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算,議案第25号,平成20年度阿見町介護保険特別会計予算,議案第26号,平成20年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算,議案第27号,平成20年度阿見町水道事業会計予算,以上8件を一括議題といたします。提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君,登壇願います。

## [町長川田弘二君登壇]

○町長(川田弘二君) 議案第20号から第27号までの平成20年度特別会計及び企業会計予算の概要について申し上げます。

特別会計は,前年度より1件増えて7件となり,予算総額は114億3,750万円で,前年度との比較では,15.9%の減となっております。

その内訳でありますが、議案第20号、国民健康保険特別会計予算は、47億1,400万円で、5.3%の増。

議案第21号,公共下水道事業特別会計予算は、24億3,100万円で、10.3%の減。

議案第22号, 老人保健特別会計予算は, 2億9,800万円で, 89.6%の減。

議案第23号,土地区画整理事業特別会計予算は、9億4,300万円で、8.4%の減。

議案第24号,農業集落排水事業特別会計予算は,6億1,700万円で,1.0%の減。

議案第25号,介護保険特別会計予算は,18億7,800万円で,1.7%の減。

議案第26号,後期高齢者医療特別会計予算は、医療制度改正に伴い新たに設置するもので、 5億5,650万円となっております。

また,議案第27号,水道事業会計予算は,13億196万2,000円で,1.3%の減となっております。

以上、特別会計及び企業会計予算の概要について申し上げましたが、具体的な内容につきま しては担当部長に説明させますので、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げま す。

○議長(久保谷実君) 以上で提案理由の説明は終わりました。引き続き,担当部長から議案 に対する詳細な説明を求めます。

まず、議案第20号についての説明を求めます。民生部長瀬尾房雄君。

〇民生部長(瀬尾房雄君) それでは、議案第20号、平成20年度阿見町国民健康保険特別会計 予算について御説明いたします。

189ページをお開き願います。平成20年度の予算総額は47億1,400万円で,前年度当初予算と比較しまして,5.3%の増となっております。これは,歳入歳出とも国保税調定・療養諸費及び介護納付金・共同事業拠出金など数年次の実績内容などから勘案計上したほか,新規計上である後期高齢者支援金,前期高齢者交付金の予算計上などに伴うものであります。

次に、主な項目につきまして、特別会計の予算組み立てに従い、歳出部門から御説明いたします。

202ページをお開きください。最初に第1款総務費につきましては、前年度と比較し、10.2%の減額計上となっており、主に職員の退職や人事異動に伴う職員関係経費の減によるものであります。

次に205ページをお開き願います。第2款保険給付費につきましては、医療費などの支払いで、近年の医療費歳出状況などを勘案し、前年度予算と比較し、7.9%の増額計上としたもので、一般及び退職療養給付費並びに高額療養費や出産育児一時金などに対処するものであります。

続いて207ページをお開きください。第3款後期高齢者支援金につきましては、これまでの 老人保健制度が後期高齢者医療制度に変わることに伴い、高齢者の医療費を支えるために支出 していた老人保健拠出金が後期高齢者支援金に変わるもので、5億5,402万7,000円を計上して おります。

208ページをお開きください。第5款老人保健拠出金につきましては、18年度の拠出額と医療費実績額による清算分及び20年3月診療分の1カ月の老人医療費に対する概算分の合計額の1億2,541万1,000円を計上しております。

209ページになります。第6款介護納付金につきましては、国保被保険者のうち介護保険制度第2号被保険者に該当する40歳から65歳未満の拠出金であり、社会保険診療報酬支払基金に納付するもので、前年度と比較して4.8%の減額計上であります。

第7款共同事業拠出金につきましては、高額な医療費支出の多い保険者を各保険者が共同拠出し、保険者間の医療費負担の均衡を図るものであり、国保連合会より示された拠出費用額についての計上であります。

210ページをごらんいただきたいと思います。第8款保健事業費につきましては、全体では前年度と比較して95.1%の増額計上となりますが、これは人間ドッグなどによる疾病予防策、無受診者世帯の報奨、医療費通知、さわやかフェア時の配布の健康カレンダーなどの医療費抑制・制度啓発のための諸経費に加え、新規事業として、20年4月より実施される特定健康診査等事業費として健康委託料などを計上したことによるものであります。

次に、歳入部門の主な項目につきまして御説明いたします。

戻りまして197ページをお開きください。第1款国民健康保険税は、前年度と比較し11.1%の減額計上となっております。これは主に20年4月以降に後期高齢者医療制度に移行する75歳以上の課税分を除いたことによるものです。新規項目の後期高齢者支援金分については、医療給付費分から割り振っての設定としており、医療分・介護納付金分・後期高齢者支援金分とも、歳入歳出の全体状況により必要措置額を勘案し、計上したものです。

次に、第3款国庫支出金、第1項国庫負担金、1目の療養給付費等負担金は、歳出の一般療養給付費等及び介護納付金や新たに創設された後期高齢者支援金にかかわる国からの補助金で、前年度と比較して2.7%の減額計上となっておりますが、高額医療費共同事業負担金は、198ページになりますけれども、歳出における高額医療費共同事業拠出金にかかわる負担金で、国庫支出金及び県支出金において4分の1が補助されるため、その額についての計上であり、前年度と比較して16.4%の増額計上としたものであります。特定健康診査等負担金については、特定健診等の委託費用に対する国の補助金を計上したものです。

また,第3款,2項国庫補助金,1目の財政調整交付金における普通調整交付金については,前年度と比較して14.2%の増額計上であります。特別調整交付金については,市町村の国保運営努力に応じ,国の予算範囲の中で,申請を行った市町村を県及び国において評価査定し交付されるもので,不確定な性質から,当初予算では科目措置としております。幸い当町は,国保の運営努力が認められ,毎年交付を受けております。しかしながら,交付税対象市町村も減らされており,今後は大変厳しい状況ではありますが,引き続き積極的に歳入の確保に努めてまいりたいと思います。

次に、第4款療養給付費等交付金につきましては、今回の制度改正により65歳以上の退職被

保険者が一般被保険者に移行するため、退職被保険者療養諸費が減少することから、これに伴い交付金も減少するものであり、前年度と比較して42.9%の減額計上としております。

次に,第5款前期高齢者交付金につきましては,今回の制度改正において創設された項目でありまして,65歳から75歳未満の前期高齢者の医療費負担についての保険者間での不均衡を是正するために設けられたものであり,6億7,693万8,000円を計上しております。

次に、第6款県支出金の高額医療費共同事業負担金並びに特定健康診査等負担金につきましては、国庫支出金と同様な趣旨によるものであり、都道府県財政調整交付金につきましては、国の三位一体改革の中で、国の補助金が税源移譲され県から交付されるものであります。県支出金全体としては、前年度と比較して4.1%の増額となるものです。

次に,第7款共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金につきましては,高額療養費に伴う共同事業拠出金事業により国保連合会から配分される交付金であり,前年度と比較して20.7%の増額となるものです。また,保険財政共同安定化事業交付金についても,同様に共同事業拠出金事業により配分される交付金であり,前年度と比較して12%の増額となるものです。

第9款繰入金の一般会計繰入金につきましては、前年度と比較し6.3%の減額となっております。繰り入れの主なものは、保険基盤安定繰り入れや職員給与費等及び町医療福祉制度による国保医療費波及分補てん経費などとなっております。また繰入金のうち、財政安定化支援事業繰り入れについては、交付税の積算算定による配分となっていることから、科目措置としております。

総括いたしますと、国保財政は被保険者の構造的な問題や医療費の継続的な増加などにより、依然として厳しい状況にあります。これらを踏まえまして、生活習慣病予防を主とした特定健康診査・特定保健指導の実施、国庫補助金等の確保、全庁的な収納体制の強化など、さらなる向上のための収納対策や制度啓発などを行い、国民健康保険制度の適正な運営に努めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長(久保谷実君) 次に,議案第21号についての説明を求めます。都市開発部長渡辺清一君。

〇都市開発部長(渡辺清一君) 続きまして,議案第21号,平成20年度公共下水道事業特別会計予算について御説明いたします。

219ページをお開きください。20年度の予算総額は、24億3,100万で、前年度と比較しますと 10.3%の減額となっております。

続いて、225ページをお開きください。歳入の主なものについて申し上げます。

第1款, 第1項の負担金の受益者負担金は, 前年度と比較いたしますと, 6.8%の減となり

ます。

第2款,第1項の使用料につきましては、前年度とほぼ同額となっております。

第3款,第1項の国庫補助金は、荒川本郷地区の下水道管路整備の竣工によりまして、前年度と比較しますと、66.6%の減となります。

第4款,第1項の県負担金は,吉原東土地区画整理事業の整備に伴い,513.3%の大幅な増 となります。

第6款,第1項の他会計繰入金につきましては,前年度と比較しますと,0.5%の減となっております。

第7款繰越金は、前年度と同額計上となっております。

第8款諸収入は, 筑波南第一工業団地下水道整備に伴う負担金収入によりまして, 大幅な増額となっております。

第9款,第1項の町債は,荒川本郷地区の下水道管路整備の竣工に伴い,公共下水道事業債が大幅な減額となりますが,町債の借りかえを行うことによりまして2.6%の減となっております。

続きまして、歳出について御説明いたします。227ページをお開きください。

第1款,第1項,第1目の一般管理費の主なものは,人件費を含めた事務費,使用料及び受益者負担金賦課徴収事務であります。前年度と比較しますと11.2%の減となっております。

229ページになります。第2目の維持管理費でありますが、これは管渠の正常な機能を維持するための調査点検委託料及び下水道処理に対する霞ヶ浦湖北流域下水道維持管理負担金であります。前年度と比較しますと1.1%の増となっております。

続いて、230ページになります。第2項の下水道整備費ですが、主なものとしましては、人件費を含めた事務費、吉原東土地区画整理事業工事委託費、荒川本郷地区における調整池及び下水道管路整備、並びに霞ヶ浦流域下水道事業負担金であります。前年度と比較しますと47.5%の減となっております。

次に231から232ページになります。第2款公債費につきましては、管渠整備及び流域下水道 建設事業に要した長期借入金の公共下水道事業債並びに霞ヶ浦湖北流域下水道事業債の元金利 子の償還費のほか、今年度は繰上償還元金を計上しております。前年度と比較しますと 102.0%の増となっております。

第3款予備費につきましては、前年度と同額計上となっております。

戻りますが、222ページをお開きください。第2表の地方債につきましては、借入金の限度 額及び利率並びに償還方法を定めたものであります。

以上で説明を終わります。

○議長(久保谷実君) 次に,議案第22号についての説明を求めます。民生部長瀬尾房雄君。 ○民生部長(瀬尾房雄君) 続きまして,議案第22号,平成20年度阿見町老人保健特別会計予 算について、御説明いたします。

239ページをお開きください。平成20年度老人保健特別会計は、歳入歳出予算総額2億9,800万円で、前年度当初予算と比較いたしまして、89.6%の大幅な減となっております。これは、現行の老人保健制度が平成20年4月から後期高齢者医療制度に移行することにより、歳入歳出それぞれにおいて、減額計上となったものであります。

それでは、主な項目につきまして、特別会計の予算措置に従い、歳出部門から御説明いたします。

247ページをお開きください。初めに,第1款医療諸費につきましては,医療給付費及び審査支払手数料について,制度間の移行に伴い会計年度において20年3月診療の1カ月分の支払いを支出することになるものであり,前年度と比較し,89.6%の減額計上となったものです。

次に、歳入部門の主な項目につきまして御説明いたします。

戻りまして、245ページをお開きください。第1款支払基金交付金は、前年度と比較して89.8%の減となっております。これは、各医療保険制度における拠出金により交付されるもので、費用負担割合の配分措置により3月診療分の歳出医療給付費などを考慮し、計上を行ったものです。

次に,第2款国庫支出金及び第3款県支出金は,歳出医療給付費について支払基金同様,費用負担割合の配分措置により,前年度と比較し,国庫支出金89%,県支出金89%の減となるものです。

次に,第4款繰入金の一般会計繰入金は歳出医療給付費についての町負担分であり,交付金と同様な措置に伴い減額を行うもので,89.6%の減額計上となったものです。

次に第5款繰越金につきましては、制度の移行により予算額を減額し項目のみとしております。

246ページをお開きください。第6款諸収入のうち第三者納付金は、交通事故などにかかわる医療費について、第三者行為届を通じ、町が代位取得権による請求処理に応じて収入される 見込み額を計上したものです。

総括いたしますと、4月からの制度改正により、現行の老人保健制度は後期高齢者医療制度 に移行することから、これまで町の老人保健特別会計で負担していた医療給付費等の支出につ いては、今後、茨城県後期高齢者医療広域連合の特別会計より支出されるため、大幅な減額と なったものです。

以上で説明を終わります。

○議長(久保谷実君) 次に,議案第23号についての説明を求めます。都市開発部長渡辺清一君。

○都市開発部長(渡辺清一君) 議案第23号,平成20年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算について御説明いたします。

249ページをお開きください。平成20年度の予算総額は9億4,300万円となり、前年度と比較しますと8,700万円の減となっております。これは、本郷第一地区の国庫補助対象事業の減によるものでございます。

255ページをお開きください。歳入の主なものについて申し上げます。

第1款,第1項の国庫補助金につきましては,前年度と比較しますと34.8%の減となっております。

第2款,第1項の財産売払収入につきましては、引き続き岡崎土地区画整理事業地内及び本郷第一土地区画整理事業地内における一般保留地の販売を行うもので、前年度と比較しますと9.3%の増となっております。

第3款,第1項の他会計繰入金につきましては,前年度と比較しますと,27.3%の減となっております。

第5款,第1項の雑入につきましては、岡崎土地区画整理事業清算金の徴収によるもので、 前年度と比較しますと、96%の減となっております。

第6款,第1項の町債につきましては、前年度と比較しますと33.7%の減となっております。 256ページをお開きください。歳出について主なものを御説明申し上げます。

第1款の事業費,第1目岡崎土地区画整理事業の主なものは,委託料及び補償金で,前年度と比較しますと86.6%の減となっております。その主な理由としましては,清算金の交付作業が前年度で終了したことによるものであります。

第2目本郷第一土地区画整理事業の主なものは、人件費、委託費、工事請負費及び補償金で、 前年度と比較しますと9%の減となっております。その主な理由としましては、事業収束に伴 う補償対象物件の減少によるものであります。

259ページをお開きください。第2款の公債費でありますが、岡崎土地区画整理事業債の元利償還費の減により、前年度と比較しますと、0.4%の減となっております。

260ページをお開きください。第3款の予備費につきましては、前年度と同額計上となっております。

戻りまして252ページをお開きください。第2表の地方債につきましては、借入金の限度額 及び利率並びに償還方法を定めるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長(久保谷実君) 次に,議案第24号についての説明を求めます。経済建設部長坪田匡弘 君。

○経済建設部長(坪田匡弘君) 議案第24号,平成20年度農業集落排水事業特別会計予算について御説明いたします。予算書267ページをお開きください。

平成20年度の予算総額は6億1,700万円で,前年度と比較しまして1%の減となっております。これは実穀上長地区の管路築造工事に伴う事業費の増額がありますが、福田地区の事業費の減額がありますので、小幅な減額となったものであります。

本年度の主な事業内容としまして、福田地区では事業の最終年度でありますので、中継ポンプ工事を予定しており、実穀上長地区では継続して管の築造工事を、そのほか小池地区、君島大形地区では、汚水処理施設等の維持管理費を計上しており、さらにすべての地区の地方債元利償還金を計上しております。

それでは、歳入の主なものについて御説明いたします。273ページをお開き願います。

第1款分担金及び負担金は受益者負担金であり、福田地区及び実穀上長地区につきましては、20年度に予定している事業費対応分を見込んでおります。なお、小池地区、君島大形地区は新規加入のための科目設定のみであります。

第2款使用料及び手数料は、小池地区・君島大形地区の使用料と督促手数料、及び福田地区・実穀上長地区の督促手数料を計上したものであります。

第3款国庫支出金は、福田地区及び実穀上長地区事業に対する交付金であり、補助率は50%であります。

第4款県支出金は、福田地区・実穀上長地区事業に係る地方債の償還に対する補助金であります。

274ページをお開き願います。第5款繰入金は、一般会計から6,194万7,000円を繰り入れまして、それぞれの事業の財源調整を図ったものであります。

第6款繰越金は、各地区ごとの前年度繰越金を計上したものであります。

第7款諸収入は、雑入として消費税還付金を計上したものであります。

第8款町債は、福田地区及び実穀上長地区事業に伴う起債であります。

次に、歳出について御説明いたします。275ページから279ページをごらん願います。

第1款事業費の主な内容としまして、15節工事請負費では、福田地区の中継ポンプ工事及び 実穀上長地区の管路築造工事を予定しております。福田地区は平成20年度、実穀上長地区は平 成23年度事業完了を目標に、事業を推進しております。

276ページ下段からをごらん願います。第2款管理費は、小池地区並びに君島大形地区の汚水処理施設等の維持管理に要する経費であります。引き続き委託内容の見直しを行い、経費の

節減を図ってまいります。

278ページをごらんください。第3款公債費は、各地区の長期借入金の償還金及び利子であります。

279ページをごらんください。第4款諸支出金は、農業集落排水減債基金費であります。県の要項に基づき、福田地区及び実穀上長地区事業に係る地方債の償還に要する財源としての交付金を、基金として積み立てるものであります。

第5款予備費は、30万円を計上しております。

戻りますが、270ページをお開き願います。第2表の地方債につきましては、借入金の限度 額及び利率並びに償還方法を定めたものであります。

以上で説明を終わります。

- ○議長(久保谷実君) 次に、議案第25号についての説明を求めます。民生部長瀬尾房雄君。
- ○民生部長(瀬尾房雄君) 続きまして、議案第25号、平成20年度阿見町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

285ページをお開き願います。平成20年度の介護保険特別会計の予算総額は18億7,800万円で、前年と比較いたしまして、約1.7%の減となっております。これは、平成19年度当初予算において要介護認定者数が増加することを見込み保険給付費の予算を計上しましたが、制度の普及に伴って要介護認定者数の伸びが落ち着いてきたことによるものであります。歳出の約94%を占めるこの保険給付費の財源につきましては、歳入における国・県の負担金、支払基金からの交付金及び65歳以上の第1号被保険者の保険料により賄われます。

次に、主な項目につきまして、介護保険特別会計の予算計上の順位に基づき、歳出部門から 御説明いたします。297ページをお開きください。

初めに,第1款総務費,第1目一般管理費につきましては,職員給与関係経費及び介護保険 事業に要する経費を計上しておりますが,従事職員の人員減に伴う職員関係経費の減等により, 前年度と比較して10.8%の減額計上となっております。

298ページをお開きください。第2項徴収費では、保険料の賦課徴収に係る経費を計上しており、電算システム委託料の減等により、前年度と比較して1.7%の減額計上をしております。

299ページの第3項介護認定審査会費につきましては、介護認定審査会費及び認定調査等に要する経費を計上しており、前年度とほぼ同額、0.4%の減ですけれども、の計上となっております。

300ページになります。第5項計画策定委員会費につきましては、介護保険法により3年ごとに定めることとされている老人保健福祉計画及び介護保険事業計画の第4期計画の策定に要する委託料等を新たに計上しており、前年と比較して大幅増となっております。

次に,第2款保険給付費についてであります。301ページから302ページの第1項介護サービス等諸費につきましては,居宅介護サービス及び施設介護サービスとも,平成19年度当初予算において要介護認定者数が増加することを見込み予算計上しましたが,要介護認定者数の伸びが落ち着いてきたため,平成20年度予算では,前年度と比較して2.1%の減額計上となっております。

同じく302ページから303ページの第2項介護予防サービス等諸費につきましても、平成19年度当初予算において要支援認定者数が増加することを見込み予算計上しましたが、要支援認定者数の増加が緩やかに推移しているため、平成20年度予算では、前年度と比較し2.1%の減額計上となっております。

第3項その他諸費では、審査件数を前年と同件数を見込み、同額の計上となっております。 304ページになります。第4項高額介護サービス等費につきましては、平成19年度の給付実 績を踏まえ、前年度と比較して4.8%の減額計上となっております。

304ページから305ページの第5項特定入所者介護サービス等費につきましては、施設サービス利用者の居住費及び食費の負担が、低所得者にとって過重な負担とならないよう、所得に応じた負担限度額を設定し、居住費・食費の基準費用額と設定した負担限度額の差額について公費負担するものであり、平成19年度の給付実績を踏まえ、前年度と比較し2.4%の増額計上となっております。

次に、305ページから307ページの第4款地域支援事業費についてであります。第1項介護予防事業費、第1目介護予防特定高齢者施策事業費につきましては、要介護認定を受けている高齢者のうち、要介護状態になるおそれのある特定高齢者を把握するため、生活機能評価などの健康診断を実施する特定高齢者把握事業を新たに計上したことにより、前年度と比較し140.6%の増額計上となっております。また、第2目介護予防一般高齢者施策事業費につきましては、一般の高齢者に対して口の手入れを初め、食べ物を飲み込む機能の訓練指導などを行う口腔機能向上事業を新たに計上したことにより、前年度と比較して26.5%の増額計上となっております。

第2項包括的支援事業につきましては、地域包括支援センターが行なう介護予防ケアマネジメント事業、総合相談事業、権利擁護事業並びに包括的・継続的ケアマネジメント支援事業に係る経費を計上したものであり、前年度と比較して3.2%の増額計上となっております。

次に、307ページから309ページの第5款基金積立金、第6款諸支出金、第7款予備費につきましては、前年度とほぼ同額を計上しております。

次に、歳入部門につきまして御説明いたします。戻りまして293ページをお開きください。 介護保険制度の給付に必要な財源は、利用者の1割負担のほかに、50%を公費、残り50%を 40歳以上の被保険者の保険料で賄います。公費の内訳は、国が25%、県が12.5%、市町村が12.5%であります。国の負担の25%のうち約5%は、市町村間の財政力の格差を調整するために調整交付金として交付されることになります。

それでは、歳入部門の主な項目につきまして御説明いたします。

歳入の第1款保険料につきましては、65歳以上の第1号被保険者数の増等に伴い、前年度と 比較して14.2%の増額計上となっております。

次に、第3款国庫支出金につきましては、保険給付に要する費用の20%を国の法定負担分とする介護給付費負担金、また市町村間の財政力の格差を調整するために、第1号被保険者の75歳以上の高齢者の比率や、所得水準の格差等に基づき交付される調整交付金、並びに地域支援事業に係る交付金であり、保険給付費総額の減に伴い、前年度と比較して5.6%の減額計上。

次に,第4款支払基金交付金につきましては,保険給付費及び地域支援事業の介護予防事業費に係る31%分が,社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであり,前年度と比較して1.7%の減額計上。

294ページになります。第5款県支出金につきましては、保険給付費及び地域支援事業の介護予防事業費の12.5%、並びに地域支援事業の包括的支援事業費の20.25%が県の法定負担分であり、前年度と比較して1.4%の減額計上。

次に,第7款繰入金,第1項一般会計繰入金,第1目介護給付費繰入金につきましては,保 険給付費に対する12.5%の市町村の法定負担分であり,前年度と比較して2%の減額計上。

第2目地域支援事業繰入金の介護予防事業につきましては、事業費の12.5%の市町村の法定 負担分であり、第3目地域支援事業繰入金の包括的支援事業につきましては、20.25%の市町 村の法定負担分を計上、第4目事務費等一般会計繰入金については、職員関係経費の減等に伴 い、前年度と比較して3.5%の減額計上となっております。

次に,第7款繰入金,第2項基金繰入金につきましては,介護給付費準備基金を保険給付費の財源に充てるものであり,前年度と比較して66.8%の減額計上となっております。

第8款繰越金及び第9款諸収入につきましては、前年度とほぼ同額の計上になっております。 以上で説明を終わります。

- ○議長(久保谷実君) 次に、議案第26号についての説明を求めます。民生部長瀬尾房雄君。
- ○民生部長(瀬尾房雄君) 続きまして、議案第26号、平成20年度阿見町後期高齢者医療特別 会計予算について御説明いたします。

315ページをお開きください。後期高齢者医療特別会計につきましては、市町村において高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、保険料の収入についてや、徴収した保険料及び町負担金などの広域連合への支出について、特別会計を設け運営することとなっているため、今回

新たに設置するものであります。

それでは、主な項目につきまして、特別会計の予算組み立てに従い、歳出部門から御説明い たします。

322ページをお開きください。初めに,第1款総務費につきましては,後期高齢者医療事業の執行に必要な人件費や事務費を計上しております。

第1項総務管理費につきましては、人件費ほか後期高齢者医療事務全般にわたる経費であります。

第2項徴収費につきましては、保険料徴収の費用や年金から天引きとならない被保険者に係る普通徴収等に係る経費であります。

次に,第2款納付金につきましては,町で徴収した保険料及び保険料軽減分,広域連合事務費負担金や療養給付費等負担金などの町負担分を茨城県後期高齢者医療広域連合に納付する納付額を計上したものです。

それでは、歳入の主な項目について御説明いたします。

321ページにお戻りください。第1款保険料についてですが、後期高齢者医療制度は75歳以上の各医療保険者の高齢者を対象とした制度であり、高齢者も被保険者として保険料を負担することになります。この保険料は全市町村が加入する茨城県後期高齢者医療広域連合において定めるものであり、徴収の方法としましては、年金から天引きによる、いわゆる特別徴収と普通徴収により徴収すべき負担額を計上しております。

第3款繰入金についてですが、職員給与費等及び事務費等の繰り入れや保険料軽減分及び広域連合への事務費負担金、市町村法定分の療養給付費等負担金などについて繰り入れを行うものであります。

以上、後期高齢者医療特別会計の主な項目について御説明申し上げましたが、何分にも新しい制度でありますので、引き続き制度の趣旨普及に努め、円滑な事業の推進に取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

以上で説明を終わります。

○議長(久保谷実君) 次に、議案第27号についての説明を求めます。都市開発部長渡辺清一君。

○都市開発部長(渡辺清一君) 議案第27号,平成20年度阿見町水道事業会計予算について御 説明いたします。

331ページをお開きください。まず、第2条の業務の予定量でありますが、給水戸数を1万2,910戸、年間総給水量を397万6,000立方メートル見込んでおります。給水量の内訳としましては、県企業局からの受水量377万9,000立法メートル、自己水源、井戸水ですが、19万7,000

立方メートルを予定しております。

次に,第3条の収益的収入及び支出でありますが,前年度比1.6%増の8億7,443万8,000円を計上しております。その主な収入でありますが,水道料金で8億4,050万8,000円,1.2%増を見込んでおります。主な支出ですが,県企業局に支払う受水費3億7,035万5,000円,減価償却費1億8,282万6,000円,支払い利息2,618万7,000円であります。

332ページをお開きください。第4条の資本的収入及び支出であります。資本的収入は、6.3%増の2億326万5,000円で、加入分担金を2,118万9,000円、工事負担金9,277万6,000円を計上しております。

この工事負担金ですが、県で事業を進めております吉原土地区画整理事業地内の配水管布設を町が受託工事として行うもので、県からの負担金であります。

資本的支出は、6.8%減の4億2,752万4,000円で、建設改良費を2億5,255万1,000円計上しております。その主なものは、新設管の布設工事1億1,392万円、老朽管の布設がえ工事3,290万円、吉原土地区画整理事業地内の受託事業1,921万円であります。

企業債償還金でありますが、昭和60年度から平成4年度及び平成19年度借りかえの企業債の 元金を償還するものであります。

第5条企業債でありますが、過去高金利で借り入れた企業債について、補償金支払いを必要 としない繰り上げ償還が承認されたことにより、昭和61年、平成2年の起債の借りかえを行う もので、限度額等を定めるものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対する不足額、2億2,425万9,000円につきましては、 減債積立金と過年度分損益勘定留保資金で補てんしてまいります。

以上で説明を終わります。

○議長(久保谷実君) 以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、 質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第20号から議案第27号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では,付託案件を審査の上,来る3月10日の本会議において審査の結果を報告

されるよう, お願いいたします。

議案第28号 町道路線の廃止について

議案第29号 町道路線の認定について

○議長(久保谷実君) 次に、日程第12、議案第28号、町道路線の廃止について、議案第29号、町道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

### [町長川田弘二君登壇]

○町長(川田弘二君) 議案第28号及び議案第29号につきまして、提案理由を申し上げます。 まず、議案第28号、町道路線の廃止につきましては、主に本郷第一土地区画整理事業地内の 供用開始に伴う部分的な路線の廃止であります。

次に、議案第29号、町道路線の認定につきましては、主に本郷第一土地区画整理事業地内の 供用開始に伴う道路の認定であります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(久保谷実君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、 質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

#### [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号から議案第29号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

### [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月10日の本会議において審査の結果 を報告されるよう、お願いいたします。

### 散会の宣告

○議長(久保谷実君) 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。 どうも御苦労さまでした。

午後 3時51分散会

第 2 号

[ 2月27日]

# 平成20年第1回阿見町議会定例会会議録(第2号)

平成20年2月27日(第2日)

### ○出席議員

1番 久保谷 実 君 2番 柴 原 成 一 君 3番 浅 野 栄 子 君 4番 難 波 千香子 君 5番 紙 井 和 美 君 6番 青山正一君 7番 石 井 早 苗 君 8番 藤井孝幸君 9番 千 葉 繁 君 君 10番 吉 田光男 11番 吉 田憲市 君 12番 滝 本 重 貞 君 天 田 富司男 君 13番 14番 小松沢 秀 幸 君 15番 倉 持 松 雄 君 16番 大 野 孝 志 君 18番 佐 藤 幸明君 19番 諏訪原 実 君 20番 荻 島 光 明 君 21番 細田正幸君

### ○欠席議員

22番 岡崎 明君

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町 長川田弘二君

副 町 長 大﨑 誠君

教 育 長 大 﨑 治 美 君 防 鉛 消 長 木 章 君 町 長 公 室 長 糸 賀 富士夫 君 務 部 長 井 定夫 君 総 石 民 生 部 長 瀬 尾 房 雄 君 経済建設部長 坪 田 匡 弘 君 都市開発部長 清 君 渡 辺 育 次 長 教 兼 松 本 功 志 君 学校教育課長 消防次長兼総務課長 津 力 君 大 総 務 課 長 湯 原 恒 夫 君 課 村 忠 男 画 長 Ш 君 企 財 政 課 長 篠 原 尚 彦 君 社会福祉課長兼 野 飯 利 明 君 福祉センター所長 生涯学習課長 寛 宮 本 則 君 農業振興課長兼 黒 井 寬 君 農業委員会事務局長 設 課 長 大 野 利 建 明 君 境 課 崹 久 環 長 山 司 君 警 防 課 川村 益 長 巳 君 副 参 事 兼 池上 弘道君 学校給食センター所長

### ○議会事務局出席者

 事 務 局 長 栗 原 繁 樹

 書 記 山 崎 貴 之

# 平成20年第1回阿見町議会定例会

# 議事日程第2号

平成20年2月27日 午前10時開議

日程第1 一般質問

# 一般質問通告事項一覧

平成20年第1回定例会

# 一般質問1回目(平成20年2月27日)

発 言 者	質問の趣旨	答	弁 者
1. 千葉 繁	1. 学校の安全対策について 2. 学校給食について	教	育 長
2. 藤井 孝幸	1. 町民が感じている迷惑・危険防止策について	町	長
3. 浅野 栄子	<ol> <li>みんなで支えるやさしいまちづくりについて</li> <li>阿見町へ県の移動美術展を</li> <li>スポーツ少年団への支援について</li> </ol>	町教	長 長
4. 柴原 成一	1. 次代に向けた自立型の農業振興策について	町	長

### 午前10時00分開議

○議長(久保谷実君) おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を 開きます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御 了承願います。

これより議事に入ります。

### 一般質問

○議長(久保谷実君) 日程第1,一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間,再質問の回数を2回といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

ただいま,11番吉田憲市君が出席いたしました。したがいまして,ただいまの出席議員は18 名です。

初めに、9番千葉繁君の質問を許します。登壇願います。

#### [9番千葉繁君登壇]

○9番(千葉繁君) 皆さん、おはようございます。通告に従いまして一般質問を行います。 今回は2点、質問をいたします。1点目に、学校の安全対策について、町PTA連絡協議会から出された要望書を中心に伺います。そして、2点目に学校給食の諸問題について、御質問をいたします。

初めに、学校の安全対策について伺います。昨年、1月12日、阿見第一小学校の裏門を乗り越え、不審者が校内に侵入。男はゴルフクラブを振り回し、廊下や保健室のガラスを割りながら、職員に向かう。職員はさすまたとネットランチャーを持って、後退しながら校庭に誘導し、応援の職員らとともに取り押さえられました。駆けつけた職員に、先生に、一部けが人が出ましたが、大事には至らず軽傷で済みました。また、何といってもよかったことは、勇敢な先生のおかげで大切な子供たちへ被害がなかったことでした。

また、翌月の2月13日には阿見小学校東門を乗り越え、金属バットを持った不審者が侵入しました。これも大事には至らず、子供たちにも被害はありませんでした。最近では、今年、1月23日の夕方、曙町で中学生男子生徒が中年男性にナイフのような刃物で切りつけられ、衣服を2カ所切られたという背筋が凍りつくような事件も起きています。このように、当町も心配していたことが現実に起こるような状況になっています。

こうした背景の中、昨年の2つの小学校の不審者侵入事件を受け、2月の町PTA連絡協議会の役員会議の席で、各学校の親御さんもかなり神経質になっているし、現実に不審者侵入の生々しい事件が起きては、しっかりとした不審者対策もしなければならない。しかし、もはや各小中学校や、各PTAの予算や対策には限界があるとの声がありまして、町P連役員全員の総意として、各学校の状況に応じた児童生徒の安全のための施設、設備の充実に御高配賜りたいと町に対し、要望書が提出されました。

具体的な要望に対しましては、引き継ぎの時期でありましたので、新年度の役員さんに継承 し、進めてもらうことを申し送りいたしました。私もその当時のメンバーでありましたので、 はっきりと覚えております。

その後,3月の定例会,民生教育常任委員会の中でもこの問題が議論され,町長は優先的に考える必要があると前向きな答弁をされました。また,4月に行われました町P連総会時のあいさつの中にも,町P連から出された要望書に対しては緊急を要する問題であるので,前向きに検討し,対処していきたいと話しておりました。

私はその席に同席していたものですから、そのときのP連役員の皆さんの安心した様子は忘れることはできません。さすが時の町長が言った言葉には重みがあるなと感じました。その後、各小中学校へ具体的な調査が入り、各学校の要望がまとめられたと聞いております。

しかし、調査結果については発表されたと聞いておりますが、要望実施の有無についてはいまだ報告されず、どうなっているのかとの意見が出されております。先般の予算内示のときにも、また今回の予算書の中にも要望が実施されるかどうかもわからない状況であります。本来であれば、予算書の中に新しい項目を立て、例えば緊急防犯対策費などの名目をつくり、わかりやすい形であらわしていただきたかったのですが、残念でなりません。

緊縮財政の中での対策費を捻出することは大変であることは承知の上です。しかし、長が公の場で発言したことの重さをもう少し認識してほしかったと思います。また、緊急を要することでありますので、補正予算を組んでも対処してほしかった案件であります。子供を持つ親としてはできるだけ早期の対策を望んでおります。継続的な対策事業も大切ではありますが、現場の生の声をできるだけ実行していくことこそ、今、必要ではないかと考えます。ひいては、現場からの声が執行部に届くことが保護者はもとより、教育の現場に関係している方々の安心につながるのではないかと考えます。

そこで、町PTA連絡協議会から提出された要望の実現のために、町はこれまでどのような 対応をしてきたのか、今後どのように進めようとしているのかお尋ねいたします。

また、学校の安全対策の一部で、大変重要な課題であります学校校舎等の耐震化の問題について同います。今回、学校施設耐震化基金条例を制定しようとしていますが、将来のための資

金として積み上げていこうとの考えであり、厳しい財政状況の中で進み出そうとしており、大変に評価をいたしております。しかし、先日の新聞報道でもあるように、県は耐震改修促進法に基づき、昨年策定した計画によると、県内市町村施設は2015年末までに耐震化率を90%、達成を目標に掲げております。2015年末といったらば、あと7年余りであります。そこで、今後の学校耐震化についての計画と進捗について伺います。

続きまして、学校給食について質問いたします。中国製ギョーザ中毒事件や、小麦、乳製品などの食材の高騰、また燃料の高騰、そしてまた給食費未納問題など、学校給食を取り巻く環境はいまだかつてないほどの厳しい状況の中で、学校給食の現場は大変苦労されていると思います。現に、先日の中国製ギョーザ中毒事件の報道のすぐ後に、メニューにギョーザが入っており、急遽、ミカンにかわったなど、即座の対応が迫られております。当町の学校給食はこれまでも何の問題もなく、継続的に届けられており、設備等の状況からすれば関係者の御努力に感謝しなければなりません。学校給食は今や当町の子供たちの成長にはなくてはならない重要な役割を担っているとの思いから、以下3点、お尋ねします。

1つ目。今回の中国製ギョーザ中毒事件を受け、原材料の産地の断定や、冷凍食品の使用確認など、給食の安全性においてどのように対応してきましたか。

2つ目。食材や燃料の高騰から、給食費が上がるんではないかと心配の声が寄せられております。一体、どうなのでしょうか。

3つ目。給食費の未納問題について現在, どう対応しているのか。また, 今後, 滞納者の対策はどのようにするのかお尋ねします。

以上です。

○議長(久保谷実君) ただいま,19番諏訪原実君が出席いたしました。したがいまして,ただいまの出席議員は19名です。

ただいまの質問に対し答弁を求めます。教育長大崎治美君、登壇願います。

### 〔教育長大﨑治美君登壇〕

○教育長(大崎治美君) おはようございます。学校の安全対策について、1点目の質問にお答え申し上げます。なお、防犯、防災対策については町全体での対策が必要なわけでございますので、今回は学校の対策に対して焦点を当てての質問ですので、私から答えをいたします。

ところで、このごろ常識では考えられないような殺傷事件が相次いで、治安対策が現代社会における大きな問題となっております。また、地震対策についてもしかりであり、議員御質問のとおり、防犯対策、安全対策は学校はもとより地域社会全体の課題となっている状況にあります。しかし、双方ともいつ起きるかわからないと。どこにいても災難に遭遇する可能性はあるわけで、どのような対策をとっても完璧とは言えないと。そういう点で大変難しい問題でご

ざいます。

自分の身は自分で守る、地域の安全は地域の力で守るという意識と知識の高揚をさせる取り 組みを、その取り組みや、その態勢及び施設の整備は重要であることは言うまでもありません。 学校における対策についても、これまで関係機関、町民、企業の皆さんの協力を得て、さまざ まな対策を講じてまいりました。そのうち、防犯対策について千葉議員から昨年の3月の予算 審議の際にも、早急な対策を求める意見がございました。また、PTA連絡協議会からも同じ く3月に要望書が提出されております。

これを受けて、早速4月には各学校における対策の現状と具体的な要望についての調査を行い、5月にはPTA連絡協議会においてその内容と今後の対策、町の考え方について説明しておりますが、各学校における状況が異なる部分もあることから、引き続き学校とPTAで連絡を密にして検討を継続してほしい旨をお願いしているところでございます。

その後も、校長会や、6月に行った教育委員による学校訪問の際にも確認したところ、要望 事項については年度当初と変わりはないという状況でございました。また、去る2月16日にも PTA連絡協議会が開催され、事務局(阿見中学校)でございますが事務局が出席しておりま すが、防犯対策に関する話は出なかったと聞いております。いずれにしましても、今後も学校、 PTAとの意見を交換しながら進めていきたいと考えております。

なお、これまで行ってきた防犯対策を申し上げますと、門扉やフェンス、インターホン、街路灯の整備、防犯用具の整備、警察への非常通報装置、携帯電話のメール配信システムの整備、先般、阿見小学校の防犯訓練が新聞で紹介されましたように、警察の協力を得ての訓練。また、PTA、学校職員、地域の皆さんによる立哨活動や見守り活動、通学路周辺のこだまの家の登録推進、防犯連絡協議会、役場総務課、教育委員会による青色パトロール。青色パトロールはこのような表をつくりまして毎日のように、この三者が交代で回っております。私も同乗して町内を回ったことがございますが、大変青色の効果はあるようで、子供たちもあれを見ると一瞬、姿勢を正すというか、そういうような状態がありまして、この赤色パトロール、青色パトロールは有効だと、そういうふうに考えております。

また、学校では安全マップを作成し、危険箇所等について児童生徒に対する徹底を図るなど、 多面的な取り組みを実施しているところであります。中でも、メール配信システムについて不 審者などの情報を速やかに保護者に一斉連絡をすることができ、被害の未然防止に役立ってお ります。また、学校から保護者への各種連絡にも活用されており、効果的な対策となっており ます。

さらに、地域での取り組みについて申し上げますと、先般、曙町、また大室という地名で、 地内で中学生が襲われる事件がございました。現場に近い曙地区では区長さんが先頭に立って 以前から行っていた自警団活動を強化していただいているほかに、スクールガードリーダーや 地元の町会議員の方々、そういう方々が、また阿見第一小学校では登下校ボランティアの皆さ んなどにより、地域での見守り、防犯活動が進められており、そのほかの地域でもこのような 活動が行われているところでございます。

さて、御質問のPTA及び学校からの要望についてですが、要望となった事項はフェンス、門扉の嵩上げ、防犯カメラの設置、教室への冷房装置、ガードマンの配置などであります。フェンスの整備については仕切られていない部分を優先的に整備しているところでございますが、そのほかの項目につきましては財政的な面、また監視体制など、人的な課題などがあるために今後、十分に検討していきたいと、かように考えております。

20年度の予算措置についてですが、防犯対策につきましては各学校の施設整備事業費、約1 億3,000万円の中に含まれておりますが、この中で防犯対策などの部門で使用できる部分は施 設等修繕費、約1,700万円の範囲となっております。整備内容については毎年、学校と教育委 員会で協議の上、決定するという形になっております。

平成17年度に1,700万円の別枠予算を組み、各学校未整備であった門扉の設置を一斉に行った経緯もありますが、その後は、先ほど申し上げましたような予算の中で取り組んでおり、20年度も同様の考えでございます。

次に、学校の耐震対策についてですが、昨年9月の定例議会での難波議員、浅野議員の御質問、民生教育常任委員会からの事務調査報告、さらに先般の全員協議会における学校施設耐震化基金条例の説明の際にも申し上げたとおりでありますが、改めて申し上げますと、学校の耐震対策については平成16年度に耐震化優先度調査並びに耐震化基本計画を策定しております。これは各学校の強度試験、コンクリートの強度試験、このほか建物の構造及び耐震壁の配置、鉄筋の腐食や壁のひび割れなどの老朽化の状況、建築年度などを調査し、耐震化の優先度、概算事業費の算出などを行っているものであります。

この結果,校舎,体育館において改築及び補修が,補強が必要とされた学校は9校。これに要する概算費用も全体で90億円に上ることがわかっております。事業に取り組むために自己財産の財源の確保が大きな課題でありますが,今回,提案しております耐震化基金条例について先般,町長からも説明がありましたように,今後の事業化に備えるべく基金の積み立てに着手するということでございます。

以上が耐震対策の近況であります。

次に、学校給食についての質問にお答え申し上げます。学校給食については、これまでも議員各位から食育や地産地消、給食費未納などの視点からの御質問にお答えしてまいりました。 先ほどの安全対策と同様に、食の安全という点からも給食が重要な問題でございます。 質問の1点目。中国製ギョーザ中毒事件を受けての対応についてですが、給食センターとしましても、早速、他の食品を含め調査をしましたところ、中国製の食材は使用しておらず、安全なことを確認いたしました。中国製ではありませんが、2月1日の中学校と5日の小学校で予定していた揚げギョーザの献立についても児童生徒に抵抗感が強いと、そういう判断をしまして、フルーツに変更するという対応をとったところでございます。給食センターでは、品質規格書、原材料規格書、安全証明書、物資内訳表等で安全性を確認した上で食材を使用しておりますので、御安心いただきたいと、かように思っております。

近年,食品安全基本法や食育基本法の制定,食品衛生法の改正,さらには茨城県においても食品の安全確保基本方針が策定されるなど,食を取り巻く情勢も大きく変化をしておりますが,このような状況の変化に対応しながら、食の安全を確保し、児童生徒の健全な成長に資することができるよう、真摯に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

次に、2点目の食材の高騰から給食費が上がるのではないかとの質問にお答えいたします。 小麦粉の値上げなどにより、今後、食材価格の上昇が予想されますが、値上げ幅が未定のため、 現時点では給食費の値上げは行わない考えで新年度予算を編成しております。食材の価格は常に値動きがありますので、一概には申し上げられませんが、肉、魚類は値上げの傾向にあり、主食である米の価格は下がりぎみにあるということです。このような時期によって変わる価格の動きを給食センターでは見ながら献立を工夫するということで、給食の単価を維持する状況にあります。今後も、こうした対策により、極力、給食費の値上げを避けたいと考えておりますが、これからも物価の動向には十分に注視しつつ、慎重に対応してまいりたいと、かように考えております。

次に、給食費の未納問題の対応についてでありますが、平成19年第1回定例会で石井議員の一般質問にもお答えしましたが、各学校での対応のほかに、教育委員会の事務職員及び各小中学校の教頭で班を編成し、個別に滞納整理を実施するとともに、家庭状況に応じた支払い方法についての相談にも応じております。

平成18年度の決算における現年度分の滞納整理の状況ですが、年度末時点の未納は109件、781万4,850円。滞納整理額が496万8,659円。差引滞納額が284万6,191円。調定額に対する滞納額は1.4%であります。また、過年度分については522万3,080円となっております。

以前,実施した滞納状況の調査では6割が経済的に困窮している世帯。2割が滞納整理で収納可能なもの。残る1割が,いわゆる払えるのに払わないと思われるものであります。他の自治体では年度初めに誓約書を提出させるなどの対応をとるところも出ておりますが,督促の方法を間違えると差別につながるおそれもあると。そのようなことで,滞納者の状況を正確に把握し,対応することが求められるという難しい点がございます。しかしながら,税の公平性を

保つということが重要でありますので、経済的な問題のある保護者に対しましては、就学援助制度の周知を徹底するとともに、学校教育の中での給食の重要性、並びに給食費の支払い義務を理解させつつ、引き続き収納対策に努めてまいりたいと考えておりますので、御了解いただきたいと、かように思っております。

ちなみに、給食費滞納が深刻だと。払えるのに払えないというような新聞記事が読売新聞ですけれども、2月に出ております。これを読みますと、問題の根幹には保護者の規範意識の低下があるとする見方が一般的だと。そういうことが載っております。また、朝日新聞の社説によりますと、払わないのは親が失格であるというような社説が出てございます。それから、値段のほうのことでは、茨城新聞に、このように「学校給食春の試練」ということで全県的に悩みが載せられております。なお、誓約書は水戸市や稲敷市、そういうものが文書として提出をさせようかというような動きがございます。

以上でございます。

- ○議長(久保谷実君) 9番千葉繁君。
- ○9番(千葉繁君) 答弁, ありがとうございました。

まずはですね、耐震化につきまして2点、再質問したいと思います。今回、基金をですね、 条例をつくって、基金を創設して、将来のために資金をプールしていくということは必要であ りますし、そういう進み出そうとしている姿は評価をいたします。

そんな中でですね,2点ほど質問をしますけれども,まずはですね,平成16年度に実施をいたしました優先度調査なんですけれども,私がいただいている資料では要改築2校,阿見中と阿見小学校。要改修7校。基準内は2校で竹来中と阿見第二小というようなことで,改築工事費,概算で54億円,改修工事が36億円というような金額が出されていますけれども,この優先度調査をしたときのメンバーとですね,この工事費の概算というのはどのようにされたのか,1点,まずお尋ねをします。

それからですね、私は早急にですね、耐震については改修計画並びに耐震化の計画を策定しなければいけないと思っています。これはですね、素人がやるもんではないと思いますので、ちゃんと専門的知識を持った資格のある方を入れて、その中で計画を立てなければいけない。そういった中で、耐震化の改修の計画については今後、どうなのか。この2点、耐震化についてはお尋ねしたいと思います。

それからですね、P連の要望に関してなんですけれども、いいですか。今回の調査を行っていただいて、3月の要望で、調査が4月ですから、早急に対応したなと私は思っています。昨年のことですよ。その中で、君原小と竹来中以外は全校、具体的な要望が出されています。中でも、防犯カメラの設置につきましては6校。第二小と実穀小はPTAの会費等で設置してい

ますので、ほとんどの学校が必要としています。カメラの設置につきましては、内示のときに 人的経費がかかるというようなことで難しいというお話がありましたけれども、監視がいなく てもですね、カメラを回している。それから、ビデオを撮っているだけでもかなりの抑止にな ると聞いております。まず、設置することが必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。 それから、門扉についてはですね、第一小と阿見小学校が低い門扉から侵入をされています、 両方とも。これは細田議員からも前に意見が出されたと思いますけれども、まずはその侵入を された低い門扉、これは改善すべきではないかと思いますけれども、その点についても要望に 出ております。そういったことで、早期に改善をしなければならないと思いますが、その点に ついてお尋ねをします。これで2つ。

それからですね、予算の立て方なんですけれども、今回の予算書の中ではこの点に関しての 実施する項目が見当たらない。先ほども教育長からお話がありましたけれども、ちょっと待っ てください、小中学校の施設整備事業の施設等修繕費の中に組み入れています、1,700万円。 全部が今回の防犯のための設備設置費に回らないと。これは前回の内示のときにも言っておら れました。さて、それでは今年度は一体、この要望に対しては幾らの予算を組んでいるんでしょうか。

この3点をお尋ねしたいと思います。

それからですね、ちょっと多くなりますけれども、質問、2つしかないもんですから、学校 給食についてはですね、ある程度の対応をしているということで理解をします。しかしながら、 そのチェックなんですよ、入ってきた食材のチェック。これは調べ方とすれば、業者から出た ものをただチェックしているのか。それとも、食材によっては抜き打ちで、どっかの業者にお 願いして、混合の割合だとか、そういうものを確認しているのか。そういったことをされてい るかどうかお尋ねをしたいと思います。よろしくお願いします。

- ○議長(久保谷実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長松本功志君。
- ○教育次長(松本功志君) 再質問の項目が多岐にわたりますので、もし漏れておりましたらまたお願いしたいと思うんですけれども、まず耐震化、学校の耐震化の関係でございます。平成16年に行いました調査をだれがやったかと。それと、概算費用の算出方法等についての御質問でございますが、調査につきましては、専門的な知識も必要となりますし、実際、学校のコンクリート、コアといいますけれども、実際にコンクリートを抽出して調査をするといったことが出てまいりましたので、専門業者のほうに委託をしてございます。

それと、同時に概算費用につきましても、平米当たりの建築単価等が、国の基準もございますし、一般的に行われている建築単価というのもその専門業者のほうではつかんでおりますので、そういったデータをもとにして算出したということでございます。

それと、今後の計画について専門家も含めた計画づくりというような御意見でございますけれども、実際、耐震化を事業化するに当たりましては、これから計画設計、実施設計というものが当然、どのような事業でも必要になりますが、それ以前に、耐震化の事業を進めるためにはまた耐震の耐力度調査とか、そういったものが必要となってまいります。

そういった中では、当然、私ども、職員では専門的な計画も立てられませんので、当然、また委託と、専門業者等への委託ということが考えられます。そういった中で、計画づくりをしていくわけでございますけれども、その建築年度等の計画につきましては、以前にも町長のほうからも御説明があったかと思いますけれども、財政状況を見ながら町全体の各種事業の優先度、優先順位というものも考え合わせながら対応していくということになろうかと思います。

したがいまして、今の段階では何年度に建築できるかということはまだ申し上げられない状況でありまして、事業化に向けた自主財源、自己財源の確保を目指して耐震化基金の創設に今回、着手するという、そういう状況でございます。

それから、防犯対策につきまして、防犯カメラの問題でございますけれども、防犯カメラに限らず、先ほど教育長からの答弁にありましたように、各学校ごとにその要望等を把握してございます。防犯カメラにつきましても、当時、どの程度の費用がかかるのかということを、実際に見積もりも徴取してございます。問題なのは、教育長からお話がありましたように、どこまで学校の敷地内、あるいは中をカバーするのか。防犯カメラを1つつけて、防犯カメラがありますよということを外に示すことも、それは抑止力につながるものとは思いますけれども、つけるからにはやはり監視体制を整えるということでございますので、どの程度のカメラが必要になるか。おそらく、相当な台数になるんだろうと思います。

そういった中で、カメラをつければ当然、監視をしなければ意味がないと。先ほど、カメラを回しているだけでもというお話がありましたが、そういったことも考えた中で、現在の職員、学校の職員体制では監視まではとても手が回らないというような状況であります。

それをカバーするために、現実的な対応としまして取り組んできましたのは、インターホンの整備でございます。学校の門、あるいは玄関を閉めて、インターホンによってお客様と対応する。それから、各教室と職員室をインターホンで結ぶ。そういった対策をできるものとしてやってまいりました。防犯カメラにつきましては、なお今後の課題であろうと考えております。

それと、門扉のお話がございました。確かに、議員のおっしゃるとおりで、門扉、フェンス等につきましては、これまで順次、とにかくフェンスで仕切られていない部分をまず優先にということで、整備を進めてまいりました。具体的に、阿見小学校の裏手のほうですね。千葉議員のお住まいになっているほうの門扉なども、確かに低い場所がございまして、そういったところにつきましては今後、学校側と協議、調整の上、対応してまいりたいというふうに考えて

おります。

予算の中で、その防犯対策の金額が見えないというお話でございますけれども、先ほど御説明のとおり、学校……、教育費の中の施設整備の修繕関係の予算の中で毎年、その年度に入ってから学校側と必要箇所の調整等をした上で決めていくということでございまして、予算編成の段階でこの場所に幾らという具体的なものは持っておりません。今後、学校と詰めていくということになります。

それから、給食の食材の安全性のチェックの問題でございますけれども、給食センターのほうで常時チェックしておりますのは、いわゆる細菌検査。伝染病ですとか食中毒とか、そういう細菌検査ですね。そういった部分はしておりまして、それ以外の今回のような事件に関係するチェック体制というのは当然、県のほうで抜き打ち検査、あるいは国のほうでの抜き打ち検査、そういったことでの対応になっているのが現状でございます。

以上かと思いますが、もし漏れがありましたらよろしくお願いします。

○議長(久保谷実君) 9番千葉繁君。

○9番(千葉繁君) 耐震化につきましては、早急にですね、専門家を入れたチームをつくってですね、耐震化の改修、または耐震化についての計画をできるだけ早期につくっていくということは私は必要だと思います。これは他市町村でも今、2015年というような目標が掲げられまして、大分急いで策定をしているようですので、その辺のところは公共施設とあわせてなんですけれども、耐震化については計画を早急につくっていただきたいと思います。これについては要望をします。

それからですね、先ほどのP連の要望なんですけれども、調査をしてですね、各小中学校、特に小学校。調査をして、調査をした中で、出された問題については今までやってきたことも大事なことですけれども、現場の声としてですね、やっぱりそれは早急に対応しなくちゃいけないと思うんですね。

先ほど、防犯カメラについては、かなり、どの辺までやればいいんだよというような話もありましたけれども、それは現場との話し合いをしながらですね、予算を立てていく。監視も必要だと思いますよ、確かに。だけれども、まずはですね、設置をして抑止をする。これも必要だと思いますので考えてください。

それで、私ね、ここで問題はそれぞれ出された、インターホンもありますよね、出されたものについて個別にですよ、その実施のね、有無については話してあげなくちゃいけないんじゃないかと思うんですよ、調査をして、要望をとったわけですから。ですから、そのことについてはやっていただけますか。質問します。

それからですね、フェンスなんですけれども、これは先ほど言った東門だとか、第一小もあ

りますけれども、1.2メートルのところと1.5メートルというのがあるんですね。それは1.5メートルのほうがいいに決まっているんであって、それはまず低いものから改善をしていくというような計画を立てたほうがいいんじゃないですかね。その辺は全部、一度にお金はかけられないわけですから、全部集約して、見積もりをして、どのぐらいの概算で金額になるんだか把握をして、何カ年計画でやっていくというようなやり方をしなければできないと思います。そういった中では、その計画に応じたものをP連の役員の皆さんだとか、学校関係者の皆さんに周知をしていくということは大事なことだと思いますので、やっていただけるかどうか質問をします。

それからですね、あと1点は、冷凍食品が大分、学校給食なんですけれども、多くなっていると。冷凍食品なしでは献立が立てられないというような話も聞きましたけれども、割合ではどのぐらいあるんでしょうか。また、それから先ほど話がありました県からの供給以外は入ってきていないんでしょうか。単独で学校給食センターで食材を取引しているところはないんでしょうか。ないんであれば、県のほうの検査で済むと思うんですけれども、その辺のところをお尋ねしたいと思います。

○議長(久保谷実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長松本功志君。

○教育次長(松本功志君) お答えします。防犯対策について、P連、PTAとか学校への説明をということでございますけれども、先ほどお話ししましたように、昨年度もPTA連絡協議会に出席させていただきまして、お話し合い、あるいは報告等をしております。今後も新年度に入って早々、同じような集まりもあろうかと思います。そういった機会に当然、説明をしていきたいし、御意見も伺っていきたいというふうに考えております。

それから、フェンス関係のお話でございますけれども、できるところからというお話でございます。当然ながら、そのような考え方で毎年、学校と協議の上、必要箇所について対策をとっているという状況でございます。

ちなみにですね、正確な見積もりは、このフェンスについては実際、とっておりません。ただ、これまでの実績等から考えまして、おおよそその費用というのは想定できるということでございます。例えば、直近の例を申し上げますと、現在、実穀小学校のほうでフェンスの整備を行っておりますが、これを参考にしますと、大体高さが1.8メートルのフェンスなんですけれども、メートル当たり1万1、700円という数字が出ております。これは工事のしやすい場所、それから古いフェンスがある場合には撤去、処分費用等がかかりますので、これよりは多少多くなると思いますけれども、それをもとに考えますと、学校によって外周、学校の外周が一番短いところで約500メートル、長い学校では千二、三百メートルという外周の距離になりますので、これが11校。したがって、おおよそ何千万円という数字になろうかと思いますけれども、

そういった予算が想定されるという中では、やはり優先順位を定めて、議員がおっしゃるとおり、できるところからやっていくということは当然のことかと思います。そういった考えで私 どもとしても対応しているということでございます。

それから、給食の食材のそのチェックでございますけれども、一応、食材の調達は給食センターですべて直接、購入、あるいは調達しておりますので、県を通してとか、そういう意味ではなくて、その納入業者のほうで県のチェックを受けていると。抜き取り調査ですとか、そういったチェックを受けているということでございまして、給食センターの独自の検査としては、先ほど申し上げました細菌検査、それからその食品の規格関係、そういったもので書類上のチェックもしているというところでございます。

- ○議長(久保谷実君) 9番千葉繁君。
- ○9番(千葉繁君) もう質問はありませんので、要望します。また、機会がありましたら、 やらしていただきますけれども、どうしてもちょっと足りない部分があります。

まずはですね、個別に対応したわけですから、個別にやるかやらないかの話をしていただく、 説明をしていただくというようなことは、これは私が聞いている中では個別なことは聞いてい ないよという話が出ていますので、その辺のところはしっかりとした説明をしていくというこ とを要望します。

それからですね,あと1点,ちょっと教育長に要望したいんですけれども,この第一小学校で先生がみずから盾になって,訓練の成果が出たと。この先生に対して感謝状とかそういった敬意は示したあれはありますか。なかったらば,何とか感謝状ぐらい贈ってあげて,やっていただきたいなというふうに,これは要望します。

それからですね、町長にですね、最後に緊急事態でありますので、どうぞこの問題について はしっかりとした対策をとっていただきたいというふうに要望しまして終わります。

○議長(久保谷実君) これで9番千葉繁君の質問を終わります。

次に、8番藤井孝幸君の質問を許します。登壇願います。

[8番藤井孝幸君登壇]

○8番(藤井孝幸君) 通告に従い、質問をいたします。

私は、今回の質問は平成18年の12月、それから19年の9月にこの場で同じ質問をいたしました。で、また、今回、同じ質問をするわけでございます。なにゆえ、同じ質問を3回もやるのかと申しますと、前回、前々回の質問から月日が経過しているにもかかわらず、私、もしくは町民の思いの改善、それから進展の兆しが見えないから、しつこく3回も質問をするわけでございます。町民の生命、財産にかかわる事象でありますので、これは私は解決していただくまで何回でも質問をするつもりでおります。

まず,私の質問の趣旨ですが,前にも申し上げましたが,阿見町民がいろんな形で危険を感じ,不安を抱き迷惑と思いながらも,町に苦情を申し立ててはいますが,その不安,危険,迷惑が解決されずにじっと我慢をして日常生活を送っている実態が存在しているわけでございます。この町民の危険,不安,迷惑を排除するためには,行政として何をなすべきかを私はお尋ねするものであります。

町民の危険,不安,迷惑な状態とはどんな状態を指すのかといいますと,過去,私は具体的にこういう状態が町民の迷惑,危険と感じているんですよということを写真で提示をして,その解決策を質問いたしました。私が提示した写真の内容ですが,もう一度言わせていただきます。

まず、1つに、歩道の真ん中に電柱が立っている。これは一部、町道と県道がありましたので、町道のほうは撤去していただきましたが、もう1本、県道のほうは一部NTTは工事をして撤去する状態にはなっていますけれども、まだ1本残っております。これもいつ撤去してもらえるのか私は知りたいと思います。

2番目に、通学路。学校の登下校ですね、の通学路に樹木が茂り過ぎて歩道にはみ出して、子供たちが歩道を歩けずに車道を歩いて下校していると。こういう状態が私の近くでも2カ所あります。この写真を、教育長にこんなことですよということを写真を見せました。そんな状況があるのに、教育委員会として危機感を感じたのかどうかは知りませんが、積極的に動いたという、その危険を解消するために、積極的に動いたということを私は聞いておりません。これは我々、教育委員会としては解決すべき問題ではなく、環境課や建設課がやるべきことだと思っているのかもしれませんが、子供たちの登下校の安全にかかわることでございます。もっと教育委員会として積極的に、いろんな方面に何とかしてくれと働きかけるべきだと思うのですが、いかがでしょうか。なぜ、全体として取り組まないのか、私は不思議でなりません。全町的にですね、いま一度、登下校時の危険区域、多分、危険区域を承知はしているとは思うんですけれども、総点検しながら、やはりあらゆる方面に働きかけるという行為も必要だと思います。

3番目にですね,危険,迷惑な写真を提示したところですが,道路上にですね,もしくは隣地の,隣の土地の樹木が繁茂し過ぎて,他人の住居に覆いかぶさって,倒木の危険性,それからもしくは枯れ葉が雨どいに落ちて,そしてそれが詰まって,水の通りが悪いというような状態も隣の人は迷惑をしているわけです。

それで、もう1つ、4番目。これも写真を提示しましたけれども、空き地の管理ですね。空き家の管理が悪く、枯れ草が伸び放題で、放置して、これは火災の危険性を心配する空き地周辺の住民がいると。こういうことでですね、いろんな苦情が町のほうに挙がっているとは思い

ます。これも前にも申しましたけれども、これは、この問題は環境課だとかですね、建設課だとか、消防だとか、言っているわけですが、だれが真剣になって解決していただくのか、私にはその筋道が見えないので、どうすれば解決をしていただくのか、ということをお尋ねいたします。

そこで、質問です。町民が日常生活で、質問の1番目です。迷惑、危険等をですね、感じて、現在、役場に苦情、もしくは改善を求めている、その内容と件数はどれくらいあるのか。

そして、2番目に苦情に対する対応はどのようにしているのか。そして、その効果はどうか ということで、まず1つに苦情に対して排除、もしくはその苦情を解決するためにですね、排 除、除去の勧告を出した件数はどれくらいあるのか。

もう1つはですね、期限を定めて勧告を出しているのか。いついつまでにやりなさいよということを、期限を定めて勧告を出しているのか、その件数と内容をお尋ねいたします。

3番目にですね、期限を定めて勧告を出しても、その苦情が解決していない内容と件数はどれぐらいあるのか、ということをお尋ねします。

それから、質問の4番目にですね、数度の勧告にも従わない空き地等の管理者に排除、除去命令を出したのか。排除、除去命令を出したのであれば、その件数はどれぐらいあるのか、お尋ねします。

質問の5番目です。命令を出しても解消されない苦情内容は今後,どう対応するのかお尋ね します。つまりですね,どうすれば町民の苦情,不安,危険を解消できるのか。その対策はど のようなものが考えられるのか。また,現在,実施している対応よりも確実に効果があると予 測される対応策はどのようなことがあるのかをお尋ねいたします。執行部の前向きな答弁を期 待をしております。

以上で終わります。

○議長(久保谷実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君,登壇願います。

### 〔町長川田弘二君登壇〕

○町長(川田弘二君) 藤井議員の質問にお答えします。

最初に、1点目の町民が日常生活で迷惑・危険等で現在、役場に苦情が寄せられている内容と件数についてお答えします。平成19年4月1日から平成20年2月20日までに150件の苦情が寄せられており、内訳としましては、空き地等の雑草の繁茂によるものが115件、隣地への樹木張り出しによるものが8件、道路への雑草等の張り出しにより、通行上、危険なものが37件という状況になっております。

2点目の, 苦情に対する対応とその効果, 3点目の勧告を行っても解決に至らなかった内容

と件数。また、4点目の命令を行った件数について、あわせてお答えします。

空き地の雑草の繁茂による苦情対応としましては、環境課職員が現地を確認した上で、土地 所有者に対し、文書により適正な管理をするように指導を行っております。また、隣地や道路 へ張り出している樹木や雑草等の苦情対応としましては、環境課と建設課が連携を図り、土地 所有者に対し、文書により適正な管理を行うように指導するとともに、通行に支障をきたす場 合においては交通の安全性を確保するため、所有者と面談し、指導を行うほか、所有者の承諾 を得た上で、建設課職員が草刈り、あるいは簡単な剪定を行っている場合もあります。

さらに、昨年の11月からは火災予防の観点から、環境課と消防本部が情報の共有化を図り、 市街地、密集地域内の空き地に枯れ草等が繁茂している場合は、環境課及び消防本部の双方から文書指導を行っております。空き地の枯れ草の放置に関する消防本部の対応としては、阿見 町火災予防条例第24条の規定により、空き地の枯れ草からの出火防止を図るため、町民からの 通報及び消防水利調査等、消防活動時に把握した管理不良土地所有者に対し、枯れ草の除去な どの火災予防上、必要な措置を講ずるよう文書による通知指導を行っているところであります。

枯れ草を除去した場合には、同封したはがきにより刈り取り除去報告をお願いし、報告書を受領した場合に、現地調査を行い、確認しております。平成18年度につきましては、5件通知し、1件除去報告を受領しましたが、改善されていない4件を確認しましたところ、3件が改善されております。また、残り1件については所有者と連絡がとれていません。平成19年度につきましては、平成20年1月末現在、4件通知し、3件が改善されており、残り1件については1回目の通知があて名のところに尋ね当たりがなく、文書が返却され、法務局で所有者を調べ、再通知をしましたが、改善されなく、再度通知を出しております。

本条例には、強制力がありませんが、再度通知して粘り強く指導してまいります。今後も空き地の枯れ草につきましては、町民の安全・安心確保のため、現行の条例に基づいて継続的に 指導を行ってまいりたいと考えております。

このように、文書指導や所有者との面談により大半が改善されていることから、御質問の排除、除去の勧告、期限を定めての勧告、数度の勧告にも従わない空き地等の管理者に排除、除去命令を出した件数はありません。

5点目の、解消されていない苦情への今後の対応と町民の苦情を解消する対策及び現在実施 している対応より確実に効果があると予想される対応策についてお答えいたします。

迷惑や危険等の苦情に対しては、町の指導により大半は改善されていますが、改善されていない件については、これまでどおり、土地所有者に対し文書による通知や、面談による指導を 徹底して行ってまいります。

○議長(久保谷実君) 8番藤井孝幸君。

○8番(藤井孝幸君) 前回,前々回の質問とはですね,質問の内容からして私には一歩進んだ回答だというふうには解釈できません。

まずですね、私が18年度の12月にですね、質問をしたときに、いろんな問題が認識をしていますという、いろんな問題がある箇所、事例があることは事実でありますと。さらに、取り組みを強化していきますと、こういうふうに町長は答えているわけです。道路に繁茂している樹木等については所有者にまず自主的に処分するよう、広報、週報に改善のお願い文書を掲載してまいります。また、危険箇所を発見したり、いろんな通報を受けた場合は関係者と協議して改善していきたいと思いますということを町長が書いていますし、そして最後にですね、今後、どうしたらできるかというところも踏み込んだ検討をしていきたいと考えておりますと、これは建設部長が答えているわけですよ。

文書,文書で、今の話では改善されましたからと言って、されないところにはまた文書を送るという、私が前回も問うたのは、文書を送っても、勧告を出しても改善されない人に対しての対応はどうするんですかと私は聞いたんですよ。それをまた文書、指導する、面談するという繰り返しではですね、改善はされないんですよ。

もう1つですね。これは19年の9月の私の質問でですね、改善とか命令に従わない人についてどうするんですかと聞いたときにですね、どうですか、やれますか、やれませんか、それを答えてくださいということに対してですよ、経済建設部長はお答えをいたしますと。これは間違ったらいかんから、このとおり読みます、議事録どおり。

今の藤井さんから指摘があった幾つかの課は、全部、経済建設部に属しておりますので、関係課で調整が必要なものは私のほうから指導をして、必ず調整するようにいたします。そのほかの各部にまたがるものも、原則、みんな協議してですね、進めるようにしておりますので、これからも必要に応じて必ず関係課と協議をしてですね、いい方向に向かうようにしていきたいと思いますと、こういうふうに私はすごく前向きにとったわけですね、この回答が。いい方向にということは、町民の危険、不安解除ができるというふうに思ったんですけれども、その強化とかですね、文書だけじゃなくてですね、それ以外の方法はないのか、まずそれを質問します。それ以外の方法はないのかですね。

それと、環境美化条例にですよ、空き缶のぽい捨てが3万円ですよ、罰金。空き地に放置している電化製品とか、自動車とかですね、そういうものの放置した責任者は20万円の罰金ですよ。町の環境美化条例ですよ。この罰金、罰則があって、なぜ危険を感じている空き家とかですね、子供の火遊びで、隣地で草が燃えたら大変だという危険を感じているところに、何で罰金、罰則、強制力が発揮できない。文書、文書、文書でやるんですかということなんですよ。

まず、そういうことで強化、何とかかんとかやる、やる、やると言ってきて、指導しますじ

やなくて、強化をします、いい方向に改善しますというような方向に本当に行けるのかどうか まず質問いたします。

いま1つは、空き缶のぽい捨てが3万円の罰金。電化製品の放置で20万円。町で条例で決めているのに、こういう危険な状態を放置して、何で罰金が課せられないのか、それが2つ目の質問ですね。

そして、消防法、消防長にお伺いしたいんですけれども、先ほどはやっていると言いました けれども、私が既に出したところはまだやっておりませんので、隣地の人が枯れ草で心配だと いうところがまだ放置されていますのでね、消防長にお伺いします。

消防法第3条でですね、そういう危険な状態は撤去命令を、排除命令が出せるんですよ。そして、消防長はその排除命令にも従わない者に対しては、強制代執行もできるようになっているんですよ。これは国の法律ですからね、町の条例じゃないですよ。町の条例もあるみたいですけれども。そういうことが何でできないのか。そのできない理由をお伺いします。それが3つ目ですね。

もう1つはですね、期限を定めて勧告をするように、環境美化条例ですよ。期限を定めて勧告を出して、そしてそれに従わない者に対しては命令を出して、まだそれに従わない者には氏名を公表すると書いているんですよ。だけど、今やっていることは、町は文書、文書、勧告を出しているだけなんですよ。命令を出しているのは今、1件もないと言いましたね。命令は出してない。命令を出していないから、いよいよ勢い、何ですか、氏名を公表するようなこともできないでしょうけれども、環境美化条例である程度、そういうことができるようにしているんですよ。なぜ、それをやらないのかが、の質問です。

以上、4つの質問にお答えいただきたいと思います。

- ○議長(久保谷実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。経済建設部長坪田匡弘君。
- ○経済建設部長(坪田匡弘君) お答えをいたします。

まず、1点目の文書で改善されないものの、それ以外の強化の方法という点でございます。これにつきましては、答弁でもお答えしましたとおり、所有者等の方に面談をして指導しているということでございます。それで、藤井議員のほうから具体的な事例ということでお示しいただきました件なんですけれども、まず電柱、歩道の真ん中に電柱があったという件で、その電柱3本でしたけれども、2本は藤井さんの御指導もいろいろいただきまして、移設ができましたということです。残りの1本、先ほどもお話がありましたけれども、1本も移転先が警察のほうと協議して移転する必要があるだろうということは理解はしていただいているんですけれども、その移転先がまだ地権者との関係で決められないということで、今、移転先を検討中だということでございます。そういったことで、電柱のほうは改善に向かっております。

それから、道路、通学路ですね。樹木が張り出していて通行に邪魔になっているという件なんですけれども、ひとつ中央区のお宅のほうはなかなか相手が聞いてもらえないというお話があったんですけれども、町の担当のほうでそのお宅に行ってお話をしまして、それで理解をしていただいて、本人が伐採を始めてくれているというようなことがございます。

あと1点、ちょっと筆界未定になっていまして、枝の張り出しで解決ができていない部分が まだございます。これのほうは、伐採のほうは要請をしているということでございます。

そういったことで、文書で改善されない場合は直接、地権者の方等とお話をして、改善の方 向に向かっているということでございます。

それと、環境美化条例で、まず罰金が課せられないのかと、期限を定めて勧告、命令をなぜ 行わないかということでございますけれども、今、申し上げましたとおり、まず文書の指導が あって、それで改善できない場合は直接、そういった関係者の方と話し合いをして、解決の方 向に向かっているということでございますので、そういったことで継続してその指導を行って 解決を図っていきたいということで考えております。

その勧告,命令なんですけれども,まだ美化条例で決まっているような勧告,命令をやった事例は,そういったことでまだ行っていないということで,1つ,今やろうかなと検討しているものがあります。それは例の盛り土関係なんですけれども,こちらのほう,なかなか改善されない部分が,残っている部分がありますので,今,直接,事業者を呼んで指導を行っているところなんですけれども,これが最終的には解決できない場合は,指導でも改善されない場合は,その先の勧告,命令という形になってくると思うんですけれども,そういったことをやろうということで,今,弁護士さんと相談しているところです。

私のほうからはそういった答弁となります。

- ○議長(久保谷実君) 消防長木鉛章君。
- ○消防長(木鉛章君) それでは、私のほうからは枯れ草と消防法の関係で御質問がありましたので、お答えをいたします。

まず、先ほど町長から答弁がありましたように、空き地、枯れ草の管理については平成19年度では4件のうち1件、これは身元がわからなくて、法務局がやっているということで努力をしております。それから、18年度についても、先ほど御説明したとおりでございます。

今,確かに消防法の第3条第4項には代執行というようなことで明記されております。この際ですから、ちょっと時間がかかりますけれども、消防法と枯れ草の処置の関係についてちょっとお話をしたいと思います。

これにつきましては、東京消防庁の火災予防査察の指導要綱でございまして、これは全国の 消防機関が、これに基づいて指導の指針にしているというものでございます。 それによりますとですね、枯れ草に対する第3条のですね、火災予防措置命令の可否についてということでございますけれども、第3条第1項に基づく、その対象、いわゆる屋外の対象物ですけれども、これについては物件、当然ございます。危険物または物件ですね。それが枯れ草が消防法上の物件と認定し得るかどうかというものが、まず第1だと思います。

そこでですね、物件の意義についてでございますけれども、これは法第2条第3項で定める 消防対象物という概念がございますから、それの中でいきますと、物件というのは山林とか、 舟車とか、それから埠頭に係留された船舶とか、建築物、その他の工作物以外のすべての有体 物を指し、それが動産であるか、不動産かは問わないというふうになされているところでござ いますけれども、これは既に御承知だと思いますけれども。

それから、枯れ草の物件性を認定する場合ですね。原野等に生育しているか、それから住宅等が存在している地域の広場とか、空き地、これは売り地も含めてですけれども、ですね。それから現在、使用されていない土地に生育するのかで大別するということで、原野の枯れ草についてですが、これは一応の社会通念として原生、いわゆる野っ原ですね。それから、草原というのが考えられるわけですけれども、山林と同じに見るべきだということで、そこに生育する枯れ草は山林そのものということで、法第3条第1項の命令の対象にはなり得ないというふうに解するということでございます。

それから、空き地等の枯れ草についてですね。これが問題でしょうけれども、空き地等については、先ほど言いました山林とか舟車、船、車ということですね。それから、埠頭に係留されている船舶とか、工作物のいずれにも該当しないと。したがって、法上、物件としてとらえる。そこに生育するものも当然、命令の対象になると。この物件はなりますよということですね。

そこでですが、命令の対象となり得る枯れ草についてですが、枯れ草自体の状態とか、枯れ草の管理の状況、それから公衆の通行状況ですね、の度合いとか、それから公とか私、公私の施設、建築物の状況とか、そこにおける当該物の枯れ草の火災の事例等々、見なくちゃならないというようなことで、その他の火災予防上の消防対象物に関して、これは命令というのは発動し得るということができるというふうには明記されております。

そこでですね、枯れ草に対する措置の内容ですけれども、通常、一定範囲、これは火災の予防が一応、客観的に保障、または確保されるものと認められる範囲に限定される。そこの枯れ草の廃棄処分ですね。刈り取って、そこで燃すか、安全な場所に移すかということですけれども、それは直接焼却する等の危険性を減少させるごとき一切の行為を含むわけですが、そういうことが考えられるというようなことで、枯れ草に対する措置の内容、通常廃棄処分が考えられますから、法3条2項で言う、法3条第2項を適用する場合において、一般に消防署長によ

る枯れ草の保管の問題は起こり得ないと。燃しちゃばなくなるわけですから、保管するという ことはないということですね、枯れ草ね。

ですから、保管義務は物件を除去した場合に限定されるということで、これ、枯れ草についてはちょっと難しいということで、実際の運用につていはですね、火災の予防目的、いわゆる行政目的ですが、に果たされることが望ましいことであるから、通常、行政指導によって賄われるべきであろうということで、町ではそういう状況から町の予防条例の24条で対応していくということで、現在に進んでいるわけでして、先ほど町長が申し上げましたように、枯れ草についてはある程度、処理されておりますけれども、粘り強くやっていく以外に今の方法はないというようなことでございます。行政代執行についてはまだ詳しくありますけれども、難しくなりますから、こういうことでなり得ないということでお答えをいたします。

○議長(久保谷実君) 8番藤井孝幸君。

○8番(藤井孝幸君) あらゆる法律,条例を駆使してですね,町民のそういう危険とか,不安を除去してあげるというのが,これは我々の義務でもあるし,執行部の,私は責任だというふうに思います。

できない、指導、面接、勧告に従わない者に対して、何度も、何度も勧告を出すかという話。 これってね、文書を出す役場の担当職員もいいかげんにしろよ、いつまでたったら、これ、おれ、何回やれば気が済むんだという話になると思うんですよ。だから、もう一歩踏み込んでですね、この環境美化条例を名前を変えてもいいじゃないですか、危険迷惑防止条例とかですね、それからもしくは今の、それがやれてないというんであれば、やれないちゅうか、できないんであれば、今の環境美化条例に空き缶ぽい捨て、2万円を適正な管理地、ここに書いてるんですよ、美化条例に、環境の美化条例に。

危険な地域という、危険な状態というのはですね、雑草が繁茂し、枯れ草の密集も含む。もしくは、湿地の状態となり、または廃棄物投棄の場所、もしくは駐車の場として放置され、環境衛生上、防火及び防犯上、危険な状態を言うと書いてあるんですよ、枯れ草なんかは。これ、環境美化条例に書いているんですもん。危険な状態であるということは、もうちゃんと定義されているんですよ、この枯れ草が。

そこで、私がこの枯れ草に対しても、樹木が迷惑をかける、隣地からの、大きく木が張り出て、倒木の危険性があるという、そういうところに対してですよ、この環境美化条例をもう一歩進んで、抑止力にはなると思うんですよ、完全にはなりませんけれども。一歩進んで、こういうことに勧告を出して、命令を出して、それでも従わない場合はこういう罰金がありますよ、罰則をつくりますということを入れると、私はいいと思うんですよ。入れられない理由はない。だから、環境美化条例を、何回も言いますけれども、答弁では前向きに強化します、何とかか

んとかと言っているんでね、そこを踏み込むことができないのかということを私は言っている んです。

どうですか。そういうことができませんか、条例に罰則、もう少し強化する意味で。私は罰則をとることじゃないですよ。あくまでも抑止力ですから。命令を出しても従わない人って、世の中にはおるんですよ。そういう人のためにもう一歩進んで、文書を出したり、指導するだけじゃなくて、条例にそういう罰金……、罰則を設けるということができないのか、できるのか、それを質問いたします。

○議長(久保谷実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。経済建設部長坪田匡弘君。 ○経済建設部長(坪田匡弘君) お答えをいたします。罰則を設けるという件なんですけれど も、藤井さんが言われるように、抑止力にはある程度なろうかと思いますけれども、その危険 な状態とかですね、そういった状態の解決にはならないというふうに私ども考えます。

先ほどから何回も事例で申し上げて申しわけないんですけれども、例の残土の問題。大変、 我々も苦慮しているところなんですけれども、あの件に関しても告発……、法的な措置をやる ことは自体がまず難しいという話もありますけれども、法的な措置をとって、例えばその事業 者が捕まって、拘留された。何日か多分、拘留されると思うんですけれども、それでも解決… …,その残土そのものの地域の危険な状態とかですね、環境問題で解決にはなっていないとい うことですので、最初のお答えに戻りますけれども、私どもは文書による指導とか、面談によ る指導によってその危険な状態を解決するように、そういった方向で進めていきたいと考えて おります。

- ○議長(久保谷実君) 8番藤井孝幸君。
- ○8番(藤井孝幸君) ちょっと質問に答えていただきたいのは、私が先ほど質問したように、危険な状態とは枯れ草の密集も含むという、ここに定義されているんですよ。もう危険なことは間違いないの、これ。そして、空き地の管理者に対しても命令が出せるんですよ。もう、書いてあるんだから、危険条例に。それにさらに加えて、罰則はできないのかということ、私はそれを質問しているんですよ。できない理由を教えてくださいよ、そうしたら。お願いします。○議長(久保谷実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。建設経済部長坪田匡弘君。
- ○経済建設部長(坪田匡弘君) 適用ができないかということではなくてですね、考え方としてその危険な状態を解決するのには指導とか、そういったことで解決していきたいということでございます。
- ○議長(久保谷実君) 8番藤井孝幸君。
- ○8番(藤井孝幸君) 本当に、そういう状態が解決されないときにどうするかという質問を しているのに、文書で指導します、何とかかんとかって言っているんですけれどもね、これに

は本当に私も納得はできないんですけれども、要は町民が現実に困っている状態があるんです よ、不安を感じている状態。それを我々も含めて、執行部が解決をしてあげるというのは、 我々は、我々の責任でやらなきゃいかんというふうに思いますので、もっともっと条例で罰則 ができるかどうかを研究していただきながら、町民の不安とか危険を解決して、そういう感情 を解決してほしいというふうに思います。また、機会があったらやります。終わります。

○議長(久保谷実君) これで、8番藤井孝幸君の質問を終わります。

次に、3番浅野栄子君の質問を許します。登壇願います。

### [3番浅野栄子君登壇]

○3番(浅野栄子君) 12時前ですので、皆様、おはようございます。

通告に従いまして、1つ、みんなで支えるやさしいまちづくりについて。1つ、阿見町で県の移動美術展を開催について。1つ、スポーツ少年団への支援についての3点について順次質問させていただきます。

まず,第1点目。みんなで支えるやさしいまちづくりについてです。過日,平成20年1月19日,阿見町社会福祉大会が本郷ふれあいセンターで開かれました。この大会は,従来は郡町村で広域的に実施していたものを,阿見町単独で実施することとし,住みなれたまちでだれもが健康で,安心して生き生きと暮らすことのできる,みんなで支えるやさしいまちづくりを目指して開かれるということです。

第1回目の記念講演は県立健康プラザ管理者、そして県立医療大学名誉教授の太田仁史先生でした。本郷ふれあいセンター満員の参加者の前で、みんなで支えるやさしいまちづくりという演題で約1時間30分にわたり熱弁されました。人と人との交流が薄くなり、介護、育児、災害、防犯など、公的制度だけでは対応できない課題が山積していて、地域住民が主体となり、常日ごろから隣近所で見守り、支え、助け合う、交流と共同のまちづくりが大切であることを力説しました。

そして、その戦略の中で3つの重要課題を挙げ、1つが住民参加の促進。2つ目がシステムの連携。3つ目が共生。ともに生きると書きますね。共生思想の推進でした。その中で、特に目を引いたのが住民参加の促進でヘルパー3級取得県民運動でした。中学生から取得できるこの制度は阿見町でも実施しておりますが、太田先生のヘルパー取得の記録映像の中で、中学生と高齢者が同級生となってヘルパーの講義を聞き、実習を受ける。その姿は大変鮮烈でした。世代を超えた、ともに助け合う精神が満ちていました。そこにはやさしいまちが誕生することを確信いたしました。

そして、映像は夜間、庁舎を開放し、職員と一般町民、高校生がヘルパー講座を受けている 様子を映し出しました。太田先生は、ヘルパーの資格を多くの人が得ることにより、自宅介護 をしている人も介護の仕方が容易になり、知識、技術だけではなく、心の通う介護とともに、 最も大きな支える心が広がり、みんなで支えるやさしいまちが生まれる。やさしいまちづくり は一人ひとりの心のやさしさが一番の源であると言われました。まさに神髄であります。

そこで、阿見町でもヘルパー養成講座を昼、勤めている方は受講できませんので、夜間開催し、職員、町民、学生が一緒に受講し、資格が取れる場を提供してはどうかと思うのであります。高齢者が介護を受けるのも、するのに、心の通う介護が必要であり、知識、技術だけでなく、もっと大事な福祉の心を勉強できるはずです。より多くの方がこの体験を受けることによって、みんなで支えるやさしいまちができるのです。夜間講座開設は阿見町に必要であると思いますが、いかがでしょうか。

次に、阿見町で県の移動美術展開催についてであります。芸術的作品の本物を見るということはどんなにすばらしい話よりまさるものはありません。百聞は一見にしかずのごとく、文化の香り高い芸術品を身近に感じることは心の豊かさを育てるだけではなく、生きる喜びをも与えてくれます。感動で体が震える、そういう経験を持つことはなかなかないものです。

県では、年1回、各地域で美術展を開いているそうです。昨年は牛久市で開かれ、1万人以上の方が鑑賞したそうです。開催日数が17日間。1日約600人の来場者ということになります。阿見からもわざわざ行った方が大勢いると聞きました。鑑賞した方の声はなかなか水戸まで行けないので、とてもすばらしいものを見せてもらいました。毎年、開いてほしいとの声が数多くあったそうです。小中学生にとっても、大人にとっても、目に、心に、体に美術の影響する要素は無限であります。ぜひ、阿見町での美術展の開催を実現させてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、スポーツ少年団への支援についてであります。スポーツをしている少年は礼儀正しいと言われます。先輩、後輩のけじめもあり、薄れつつ少年のルールを身につけ、友達とのきずなを深めながら育ちます。健全な精神は健全な体に宿るという象徴的な言葉があるように、スポーツを愛する少年に悪い子はおりません。阿見町はスポーツが盛んです。各地にいるスポーツ愛好家のボランティア指導者の存在は大変ありがたいことです。この方々もきっと子供のころからのスポーツ少年だったことでしょう。まさに受け継がれていく行程を見る思いがいたします。

阿見町のスポーツ少年団は7競技種目,25団体で,700名以上の児童生徒が加入し,意欲的に活動しているそうです。阿見町のスポーツ振興と健康で元気なまちづくりのためにも,次世代を担う健全な青少年育成のためにも,スポーツ少年団の活性化を図ることは大切なことであります。指導者,ボランティアなどの充実を図るとか,日々活動する少年,児童生徒を多くしていくために努力していくとかおっしゃいますが,支援はやや薄いのではないかと思わざるを

得ません。

指導者,少年たちが大会に参加するときの移動に頭を痛めていると聞きます。保護者の車や, 指導者の車に分乗していくのは人数,人員の把握,時間差など,大変なことがあるそうです。 年にある大きな大会のときだけでも,行政バスの利用はできないのでしょうか。各種スポーツ 大会,総数は65大会とのことです。大きな大会への参加の折には,やはり支援として選手の移 動に行政バスの活用をお願いしたいと思いますが,いかがでしょうか。

以上です。

○議長(久保谷実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君,登壇願います。

### [町長川田弘二君登壇]

○町長(川田弘二君) 浅野議員の質問にお答えいたします。

まず,第1点目の,みんなで支えるやさしいまちづくりについてであります。近年,核家族化による家庭環境の変化や,少子高齢社会の到来,住民意識の変化等により,今までの伝統的な家庭や,地域における相互扶助機能が低下し,地域住民相互の社会的つながりも希薄化するなど,地域住民が豊かな生活を送るために大きな役割を果たしてきた地域社会は大きく変化してきております。

こうした中, 高齢者等の多くが長年生活してきた地域で暮らし続けることを望んでおり, そのためには高齢者や障害者が介護や支援が必要な状態になっても, 安心して生活を送ることができるように, 地域社会全体で支えていく必要があると考えております。

このような地域づくりを進めていくには、地域の保健、医療、福祉の専門職だけでなく、地域住民の連携、協力が不可欠であり、地域においてお互いが助け合い、支え合うことができれば地域の人すべてがよりよく生きていくことにつながっていくと考えられます。特に、在宅の要支援、要介護高齢者を抱えている家族にとって、介護保険サービスを利用してはいても、生活上、何らかの家族介護は必要です。また、一人暮らしや高齢者夫婦の増加に伴い、近所に生活上、何らかの支援が必要な高齢者等がいる場合には、気軽に援助の手を差し伸べていくことが大切になるわけであります。このような場合、ホームヘルパー3級程度の介護や生活支援の知識、技術を身につけていれば、より的確な介護や援助ができることにつながることは言うまでもありません。

こうしたことから、町でも平成16年度から中学生を対象にホームヘルパー3級の受講推進事業を開始し、平成17年度からは高齢者も対象者に加え、ホームヘルパー3級の受講推進事業に取り組んできたところであります。これまでの実績としましては、平成16年度は受講者17名が中学生で、全員が修了。平成17年度、受講者は中学生20名、高齢者10名で、受講者全員が修了。

平成18年度,受講者は中学生33名,高齢者5名,修了者がそれぞれ32名と5名。平成19年度は 受講者が中学生37名,高齢者7名,修了者がそれぞれ34名と5名となっております。

基礎的なホームヘルパーの知識を身につける利点はたくさんあり、例えば自分が将来サービスを受けるとき、その質を評価できるようになること。人のお世話をすることで、他人への配慮やボランティア精神を養うことができること。また、介護を受ける状態にできるだけならないという介護予防の考え方が身につくこと。このほか、家族や近所に要介護者が出たとき、実際の介護に役立つことなどが挙げられます。

もともと、ホームヘルパーは就労を目的とした資格でありますが、中学生等の3級ヘルパーは就労を目的としたものではなく、介護といった切り口を持って、思いやりの心を育てることにあります。しかしながら、実際にホームヘルパーの資格をとるには3級課程で50時間の研修をすべて受講することが必要なため、すべてに出席できず、補講により資格をとっている方もかなりあり、参加希望者が気軽に参加しにくいという実情が挙げられます。

このような状況であるため、町としましては平成20年度から中学生が介護の実習体験やボランティア活動に関する講義をこれまでよりも容易に受講することができるよう、事業の見直しを行ったところであります。具体的には、県立医療大学での介護体験実習、県立医療大学等の講師によるボランティア講座、町消防職員によるAEDを使用した心肺蘇生実習等、合計24時間程度の研修を予定しております。

これにより、ホームヘルパー3級の資格は取得できませんが、より多くの中学生が気軽に参加でき、介護の基本的な知識や技術を身につけるとともに、ボランティア精神を養うことができると考えております。

ここまでは、3級ヘルパーに関する町としての対応について、皆さんに知っていただいたほうがいいということで、改めて説明したわけで、ちょっとその点が長くなりました。これから、本来の質問に入ります。

ところで、議員御指摘のホームヘルパー2級講座の開設についであります。2級課程となりますと、講義時間、実習時間、実技講習……、講義が58時間、実技講習が42時間、施設での介護実習など、実地での実習が30時間の合計130時間の研修が必要となっており、これは就労を目的とした職業教育としての性質が強いものとなっております。

このホームヘルパー2級課程の養成講座につきましては、近隣においてもかなり多くの事業者、介護関係の事業者ですね、等が県の指定を受けて行っており、参加を希望する方は容易に受講することが可能な状態になっております。特に、2級ヘルパー研修を受講した場合、費用としまして多少ばらつきがありますが、4万5,000円程度から9万5,000円程度かかりますので、この点について町としましても家族介護者ヘルパー受講支援事業としまして、高齢者を介護し

ているか、または介護していた家族がホームヘルパー2級研修を受講した場合、こういう条件が今のところついているわけですけれども、受講料の一部、1人上限3万円を助成していると。こういう形での対応をしております。

さっき言いましたように、2級ヘルパーの資格を得るためには、大変な時間がかかる。専門的な知識もかなり集中的に与えなければならない。そういう点もあります。町としましては、ホームヘルパー2級講座の開設は現在のところ考えておりませんが、町内に2級ヘルパーの資格を持った人たちがかなりいるということは、それはまた3級ヘルパーがたくさん増えるということとは違った意味での大きな意味があろうかと思いますので、今後、ますます高齢化の進展が進む中、議員御指摘のみんなで支えるやさしいまちづくりを進めていくために、そういうことについても今後の検討課題として考える必要があるのかなと。ただ、かなり難しい課題であるということは間違いありませんので、その辺は御理解をいただきたい。

町としましても、これまでの経験や専門的知識等を地域のために生かしたいと考えている高齢者、ボランティアに参加したいと考えている若者と、これから地域福祉の担い手になる人たちがみずから資源となり、世代を超えた共助の精神で住みよい地域づくりに気軽に参加できるような、地域ケア体制の推進に引き続き努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをお願いします。

最後に、太田先生は県民が全部、3級ヘルパーの資格を持つような、こういう県民運動を展開すると言っているわけですけれども、町として今の段階での考え方は、実際に3級ヘルパーの資格は持たないにしても、できるだけ多くの人たちが実質的に介護というのはどういうものであるか、またみんなで支えるということはどういうことなのか。そういうことを、やはりできるだけ多くの人たちが身をもって体験する。そういうような形での、言ってみれば、何ですか、3級じゃないけれども、ちょっとレベルは下がるかもしれませんが、本当に必要なものについてはできるだけ多くの町民が参加して、そういう理解を深めるような、そういう形を進めていきたいと考えております。

○議長(久保谷実君) 教育長大﨑治美君,登壇願います。

### [教育長大﨑治美君登壇]

○教育長(大﨑治美君) 2点目の,阿見町へ県の移動美術展をという御質問についてお答え申し上げます。

この件については、去る12月10日にも浅野議員から問い合わせがあり、お答えしているところでございますので、理解されているんではないかなと、かように考えております。今回も、 牛久市で開催されたことを受けての御質問ですが、浅野議員御自身も牛久市の状況を調査されたようですので、それと同じような内容になると思いますのを御了解願いたいと、かように思 います。

移動美術館は、普段来館の機会の少ない県立近代美術館から離れた地域において開催することで、学校の児童生徒や当該地域の住民に所蔵作品の鑑賞機会を提供し、県民の芸術文化への 興味関心を高める、潤いのある生活づくりに資することを目的として開催しております。

この事業は、平成元年より実施され、各市町村の施設等を利用しながら、これまでに30回開催されて、現在に至っております。通常の場合は年1回の開催でありますが、本年度については近代美術館の施設改修に伴い、年2回開催することとなり、議員の御質問にありましたように、牛久市中央生涯学習センター、1万94名の観覧者があったということでございますが、ここと常総市生涯学習センターにおいて開催されております。

開催に当たっての諸条件について近代美術館の担当者に確認したところ、平成20年度の開催 地については既に内定しております。開催する場合は、21年以降の検討になるとの回答がござ いました。

また、会場選定の諸条件としては3つほどあり、1点目としては、会場条件が整っていることとされ、その内容は適切な照明、湿度、湿度管理ができる一定以上のスペース、高さとか面積、そういうものが確保されること。安全に作品の搬入、搬出、展示が行えること。防犯のための警備監視体制が確保されること。2点目が、開催市町村の負担費用を確保できること。3点目が、学校等の観客動員が期待できることと、そういうこととされております。

以上のような諸条件が整っていること。条件を満たす会場の確保や予算が必要となりますが、議員御質問のように、本物の芸術品に触れることにより児童生徒の情操教育はもとより、阿見町町民憲章でも掲げている町民の知性と教養を高め、文化の香り高いまちづくりに貢献することができる事業であるとも考えますので、今後、近代美術館とも協議しながら、移動美術館を当町において開催することが可能かどうか検討してまいりたいと、かように考えておりますので、御理解いただきたいと、そう思います。

次に、3点目のスポーツ少年団への行政バス利用についてお答えいたします。行政バスは町の行政バス運行規程というのに基づいて運行されております。その中でも、生涯学習など、教育関係の利用が多いことから、教育委員会としては行政バスについての内部細規を定めて、各種文化、体育団体などの運用に当たっており、スポーツ少年団の利用についても同様な扱いをしております。

平成19年度に阿見町スポーツ少年団に加盟する団体は25団体で、指導者数が215名、団員数は747名で、活発な活動が展開されており、今年度、現在でもスポーツ関係団体の行政バス利用につきまして体育協会の団体が2回、スポーツ少年団の団体は6回使用しております。スポーツ団体に関して対象となる事業及び回数につきましては、1団体につき年1回、町の代表と

して大会に出場する場合,これのみの利用となっており,バスの予約に関しては競技運営担当者を通して行い,原則として1カ月前からとなっております。

以上のような行政バス利用につきましては、毎年スポーツ少年団の総会等でよくお話をし、 周知徹底を図っており、各団体に理解をいただいております。今後もスポーツ少年団及び体育 協会等の事業に対して団体育成支援を行い、スポーツ振興を図ってまいりたいと思いますので、 どうぞ御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(久保谷実君) それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時から といたします。

午前11時57分休憩

午後 1時00分再開

○議長(久保谷実君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま,20番荻島光明君,16番大野孝志君,11番吉田憲市君,10番吉田光男君が退席いたしました。したがいまして,ただいまの出席議員は15名です。続きまして,15番倉持松雄君が出席いたしました。したがいまして,ただいまの出席議員は16名です。

3番浅野栄子君。

○3番(浅野栄子君) 御答弁,ありがとうございました。質問させていただきます。

まず、やさしいまちづくりについてでございますけれども、中学生が3級のヘルパーを希望 したのですが、選考漏れをされて、落ち込んでいた子供がいるということがありますけれども、 それは御存じでしょうか。やさしい心を育てるのが最も必要なこの施策だと思うのですけれど も、この選考漏れということはいかがなものでしょうか。

2つ目。3級のヘルパーをやめて、来年から廃止ということですけれども、町としてもやめるということで、広く大勢の生徒に体験してもらうと。医療大のほうに行って、体験してもらうとおっしゃいましたけれども、その子供たちへの修了証とか何か特典があるのでしょうか。

3つ目なんですけれども、先ほど町長さんが2級ヘルパーの取得につきまして、町の補助を していらっしゃるとお聞きしましたけれども、何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

以上、3点についてお聞きいたします。

- ○議長(久保谷実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長瀬尾房雄君。
- ○民生部長(瀬尾房雄君) お答えいたします。まず、1点目の中学生の選考の件なんですけれども、社会福祉課のほうでですね、各中学校、3中学校ありますけれども、のほうに今、この程度の人数で募集というか、お願いしたいというお願いしかしておりませんので、選考漏れ云々についてはちょっと把握してございません。

あと、2点目の修了証の件ですけれども、現実的に何ていうんですかね、今までは3級取得という証書がありましたけれども、現在のところは考えてはおりません。というのは、修了というよりもこういう受講をしましたというのがあるべきかどうかというのはちょっとまだ把握していませんので、その辺については今後、考えていきたいと思っております。

それと、3点目のですね、介護の支援事業としてですね、平成12年の4月に要綱を施行しまして、15年からの実績しか今手元にございませんけれども、15年から19年の12月末日でですね、17名ほどの受講者がございます。ただ、この……、今まで15年から19年で17名ということで、確かに2級の取得については数も少ないし、今後ですね、議員がおっしゃるように、2級の取得者が多いということは町にとってもいいことであるし、先ほど言いましたまちづくりの中でも役立つと思いますので、この要綱の見直し等も考えながらですね、取得者がもっと多くできるような方法についてちょっと検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

- ○議長(久保谷実君) 3番浅野栄子君。
- ○3番(浅野栄子君) ありがとうございました。

それでは、最後のスポーツ少年団のことなんですけれども、先ほど輸送に関して行政バスをというお話をいたしましたけれども、善意で保護者が引率して車に乗せて、引率したと。その途中で事故があって、その責任を負わされると。そういうことがあることは事実です。そのようなときに、どのように対処したらよろしいのでしょうか。やはり、スポーツを向上させるためのものですので、その善意があだになってしまうと、そのようなことになってはいけないのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

- ○議長(久保谷実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長松本功志君。
- ○教育次長(松本功志君) お答えします。送迎の際の事故の御心配だろうと思いますけれども、車の事故の場合、原則的にその車の運転者の責任になろうかと思います。車に入っていらっしゃる任意保険なり、そういったところでの対応になるかと思います。あとは、その少年団活動について、少年団ごとにおそらく保険のようなものに入っていらっしゃることもあろうかと思いますので、そういった中での対応ということになろうかと思います。
- ○議長(久保谷実君) 3番浅野栄子君。
- ○3番(浅野栄子君) ふれあい地区館においては生涯学習課で保険に入っておられますよね。ですから、生涯学習課の……、そのふれあい地区館のスポーツ大会とか、そういうときには、その保険がおりると聞いておりますけれども、やはりそういうスポーツ団の送迎に対してもこれから、もしできればですね、その送迎に人員把握をしたり、またはボランティア指導者が有

効にですね、指導ができるように行政バスが使えるような方向に検討していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

- ○議長(久保谷実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長松本功志君。
- ○教育次長(松本功志君) お答えします。行政バスの利用につきましては、先ほど教育長のほうから答弁しましたとおりでございます。行政バスにつきましては、町のバスでございますので、行政バスの使用規程に基づきまして借用して利用しているということでございまして、ちなみに町の少年団についても、先ほどの教育長答弁のように利用はしていただいております。県大会に準ずるようなものについては規程にのっとった中で利用していただいておりますので、その行政バスの利用拡大に関しては私どものほうからは申し上げられない。町の考え方になりますので。
- ○議長(久保谷実君) これで、3番浅野栄子君の質問を終わります。質問はだめだろう。同じ話になっているんで、行政バスは使っているという答弁をしていますので。
- ○3番(浅野栄子君) わかりました。では、私、1期4年の最後の質問となりましたので、 町長さん初め執行部の皆様に御礼申し上げます。ありがとうございました。

以上で,質問を終わります。

○議長(久保谷実君) これで、3番浅野栄子君の質問を終わります。

次に、2番柴原成一君の質問を許します。登壇願います。

[2番柴原成一君登壇]

○2番(柴原成一君) 通告に従い、質問させていただきます。

今回は私の政治活動のよって立つところでもある農業問題に絞って質問をさせていただきます。町長の御見識等を賜った上で、次の時代につながる農業の振興策を見出していただきたい と思います。

まず、農業対策推進会議から具体的な成果はあらわれているかということでございます。御存じのように、私は稲作専門の農業をしております。市からはよくもっと他の作物をつくったらとか、野菜もいろいろあるでしょうよとか言われますが、実際の農家の経営の中ではそれがなかなか難しいんです。野菜の土づくりとか、病害虫対策、機械化、草取り等など、もろもろの条件が制約となっていて、稲作専門となったというのは町内の農家にも数多くある事例だと思います。そして、稲作を選んだからには、これまで規模拡大による生産性向上が経営安定化の唯一の方策のように言われてきました。

ところが、最近は消費者の米離れ、輸入自由化等によって米の価格は毎年のように下落を続けています。そして、平成20年度はいよいよ生産調整に本格的に取り組まなければならないところに追い込まれています。いわゆる、減反、転作です。これまでの規模拡大路線に一気の修

正が迫られているわけです。田植機やコンバイン、乾燥機など、購入した機械の償却も終わらぬまま、終わらないうちの転換で、農家経営の先行きの見通しを暗くしています。

ここで、私の経営問題について相談する場所ではないんで、泣き言はこれぐらいにしまして、どうしてこうなったのか、考えてみると、農業はあまりにも周囲の環境に左右されやすいという構造的な問題に気がつきます。大はアメリカの穀物政策から、小は市場の競りの値段まで、じわっと農家経営に影響を及ぼし、自分で決められることは何1つありません。折々の状況に縛られ、振り回されているのが現状です。その変動や影響を緩和するのが農政なのでしょうが、これまた時々の状況に右往左往して政策を決めるから、現場の農業にしわ寄せが行ってしまいます。これが構造です。

どうしても、自立的な農業にしていかないとこれからは立ち行かないのではないか。具体的には、自分でつくった商品の値段は一定程度、自分でつけられるような、まずは普通の産業構造にしていかなければなりません。農政は、その指導的立場ではなく、サポート役に立ち回るような構造にしていかないと地域産業、環境産業としての農業の未来はないように思うのです。

私は農業が自立していけるような地域なら、その地域も自立できるはずという持論を持っています。そういった意味で、町の設置した農業対策推進会議の活動には注目しております。茨城大学農学部との産学官共同の取り組みについても期待を持って何度か傍聴させていただきました。今年度は地場農産物を積極的にPRし、地産地消を推進していくという取り組みとして、町の特産品や生産量が多いものの中から、スイカ、メロン、白菜、ネギ等の12品目に限定し、生産履歴の記帳や農薬の使用基準の厳守、環境規範に努めるなど、一定の要件を満たした農産物に町の推奨シールを無償配付する事業を推進するのだそうです。

こうした取り組みは意味あることで、さらなる事業の推進を望みます。生産履歴の記帳や農薬の使用基準の厳守。環境規範とは安心と安全を消費者に提供するという、これからの農業経営に必須の要素でありますが、ただ一方的に農業者の負担ばかりが増えるようなことがないようにお願いしたいと思います。あるいは、多少の負担が増えたとしても、町の推奨シールが地産地消を進めるのに有効である。消費者の指示を得られるような、ブランド価値を高めるような町の取り組みも必要かと思います。シールを配付して終わりということがないようにお願いしたいものです。農業対策推進会議の取り組みについて、ほかに情報を持たないのですが、何か成果がありましたら、この席で御紹介いただければありがたいと思います。

質問の2点目。いわゆる、補助金農政についてであります。そう言ってはあまりに広範囲で 漠然とし過ぎていますので、私の経験から疑問に思った事例を紹介させていただきます。さき に米の価格の下落がとまらず、生産調整が必至になったと申しましたが、そうした中で、飼料 イネの話を聞きました。いわば、私版農業対策推進会議みたいな勉強会で出てきた話ですが、 田んぼに牛を放し飼いにして、稲や耕作放棄地の雑草を食べさせて飼育している現場見学もしてきました。

飼料イネというのは、基本的には刈り取った稲穂のまま、ホールクロップというんですが、 発酵飼料にして、冬場の牛のえさにするものです。畜産農家の側から見れば、外国産飼料に依 存している現状から価格変動や遺伝子組みかえ等の不安が払拭できるもので、我が国の食糧自 給率の向上にもつながる。さらに、ビタミンE含有で食味もアップする。放牧することで環境 にやさしい農業にもなるということから、国、県等も推進してきました。さらに、ここに来て、 稲作農家の側からも飼料イネへの転換のニーズが顕著になるだろうから、いわゆる耕畜連携の 拡大が図られるだろうとの見通しがあるわけです。

考え方からすれば、大変に筋のいい話で、問題は、我々、稲作農家にとっての問題は収益性です。大体、1 反当たり最大1.5トンの収量が見込め、畜産農家の引き取り価格で4 万5,000円程度。生産調整の補助金等を見込めば、約10 万円程度になり、経営的には見通しが立つのではないかと言えます。1,000 万円以上するホールクロップ用のコンバインにも購入に半額の補助があるそうです。

耕畜連携と言えば聞こえはいいんですが、やっぱり補助金依存でしか成り立たないのが難点です。ここでリスクを冒して二、三年後には補助金打ち切りというような煮え湯をこれまで何度も飲まされてきたのが農業です。阿見町は飼料イネを転作奨励の対象にしていますが、5年先、10年先の保証がないとおいそれとは踏み切れない、そんな感じがしています。

この辺が行政にサポート役を期待するゆえんですが、町長、どうでしょう。さきの農業対策 推進会議の中ででもいいんですが、地域営農の研究メニューとして飼料イネの話を取り上げて みてはいかがでしょうか。阿見町には近隣から畜産農家が入ってきたりしているので、うまく いけばすぐれた営農モデルができるような感じもしています。

以上、よろしくお願いします。

○議長(久保谷実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君,登壇願います。

### [町長川田弘二君登壇]

〇町長(川田弘二君) お答えいたします。まず、阿見町農業対策推進会議の成果についてであります。この推進対策会議については農業従事者の高齢化や担い手の減少、遊休農地の増加など、農業を取り巻く環境がますます厳しくなってきている中で、基本的産業である農業の衰退状況に歯どめをかけ、元気を取り戻し、農業の活性化を促進するためにはどしたらいいかということで、いろいろな立場にある人たちから多角的な見地に立って、貴重な意見や議論をいただき、農業振興に反映させていこうという観点のもとに、平成16年度に、はっきり言いまし

て、私が提唱してつくった会議であります。

それで、基本的な考え方は従来から農業対策というと、行政としてはどう考えるんだ、どうすればいいんだというような形での話が多かったんですけれども、やはり基本的に産業としては実際にやっている人、いろんな形でかかわっている人たち、その人たちがどう考えて現場の感覚で、自分たちが経営している感覚でどう考えるのか。そういうことをいろんな立場から出してもらって、そういうものをもとにきちんとした議論をして、効果的な対策を出していこうと。そういうような問題意識でつくった会議なわけです。

実際には、農業者、あるいは消費者代表を初め、町と地域連携を図っている茨城大学農学部 教授、農業にかかわるさまざまな立場の人たちがメンバーとして加わりまして、新たな視点で、 さっき言ったような問題意識のもとに農業振興を図るべき会議を開催したわけであります。生 産者の立場、消費者の立場、それから農業関係の専門家の立場とか、いろいろありますけれど も、そしてその議論、提言を踏まえて、町ではこれから述べる事業を実施してきました。

平成16年からある程度の年限がたっているんですが、いずれにしても何か具体的な実績をまず上げようというような形で進めたわけですが、まず1つ目は新鮮・安心、阿見野菜奨励事業。さっき質問の中でも触れていましたけれども、これは生産者と消費者の顔の見える関係を目指しまして、地域で生産されたものをその地域で消費する。地産地消への取り組みとして、新鮮・安心の目印、阿見町推奨農産物「うまーいあみ」シールを推進する活動であります。

阿見町で生産された対象農産物に町独自の推奨シールを貼ることで、地場農産物を積極的に アピールし、農業生産拡大と販売促進を図るもので、事業初年度である平成18年度には白菜、 レンコン、ホウレンソウに、まず3,000枚を交付したのであります。19年度はナス、白菜、キュウリ、スイカ、落花生、トウモロコシ、ネギ、ブドウに拡大しまして、2月末現在で計約1 万4,300枚の交付を行いまして、町内各産直所やスーパー店頭で販売されました。

阿見町推奨農産物「うまーいあみ」シール普及のために町内の主な産直所や農業者に協力を依頼し、取り組みへの協力をお願いするとともに、PR用の大小ののぼりや、周知、啓発のためのポスター、チラシの作成、ホームページでの紹介、広報紙等による周知活動を行ってきました。この活動を通じまして、将来は消費者の求める阿見町の野菜のブランド化が図っていければと考えているところであります。

2つ目の取り組みとしまして、地産地消の学校給食推進事業があります。これは学校給食に新鮮・安全、おいしい地元の農産物を提供し、子供たちが地元の生産者の顔が見える学校給食を味わうことにより、地元の農業を知る食農教育を推進するものであります。平成18年度、19年度の2カ年で県の補助事業を利用しまして、町産の農産物、スイカ、メロン、サツマイモ、ヤーコン、レンコン等を給食の献立に取り入れ、校内放送やチラシによる啓発を行い、さらに

生産者に学校へ来ていただいて、直接、その農産物についてのお話をしていただいたり、栄養士の方の食育指導なども実施してきました。この事業を通じて、子供たちの地元の農業、農産物への関心が高くなっていますので、平成20年度以降も引き続き、阿見町を食べよう学校給食推進事業として事業を存続させていきます。

3つ目の取り組みとしまして、担い手支援グリーンサポート事業があります。現在、農業従事者の高齢化や担い手不足により、就農人口が減少し、耕作放棄地も拡大している中で、早急な労働力の確保が求められております。このような状況の中で、農業に関心があり、農家で働いてみたい人と労働力を必要とする農家を結びつけ、安定した農業経営を図れるような援農制度を構築していく必要があるという認識のもとで進めている事業です。今のところ、援農あっせんという形で、町と地域連携をしている茨城大学において、農学部の学生を対象に大学掲示板に人手を必要する農家等から援農支援に関する作業内容や作業日、募集人数等を掲示して、募集を図っており、現在、実際に学生がアルバイトで町内の農家に援農活動を行っております。

農業対策推進会議において、現在の農業状況やこれからの農業のあり方、活性化についてさまざまな立場の方々が活発な意見交換を行い、新しい取り組みの方向づけができたことは非常に意義あることだと考えております。これからも引き続き会議の中で議論いただいた事業を含め、現在でも大きな問題になっております遊休農地対策とか、さっき話が出ました耕畜連携、新たな転作作物の開拓、あるいは農業を取り巻くさまざまな問題について議論を深めていきたいと考えております。

何といっても、基本は実際にやっている人たちから具体的に自分たちの体験に基づいた形で、どうしてもこういうことが必要だという具体的な問題提起をしていただくということが一番大事ですので、そういう形での問題がいろいろな形で具体的に出てくるような、そういう会議にしていきたいと思って、そこでこういうことはぜひ必要だということが認められれば、そういう問題について突っ込んだ形で、継続的な取り組みをしていくと、こういうことができるんだろうと思います。

耕畜連携という話で、町独自の農業政策についてという話がありましたが、この点について お答えします。

まず、耕畜連携とは米や野菜等を生産している農家へ畜産農家から堆肥を供給したり、逆に 転作田等で飼料作物を生産し、畜産農家の家畜の飼料として供給することにより、米、野菜農 家と畜産農家の連携を図ることを言うのであります。

日本の食糧自給率は73%であった昭和45年から下がり続け、昨年は39%になっております。 ただ、この数字の表示の仕方については何を基準にとって表示するか。39%というのは、よく 言われるように、カロリーをベースにした場合の数字でありまして、基準のとり方によって大 分この数字が違ってくるということが言われております。

主食である米の消費量についても人口減少、食生活の変化等により、毎年、9万トン程度減少していることから、昨年は全国で21万トンの過剰米が発生し、米づくりを取り巻く状況はさらに厳しさを増しております。

畜産農家におきましては、円安の進行とか、穀物のエネルギー利用の増大に伴って、輸入飼料が高騰し、経営を圧迫している状況の中で、自給飼料生産により耕畜連携された循環型社会が形成されることは理想と言えると思います。

国におきましては、地域水田農業活性化緊急対策の非主食用米低コスト生産技術確立試験契約による助成や、耕畜連携水田活用対策事業を推進しており、町でも飼料用米に対し、産地づくり対策交付金による助成の体系を各地区の集落座談会や広報、チラシ等を通じて推進しております。しかし、飼料用米についてはホールクロップ専用機械の導入に多額の費用を要することや、売り値が安いこと。また、安定した売り先が確保できないことなどから、大豆、そば、落花生、レンコン等で転作に取り組む農家が大半を占めております。

農業は本来、太陽エネルギーを有効に利用しながら、食糧を生産する環境と調和した循環型の産業であり、これまでも地域に存在する資源を有効に活用しながら、生産を上げてきたところであります。しかしながら、近年は農地への堆肥投入量の減少、連作障害や耕盤形成、作土の浅層化、根張りや透水性の悪化、土壌成分の過剰蓄積やアンバランスなどによる収量、品質の低下が目立っています。

このような中、良質な農産物は健康な土から生まれるという認識のもと、土づくり、輪作を 基本とした農業への転換。具体的には、耕畜連携による健全な土づくりの展開が必要であり、 消費者に喜んで買ってもらえる高品質な農産物づくりに向けて、その基本となる土づくりに効 果的に取り組んでいかなければならないと考えております。

現在、検討、協議を重ねながら、仮称土づくり推進協議会の設置について検討中であります。 この協議会では栽培農家にはどこに、どんな堆肥が、どのくらいあるかという情報、また畜産 農家には栽培農家がどんな堆肥を望んでいるかという情報を的確に伝達し、耕畜連携による堆 肥の流通ネットワークづくりと流通促進を図りたいと考えておりますので、今後も御理解、御 支援をお願いします。

先ほど、いろいろ具体的な話がありましたが、そういう形で飼料米の導入で、ある程度の収益が上がって、それを転作と結びつければ、ある程度の収益が確保できる。そういうふうな見通しがつけばと、簡単にはそうはいかないと思いますけれども、そういう問題を提起してもらって、農業推進対策会議等でしっかりした議論をしてもらう。それは非常に意味あることだと思いますので、今後、どういう形でか、議会の代表も何人か入っていることでありますので、

そういう形でぜひ問題提起をしてもらいたいと思います。

- ○議長(久保谷実君) 2番柴原成一君。
- ○2番(柴原成一君) どうもありがとうございました。

地道な作業というのは必要だとは思うんですが、今朝の読売新聞の真ん中に、2面を使いまして、農と食に危機感ということで、2ページ使って載っております。これを読みますと、どうしても先行き不透明というのは、幾ら研究しても農業に対する暗いイメージしかわいてこないというのが現状であると思います。

それとまた話……,この話とはちょっと違うんですが、今度、茨城大学の農学部の学長に私どもがお世話になっている中島先生がなるという予定と聞いております。それで、今、先生に伺いたいと思っているのは、二酸化炭素の吸収率の高い農産物のランクができないか。さっきの話とちょっとかけ離れるんですが、要はこういう先行きのない話ではなくて、こういうことがてきないかという提案の中でですね、農作物は植物ですから光合成で二酸化炭素を吸収します。が、その吸収率は作物によって違ってくると思います。

米づくりのように、農業用機械を大量に投下すると、逆に二酸化炭素の排出量が増えてしまいます。ですから、二酸化炭素の排出権引き取りの話ですね。世界レベルで、温暖化の中で、野菜を基準にしてどういう野菜が一番、二酸化炭素を吸収するかというような、そういう問題を、例えば茨城大学であればもうデータがあるとか、いうふうに思います。ですから、そういった将来に向けて農業が二酸化炭素引き取りという関係に乗ってくる可能性もあると思います。それが1つ。

それと、米にまた戻りますけれども、米の消費を増やす方法として、東京、横浜の近辺でほとんど無洗米が8割、9割を占めているそうです。結局、米をとがない、そのまま。あるとき、農業新聞に載っていたんですが、それも本当は1合とか2合の小さなパックで、今日1合、2合だと2パックというような形で、水を入れれば御飯が炊けるというような形がこれから米の消費を伸ばす方法ではないかなというふうに思います。ただ、無洗米というのはすぐ劣化しやすいということで、長もちしないらしいです。結局、ぬかをたくさんとりますので。

そういったことも踏まえ、茨城の中島先生あたりに御指導を仰いで、全国に先駆けて阿見町だけではこういうふうな取り組みをしているんだというようなこともできるかと思いますので、 今後とも御検討のほどお願いして終わります。ありがとうございました。

○議長(久保谷実君) これで2番柴原成一君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長(久保谷実君) 以上で本日の日程はすべて終了しました。 本日はこれで散会します。どうも御苦労さまでした。 午後 1時38分散会 第 3 号

[ 2月28日]

# 平成20年第1回阿見町議会定例会会議録(第3号)

平成20年2月28日(第3日)

### ○出席議員

1番 久保谷 実 君 2番 柴 原 成 一 君 3番 浅 野 栄 子 君 4番 難 波 千香子 君 5番 紙 井 和 美 君 6番 青山正一君 7番 井 早 苗 君 石 8番 藤井孝幸君 9番 千 葉 繁 君 10番 吉 田光男 君 田憲市 11番 吉 君 12番 滝 本 重 貞 君 天 田 富司男 君 13番 14番 小松沢 秀 幸 君 15番 倉 持 松 雄 君 16番 大 野 孝 志 君 18番 佐 藤 幸明 君 19番 諏訪原 実 君 20番 荻 島 光 明 君 細田正幸君 21番

### ○欠席議員

22番 岡崎 明君

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町 長川田弘二君

副 町 長 大﨑 誠君

教 育 長 大 﨑 治 美 君 消 防 長 鉛 章 君 木 長 公 室 町 長 糸 賀 富士夫 君 長 井 定夫君 総 務 部 石 生 民 部 長 瀬 尾房雄 君 経済建設部長 坪 田 匡 弘 君 都市開発部長 渡 辺 清 君 育 次 長 教 兼 松 本 功 志 君 学校教育課長 男 企 画 課 長 川村 忠 君 財 課 長 政 篠 原 尚 彦 君 設 課 長 大 野 建 利 明 君 境 課 長 山崎 久 環 司 君 副参事兼予科練平和 湯 原 幸 徳 君 記念館整備推進室長

### ○議会事務局出席者

 事務局長票原繁樹

 書 記 山崎貴之

# 平成20年第1回阿見町議会定例会

## 議事日程第3号

平成20年2月28日 午前10時開議

日程第1 諸般の報告

日程第2 議案第30号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条 例の一部改正について

日程第3 一般質問

日程第4 休会の件

# 一般質問通告事項一覧

# 平成20年第1回定例会

発 言 者	質問の趣旨	答	弁 者
1. 細田 正幸	<ol> <li>予科練平和記念館建設の財政計画見通しについて</li> <li>都市計画道路タイヨー・ヒーロー間に横断歩道の設置を</li> </ol>	町	沖
2. 石井 早苗	1. 当町の地球温暖化防止への取組みの進捗状況 2. レジ袋削減	町	長

### 午前10時00分開議

○議長(久保谷実君) 定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御 了承願います。

これより議事に入ります。

諸般の報告

○議長(久保谷実君) 日程第1、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

本日, 町長より議案第30号が提出されました。

以上で諸般の報告を終わります。

議案第30号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 の一部改正について

○議長(久保谷実君) 次に日程第2,議案第30号阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬 及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

### [町長川田弘二君登壇]

○町長(川田弘二君) 議案第30号阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。

「安全衛生産業医」につきましては、職員の健康管理を行うため、労働安全衛生法及び阿見 町職員安全衛生管理規程に基づき設置しており、職員の健康診断時の立ち会いや健康相談等を 行っております。

平成20年度からは職場巡視やメンタルヘルス等の健康相談や健康教育に関する職員研修の実施など業務内容の充実や安全管理体制の整備、強化を図るため、茨城県医師会産業医報酬基準等を勘案し、年額報酬を改定するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(久保谷実君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

ただいま,20番荻島光明君,14番小松沢秀幸君,15番倉持松雄君が出席いたしました。したがいまして,ただいまの出席議員は19名です。

これより質疑を行います。なお、本案については委員会の付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

### [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

### [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月10日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

### 一般質問

○議長(久保谷実君) 次に、日程第3、一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間,再質問の回数を2回といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、21番細田正幸君の質問を許します。登壇願います。

### [21番細田正幸君登壇]

○21番(細田正幸君) 私は提出いたしました2件について質問したいと思います。 まず第1番目は、予科練平和記念館建設の財政計画見通しについてでございます。

予科練平和記念館建設が平成20年,21年度にわたって建設予定ですが,町民の中から,金がないないと言っておりながら13億円もの予算をかけて建設し、管理費を毎年7,000万円もかけて大丈夫かなという心配,疑問の声が上がっております。当初補助があるということで計画されましたが,結果的に補助金はゼロということでは,町民が心配するのも無理もありません。また,来訪者をあてにした物産館の計画も具体化されないのではメリットはないのでは。生活,福祉に回してとの声もあります。それらの声に町長はどう答えるのでしょうか。今後予科練平和記念館建設による10億円と言われる起債の償還は,他の町の起債と合わせて今後どのようになるのか。現在でも高い16%と言われる起債の償還はどのようになるのか,他の事業を圧迫することはないのか。全体の町の起債金額も含めて,平成20年度以降どうなるのか,金額,パー

セントを明らかにしてもらいたいと思います。

この機会に、予科練平和記念館建設の経過と意義について、もう一度振り返ってみる必要が あるのではないかと思います。そもそもの出発は予科練の歴史遺産を後世に残し、二度とあの ようなばかげた戦争はしないという平和の教訓にする。もう1つは、阿見町に記念館に多くの 人を呼び込んで、町の活性化を図る。阿見町の物産を来館した人に買ってもらって、経済的に も恩恵を受ける、あわせて霞ヶ浦の自然もできるようにする。また、建設費については補助を もらって建設するという計画だったと思います。その後の経過は防衛補助は米軍再編の経費が かかるので、博物館の補助項目がなくなってだめになると。また美浦との合併補助金も合併が 不成立でこれもだめと、苦肉の策として全国に募金を訴えて寄附金を集めようと動き出してお りますが、目標額を決めないで寄附を集めるという不徹底さです。議会側からは何度となく物 産館の建設や霞ヶ浦の有効活用についての具体的な提案、サイクリングロード、湖岸への植栽、 砂浜の造成、大室ストックヤード跡地の有効活用などの提案がなされておりますが、執行部が 真剣に取り組んでいるとは思われません。このような現状のもとでは、予科練平和記念館の建 設を当面凍結したらどうかと思います。この間、私どもは町政に対するアンケートをとりまし たが、予科練平和記念館建設について、危惧の声、雄翔館があれば必要ないなど、多くの意見 が寄せられております。これらの町民の声にも耳を傾ける必要があるのではないかと思います。 町長の見解を求めます。

また、2点目は、都市計画道路タイヨー・ヒーロー間に横断歩道の設置をという提案でございます。マイアミショッピングセンタータイヨーとヒーロー間の道路には、横断歩道がありません。買い物に来た人が横断するのに危険だとの声があり、車などの接触事故も起こしております。買い物客の安全を守るためにも、早急に横断歩道の設置をすべきであると思いますが、どうなのか提案をしたいと思います。

以上2点について質問したいと思います。執行部の明確なる回答を求めます。以上です。 〇議長(久保谷実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君,登壇願い ます。

### [町長川田弘二君登壇]

○町長(川田弘二君) 細田議員の質問にお答えいたします。

予科練平和記念館事業の内容につきましては、これまで何回か一般質問等の中で答弁をして きたところでありますが、改めまして記念館建設に至る経緯と事業費、さらには起債の内容等 について説明いたします。

まず最初に、記念館建設に至る経緯でありますが、町は平成8年に地域の振興や発展を図り、 町の戦史の記録を後世に伝承するための記念館を含めた公園の整備を進める方向で検討に入り ました。

その後,事業支援のため,国や茨城県に対し要望活動を実施したり,予科練歴史遺産保存委員会を開催し,記念館や公園整備についての検討や『阿見と予科練』の発刊を行うなど,記念館を含めた公園整備の具体化について整理をしてきたところであります。

このような経過の中で、予科練平和記念館を含めた霞ヶ浦平和記念公園整備の検討を具体的に始めたのは平成15年ごろで、この時期は美浦村との合併協議を進めた時期でもあり、霞ヶ浦平和記念公園整備の財源としては、廻戸地区近隣公園につきましては防衛補助を活用し、予科練平和記念館につきましては合併特例債を活用し、平成19年度完成を目指し事業を進めることといたしました。

しかしながら、合併が不調となり、予科練平和記念館整備のスケジュールを防衛補助活用の 検討を含め、財源の見通しを立てた中で計画する必要があると判断し、事業を2年間延長し、 平成21年度完成を目指すことといたしました。

廻戸地区近隣公園につきましては、防衛補助を活用し整備を完了することができましたが、 予科練平和記念館につきましては、防衛施設庁との幾度かの協議を行った結果、補助金の活用 は困難との結論に至り、町は単独で記念館整備事業を進めることにいたしました。

予科練平和記念館の事業費でありますが、御承知のとおり用地費も含め約13億円の費用をもって整備を進めてまいります。そのための財源につきましては既に見通しを立てた中で、一般財源と起債の活用により整備を進めてまいります。また、予科練平和記念館は、全国的に関係者を有する国民的施設として整備を進めていくとの観点から、多くの人の力で記念館整備を進めることが必要であると考えております。そのため、寄附金を募る活動を積極的に行い、結果として記念館整備や開館後の運営等にその寄附金を有効に活用し、多少なりとも財政負担の軽減を図りたいと考えております。

町民の反応とかそういう話について話がありましたが、この点については、ずっと前から予科練平和記念館についての建設ということで進めてまいりまして、その間の状況変化等についてその都度説明をしながらきたわけでありますけれども、最終的には基本的には町単独でやるという方向をとっているわけですが、この件については、これまでずっと議会とも議論を重ねてきて、これまで予算を確保しながら用地の取得、その後の具体的な工事等に入ってきたわけであります。したがいまして、また町民の皆さん方にはその都度またいろいろな形で内容の説明をしてまいりまして、基本的な理解はいただいていると考えています。今回寄附を募る、そういう中でも、町民の主要な団体からこの点についての御理解をいただいて、積極的に一緒になってやっていただくようなそういう体制もできております。そういう点で、当然これだけの仕事ですから、町民としてもいろいろ意見はあろうかと思いますが、基本的にそういう点で町

民の皆さんに対する理解もいただいていると考えておりますし、今度の寄附の募集についても 町民の皆さんから積極的な形での協力をいただいている、そういう状況であります。

ところで,次の財政計画の見通しについてであります。

まず、町全体の起債残高でありますが、平成19年度末の見込み額で申し上げますと、一般会計分が約119億2,500万円、特別会計分が約124億1,600万円、水道事業会計分が約9億7,600万円で、合計いたしますと約253億1,700万円であります。また、平成19年度の公債費は、これは起債の償還額でありますが、これも見込み額ということになりますが、一般会計分が約18億4,900万円、特別会計分が約12億6,000万円、水道会計分が約2億4,000万円で、合計いたしますと約33億4,900万円であります。ただし、この中には繰上償還分約2億5,700万円が含まれておりますので、その分を除きますと、平成19年度の償還額は約30億9,200万円ということになります。

次に、予科練平和記念館整備事業費の財源として予定している起債の額でありますが、約8億9,900万円を見込んでおります。事業が平成19年度から21年度の3カ年にわたることから、3年に分散して起債を起こすことになります。したがいまして、平成19年度分の起債の償還につきましては、翌年度の平成20年度から3年目の平成21年度分につきましては、平成22年度からの償還ということになりますので、償還の額も少しばらつきますが、平成23年度以降の1年当たりの償還額で申し上げますと、おおよそ1億円から8,000万円程度を見込んでおり、償還の期間はそれぞれ10年を予定しているところであります。

次に、他の事業を圧迫することはないかという御質問でありますが、質問の中で16.何%とかという数字が出てきましたが、平成19年度の実質公債費比率は16.7%で、議員御指摘のとおり決して低い数字ではありません。しかしながら現在償還しているさわやかセンター関連の起債償還が今年度末をもって完了することや、霞クリーンセンター関連の起債償還が平成23年度でおおよそ完了いたしますので、推計値になりますが、実質公債費比率でいいますと、平成23年度は14%台、24年度が13%台になる見込みであります。また、一般会計分の償還額でいいますと、平成23年度が約13億2、100万円、平成24年度が約11億6、400万円で、平成19年度の償還額と比較しますと、平成23年度が約5億2、800万円、平成24年度が約6億8、500万円減額となる見込みであります。したがいまして他の事業に全く影響がないとは言いませんが、中長期的な財政の見通しを踏まえ、総合的な判断のもとに事業に着手したところであります。また、一方、歳入面で考えますと、本郷第一土地区画整理事業地内の大型ショッピングセンターの進出と、区画整理事業の効果が具体的に出てきていること、東部工業団地への新たな企業の立地、吉原東土地区画整理事業地内のアウトレットショッピングセンターの立地等、圏央道開通の波及効果もいい形であらわれてきており、税収面におきましても、期待の持てる状況が出てきており、税収面におきましても、期待の持てる状況が出てきており、税収面におきましても、期待の持てる状況が出てきており

ます。

いずれにしましても、予科練平和記念館の整備を進めることは、町の貴重な歴史遺産の保存 伝承はもとより、観光の振興や青少年の健全育成等、大きなメリットがあるものと考えており ます。そのためにも議会や町民の皆さん方、さらには関係機関等からの御意見をお伺いしなが ら、予科練平和記念館が価値のある施設として評価され、魅力ある施設となるよう整備してま いりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、2点目の横断歩道の設置についてでありますが、まず設置に至るまでの流れについて説明いたします。町道に横断歩道を設置する場合、要望書を地元区長より阿見町経由で牛久警察署に要望いたします。牛久警察署交通課及び茨城県警察本部交通規制課は、現地及び周辺の状況調査を行い、設置規定、必要性の検討を重ね、最終的な意思決定を茨城県公安委員会で行います。施工につきましては、茨城県警察本部交通規制課が行うことになります。県道の場合も町道と同様でありますが、歩道・車道が分離されている箇所が多いので、歩車道境界ブロックの撤去や歩道舗装の改修が必要になりますので、横断歩道設置が決まった段階で竜ヶ崎土木事務所との協議が必要になります。今回の場所は、県道荒川沖阿見線となりますので、横断歩道設置には地元区長との連携を図りながら牛久警察署に要望してまいりますので、御協力と御理解のほどよろしくお願いします。

○議長(久保谷実君) 21番細田正幸君。

○21番(細田正幸君) 1点目の予科練平和記念館の事業なんですけども、私は、町長は順調にいっているという説明ですが、町長の答弁の中で予科練平和記念館の周辺の整備で観光の整備、そういうものも考えているというふうに言っておりますが、あと、物産館については特に議会からは強い要望があったと思うんですが、その点については触れませんでしたけども、今までの議会とのやりとりの経過では、町は非常にそういう点で消極的であるというふうに言わざるを得ないというふうに思っております。また、観光の整備も図るというふうに言っておりますが、じゃ、今、具体的にどういう働きかけをして、どんなふうに周辺を整備しようとしているのかということも私どもは聞いておりませんし、町長がそう言うならば、この場所で予科練平和記念館に伴う周辺の観光の整備について説明をしてもらいたいというふうに思います。

また、町長は予科練平和記念館については、基本的には町民には御理解をいただいているというふうに言っておりますけれども、私どもがこの間、町政に対するアンケートで、予科練平和記念館をどう思いますかという問いはしてないんですね。町政に対する要望は何ですかという問いに、予科練平和記念館に対する危惧の声というのがかなりあったというのが事実なわけです。そういう点では、本当に町民がいわゆる1つには建てても箱物行政になるんじゃないかということを私は心配している結果としてそういう意見が出てきているのではないかというふ

うに思います。寄附についても運営の一部にしたいということを言っておりますが、私どもは きちんと補助がもらえないんだから、目標を決めて、その目標に向かって寄附を集めるべきだ という提案をしているわけですけども、いまだかつて幾ら集めるという目標も聞いておりませ ん。やはりそういう点では不徹底というか、不適切ではないかというふうに思います。

あと、町民にそういう声があるならば、やはり町長はきちんとその声に耳を傾けるという姿勢も必要ではないかというふうに思いますので、予科練平和記念館について再度答弁をお願い したい。

あともう1つは、今年度予算、それから来年3カ年でやるということですけれども、どうしてもやるということならば、その結果については、きちんと私が心配のないように責任をもってやるという決意をこの場所で私はしてもらいたいというふうに思います。

以上、再質問いたします。

○議長(久保谷実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君。

○町長(川田弘二君) 予科練平和記念館につきましては、おおよそ経過等についてお話ししました。それで、いろんな形で協議をしながら、議会とも何回も意見交換をしながら進めてきて、そういう中で、本来はやはり国がやるべきような仕事について、町が今の時点でやらなければこの予科練の歴史というものがだんだん風化してしまう。そういう状況の中でやろうという決意のもとに進めているわけで、一番の基本は、この予科練の歴史を予科練平和記念館という施設を通して具体的に整理して全国に発信できるような形をつくる、それがこの予科練平和記念館の一番の意義であります。そういう点で、随分この点については予科練歴史遺産保存委員会等での議論を踏まえ、『阿見と予科練』というあれだけの歴史を整理した形のものをつくって、その中で基本的にはかなりの多くの町民の皆さん方には基本的な点については理解をいただいた。それから議会としても理解をいただいてこれまで関連の予算というものも通し、全体構想の中で進めてきたわけです。1つ、いろいろな話が出ましたけれども、寄附額を何で設定しないかという点について、やはりこういう性格のもの、全国的な本当に幅広い範囲で集める募金ですから、目標を幾らという形で決めても、それは決めること自体が非常に無理があるわけでして、その点についてはこれまで何回も議論したわけですから、これまでの議論の中で御理解をいただきたいと思います。

これからの観光面での活用とか、物産館とかそういうことについて具体的にどういう形で考えるのだと、こういう点については折に触れて話しておりますけれども、1つには圏央道の開通効果を生かした形で、またアウトレットモールあたりには年間四、五百万とか集まるというような見通しもあるわけで、そういう人たちの多くをできるだけ、予科練平和記念館だけというわけにいかないでしょうが、町内に導入して地域の全体的な活性化に結びつけるというよう

なことを考えておりますし、今年始める観光プロデュース事業、こういう中で、阿見町の観光 としてのあり方、それから阿見町の物産の将来的な発掘、いろんな点で観光資源というものを 発掘して観光開発に結びつけていく。こういう形で、実際にオープンの予定まであと2年ある わけですから、そういう中でできるだけ具体的に考え、進めていきたい。この点については、 議会の皆さん方からもいろんな提案をいただきながら、それを、いい考え方があればぜひそれ を具体化していくように考えていきたい、こう思います。

そういうことで、最後にどうしてもやるんだという決意という話がありましたが、この点については、今、改めて大げさに言うまでもなく、これだけのことをやろうというからには、ある決意を持ってやらなければできないですね。随分、ある段階では議会の中でもいろんな議論がありましたけれども、基本的に今の段階では議会の中でも基本的な理解をいただいて、その理解のもとに進めているということを考えておりますし、そういう点で議会の皆さん方、また町民の皆さん方の理解のもとに、ぜひ計画どおり、スケジュールどおりに実現してこの予科練平和記念館というものを、阿見町の歴史をつくると言ってはおかしいですけれども、正確に残し、全国に発信できる、そういうようなすばらしい施設としてつくっていく。それからきちんと運用して、それが活用できるようなそういう筋道をぜひつけていきたいと考えております。〇議長(久保谷実君) 21番細田正幸君。

○21番(細田正幸君) 予科練平和記念館については、町長はどうしてやりたいという表明だと思いますが、町民のそういう否定的な意見、必要ないという意見にもやはりきちんと答えないと、これからもそういう件は具体化するにつれて私は声が大きくなるというふうに思いますので、その点はきちんと説明責任を果たしてもらいたい。

あとそれから、13億円の金をかけて町にメリットがあるのかという声もあるわけですから、 そのメリットは何かということについても具体的に答えていかないと、私はやはり問題を残す というふうに思いますので、その点については、当然執行部が責任をもってやるわけですから 説明責任を果たしてもらいたいというふうに思います。

あと、それから財政的には、今、言葉で数字が言われましたけれども、平成24年というのが 最終的ですけども、私は25年ぐらい、今後5年間にわたっての町の起債の償還額については、 今、数字が発表されたわけですから、後で一覧表にして議会に配ってもらいたいというふうに 思います。その点についてどうなのか再質問をいたします。

○議長(久保谷実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。(私語あり)総務部長石井 定夫君。

○総務部長(石井定夫君) お答えしたいと思います。

細田議員の要望でありますので、できるだけ配付していきたいと思います。

- ○議長(久保谷実君) 21番細田正幸君。
- ○21番(細田正幸君) それは早急に配ってもらいたいと思います。

あとそれから、2番目の都市計画道路への横断歩道については、具体的に早急に話を進めてもらいたい。事故が起きてからでは間に合わないというふうに思いますので、その点については早急に事務処理をしていただきたいというふうに思います。要望して私の質問を終わります。 〇議長(久保谷実君) これで21番細田正幸君の質問を終わります。

次に、7番石井早苗君の質問を許します。登壇願います。

### 〔7番石井早苗君登壇〕

○7番(石井早苗君) 皆さんおはようございます。通告に従いまして、当町の地球温暖化防止に対する取り組みと進捗状況についてお尋ねいたします。

私に与えられた4年の任期の最後を締めくくる一般質問に地球温暖化防止対策を選びました のは、生まれてきた子供たちに、そしてこれから生を受ける命に、この美しい青い星地球を手 渡してあげたいと願うからです。つくば市は政府募集の温室効果ガスの大幅削減に取り組む環 境モデル都市に立候補するそうで、既にTX構内に2030年には市内の二酸化炭素排出量を50% 削減すると掲示しております。ひるがえって、小さいながらも当町は早くからごみの減量化、 ごみの分別,資源ごみの回収に取り組み,みどりの基金をつくって里山の管理・保全に努め, 二酸化炭素の吸収に努めるなど,環境対策には力を注いでいることは私は承知しております。 しかし、本年から2012年までの京都議定書の第1期約束期間を迎え、7月には地球温暖化防止 を目的とした洞爺湖サミットが開催される予定の中, 基準年比6%削減達成が議長国である我 が国の面目にかけて求められてまいります。昨年8月現在, 茨城県内では地球温暖化防止地域 推進計画の策定がなされているのは守谷市と東海村のみで、町内の節電、節水、公用車の燃料 削減などを目的とした実行計画は44市町村中30市町村が既に策定をしております。当町ももち ろんこれに含まれておりますが、平成20年度の予算内示で169万1,000円の予算で実行計画策定 が計上されておりました。これは第2次の実行計画に当たるのか、あるいは本年からスタート する地球温暖化防止対策推進法で各自治体に策定と実施を求めている行政区全体の計画の地球 温暖化防止対策推進計画の策定に当たるのかお尋ねいたします。

次に、レジ袋削減についてですが、県は平成16年度の温室効果ガス排出量は平成14年度比で 2.3%減少と発表し、産業部門や運輸部門の排出量が減少したものの、家庭部門が2002年の前 回比5.4%増加していて、県民一人ひとりの取り組みが重要であるとしております。そこで、  $CO_2$ の削減を肌で感じる手段の1つとしてレジ袋削減が挙げられると思います。既にこのレジ袋削減はマイバッグキャンペーンとして県でも提唱しておりまして、けさも新聞の記事をいただきました。これはスーパーマーケットが報告しておりますが、昨年10月から3カ月間のレ

ジ袋削減では、636万枚の削減に成功したと言っております。 $CO_2$ の換算では、637トンだそうでございます。

そこで $CO_2$ の、この件に関して、行政改革特別委員会、我が議会の中に立ち上げられた行政改革特別委員会の平成19年9月26日の第5回提言書の回答の中で、スーパーなどの商店や関連団体と連携しながら行っていくとしておりました。現状をかんがみると、これでは全町民に対しての実効効果が大変薄いと思います。レジ袋1枚の $CO_2$ は、製造に30グラム、焼却に31グラム排出されると聞いております。今、町内のスーパーではレジ袋を断ると1ポイントつけてくれて、カードがいっぱいにたまると、あるところでは100円、あるところでは300円と商品券として使えるなどポイント制を敷いているところがあります。しかし主婦感覚からすると、ポイントをためるよりレジ袋代をとられる方が切実に身にしみるのです。現に有料化をしたイオン京都東山二条店ではそれまで22%だったマイバッグ持参率が80%に、東京杉並区のサミット成田東店では43%から85%になったそうです。そして新聞報道によると、ひたちなか市では既に市内のスーパー19店舗が一斉に本年2月2日からレジ袋の有料化をスタートさせたそうです。そこで、当町でも町が音頭をとってスーパー、商工会と連携をとって、レジ袋の有料化を進めていただきたい。そしてレジ袋削減宣言都市を表明して、強力な町民意識の啓発を図っていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしくお答えください。

○議長(久保谷実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君,登壇願います。

### [町長川田弘二君登壇]

○町長(川田弘二君) 地球温暖化防止への取り組みの進捗状況及びレジ袋削減についての質問にお答えいたします。

1点目の当町の地球温暖化防止への取り組みの進捗状況であります。町は国の対策に先駆けまして、平成13年度には阿見町地球温暖化対策実行計画を策定し、平成12年度の温室効果ガス排出量を基準として、平成14年度から18年度までの5カ年間に温室効果ガスの7%を削減することを目標に、役場庁舎及び各出先機関、具体的には公民館、小中学校、保育所、児童館等でありますが、を対象に調査を行ってまいりました。調査結果に関しては、基準年に対して減少が図れたのは、平成16年度の6%のみであり、それ以外の平成14年度は2%、平成15年度は5%、17年度は9%、平成18年度は2%の増加、結果的にはこういう計画と比べると減少させるべきところが増加したという結果になりました。こういう第1期調査の結果を総括しますと、平成16年度に関しては調査対象37施設に対し19施設において減少を示しました。特に全小中学校においては大幅な燃料使用量の減少が増加率を抑えたことから、全体的に減少が図られたものと判断できます。それ以外の増加に転じた年度に関しては、二酸化炭素排出量基準年の平成

12年度以降に新規施設として建設された各施設, 君島・大形農業集排施設, 本郷コミュニティーセンター, 南平台保育所, 舟島ふれあいセンターの二酸化炭素排出量がそのまま計上されている点が要因と考えられます。そういう意味では, 計画自体が完全な計画でなかったということ, それが要因だということであります。このような結果を受けまして, 町としましては国の動向を踏まえ, 平成20年度から24年度の5カ年間を第2期調査期間として定め, 第1期調査の結果の問題点を適正に考察及び精査し, 新たな取り組みの重点項目及び削減目標を設定した上で, 再度阿見町地球温暖化対策実行計画を策定し, 役場庁舎及び各出先機関を対象に調査を行ってまいります。

また町では、地球温暖化対策地域推進計画を策定しておりませんが、平成18年度にモデル事業として消費者団体に協力依頼をし、環境家計簿に取り組みました。環境家計簿とは、せっかくの機会ですから一通り説明させていただきますと、通常の家計簿を環境版にしたものであります。調査項目としましては、毎月各家庭に郵送されてきます電気・水道使用明細書、さらにはガソリン・軽油等のレシートに表示されている使用量に二酸化炭素排出計数をかけることにより、それぞれの二酸化炭素排出量が計算されるというものであり、年間を通して取り組むことにより、月ごとの比較検討が簡単に行えるという利点があります。このようなことから、環境家計簿は全町民に向けた地球温暖化対策の取り組みとして有効と判断できますので、平成20年度から町ホームページに掲載し、回覧等による情報提供により積極的な取り組みを幅広く呼びかけてまいります。ただ、簡単とは言っても実際に各家庭でこれをちゃんとやれるかとなると、非常に難しい点があろうと思いますけれども、やはり実際はこういうことをきちんと家庭でやる、そういうことの積み重ねの中でまた意識が変わる、そういうことだと思うので、なかなか実際には大変なことだと思いますけれども、こういうこともぜひ進めたいと考えます。

また、次に、2点目のレジ袋削減についてであります。御承知のようにレジ袋は軽くて丈夫な上に耐水性があるという性質をもっておりまして、現代生活の上では非常に便利だという点があるわけであります。しかしながら、石井議員の話にもありましたように、このレジ袋をつくるには大量の原油とかエネルギーが使われ、一部にはリサイクルされてはいますが、最終的には大部分のレジ袋が焼却され、地球温暖化の起因となる温室効果ガスを排出するというマイナス効果ももっているわけであります。

町では、これまでも循環型社会の形成及び地球温暖化防止を目的としまして、平成19年10月 1日から12月31日までの期間で行われた環境保全茨城県民会議の主催によるマイバッグ運動に 参加しました。具体的な活動としましては、町広報紙や町ホームページで情報提供を初め、町 の地球温暖化推進委員会に協力をいただき、さわやかフェアや青空市の会場内でマイバッグ運 動を行い、町民への意識の普及を図ってまいりました。その効果としまして、最近では町内の 大型店舗等においてマイバッグを持参して買い物をしている方々が増えてきている。これは今のところ正確に数字的に把握したわけではありませんが、そういうことが感じられます。これからも町内各店舗と連携を図り、大型店舗での店頭キャンペーン等も含め、さまざまな運動を展開していく。このマイバッグを持つということ、これの効果は非常にあると思いますが、これはやはり、一人ひとりの町民の人たちの自覚と、それからそれを持っていった場合の各店舗のほうの対応も問題だと思いますので、むしろ積極的に店舗のほうで持っている人たちにはもうやらないというような、そういうことを徹底する、そういうことも必要だろうと考えております。

もう1つ、石井議員の提案はレジ袋の有料化ということであります。この有料化に向けた事業につきましては、具体例を幾つか挙げられましたね。店舗の例とかひたちなか市の例とかを挙げられました。既に導入した市町村に聞き取り調査を行ったところ、要は住民の理解を得ることはもとより、あくまで町民団体、加盟店、町との三者協定に基づく基本的には任意的なものであることから、ひたちなか市の場合には全部、ほとんどの店舗が参加したということですが、そこまでもっていくのにはなかなか大変だというプロセスがあるようです。例えば特定の幾つかの店舗だけでそういうことをやるということになると、むしろ有料化することによって売り上げが減少するとか、そういう、極端な場合にはそういう問題も出るということまで懸念されるわけですから、その辺のところについて十分検討しながら進める必要があるんだろうと思います。そういうこともありまして、当町としてはこのような問題が出ないような形でレジ袋の有料化導入ということについて検討する必要があると思いますので、いい形で導入している市町村、そこでのやり方、そういうものについて十分調査をして、実行可能な事業であるか、その辺について慎重な精査をしながらぜひ具体的に検討していきたい、そう考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長(久保谷実君) ただいま10番吉田光男君が出席いたしました。したがいまして、ただいまの出席議員は20名です。

7番石井早苗君。

○7番(石井早苗君) 御答弁ありがとうございました。

町長の答弁なさったことは重々理解しておりますし、承知もしております。しかし、幾つかちょっと気にかかることがございますので質問させていただきます。環境家計簿というのを取り組んでいただいたという話なんですが、私のつかんでいるところでは、大変参加人数が少なかったと聞いております。というのは、家計簿の計算を全部ゆだねられた個人個人がする、そして提出するということになっておりました。やはりそして職階の方たちにという提案をしてお願いしたのですが、そんな計算はめんどうくさくてやりたくないという人が多くて、やっぱ

り参加しなかったというのを聞きますので、例としまして東海村では全村民に、各一戸ですか各戸にお願いして、計算は全部村の環境課がやったと報告しております。そうすると、村全体の $CO_2$ の削減というのに目標が立てられてよかったとおっしゃっておりましたので、ぜひ、環境課の方の人数がとても私は少ないと思っております。本当にきのうの藤井議員の質問のときにも大変、手が回らないほど忙しい、いろいろやることがあってとおっしゃって、大きな問題、温暖化対策に対してさらに手を回せというのは大変かわいそうというような気もするんですが、やらなきゃいけないことだからやっていただきたい。そのためには環境課の人員配備は適当かということもまず考えていただきたいと思います。

それからレジ袋なんですが、私もマイバッグ運動には大変早くから参加しておりました。それで、大型スーパーがレジ袋をうちだけやったら売れなくなってしまうということがあるから全スーパーと話し合ってほしいというのです。全スーパーと話し合うためにはやっぱり行政が音頭をとって集めていただかないと、なかなか自分の売り上げをさらけ出すようなことは、これは経済社会ですからやるはずがないんです。そこを行政に汗をかいていただきたいと私はお願いしているわけです。また、各小さい商店に対しても、レジ袋の削減をお願いしたところ、うちでもレジ袋を問屋へ行って買ってくるのが大変負担になっているという声も聞いておりますので、ぜひこの辺も考慮して、行政がもう一度力を入れてレジ袋削減を音頭を取っていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長(久保谷実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。経済建設部長坪田匡弘君。 ○経済建設部長(坪田匡弘君) お答えをいたします。まず環境家計簿の方なんですけれども, モデル事業で行ったということでして,ちょっと参加人数が少なかったのですけれども,その モデルで行った皆さんの御意見をいろいろ参考にさせていただきまして,今度,普及させてい きたいというふうに考えているものは,パソコンのほうで数字を入れると自動的にCO₂が計 算できてくるというようなソフトを改良版でつくりまして,それで記入して各家庭でCO₂の 使用量をはかっていただいて,それで気をつけてできれば削減をする方向で取り組んでもらう というようなことを考えております。そういった形で改良しましたので,今度は使いやすくな ったかというふうに考えております。

それと、それに加えて人員配置の御質問がありましたので、その点なんですけれども、確かに環境課の職員が少ないということがありますので、20年度には、環境基本条例、環境の取り組みの一番基本的な考え方の条例ですけれども、それを含めて環境政策に取り組む係を設置してもらいまして、それで人員の方の増員も今、要望して、多分それはかなえられるということになっております。

あともう1つレジ袋につきましては、行政の方が力を入れてということですので、まずは先

ほど町長の方から答弁しましたとおり、先進の取り組んでいる市町村をよく事情を聞きまして、町のほうでも取り組むように、よく事情を聞いて精査をして検討してまいりたいと思います。 ○議長(久保谷実君) 7番石井早苗君。

○7番(石井早苗君) 御答弁ありがとうございました。大変前進するお答えをいただきましたので安心いたしました。私、ある方がですね、私に対して日本じゅうの全国民が温暖化防止に協力をしたところで、63分の1にしかならないよと否定的な言葉をおっしゃいました。また、ある方はやってもやらなくても目に見えないことに時間とお金をつぎ込んでも仕方がないよ。それよりももっと目の前にあるいろいろな問題に目を向けてほしいとおっしゃる方もおります。しかし、大きな不幸は身を潜めて突然襲いかかってくるものです。取り返しがつかなくなってからでは大変遅いものですから、私は老婆心をもって本日またこのような質問をさせていただきました。どうぞ住民一人ひとりが地球温暖化防止を肝に銘じて行動するように願って、そのためには行政が一汗も二汗も三汗もかいていただいて、努力していただくことをお願いして、要望して質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(久保谷実君) これで7番石井早苗君の質問を終わります。

休会の件

○議長(久保谷実君) 次に、日程第4、休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により、3月6日から3月9日までを休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

散会の宣告

○議長(久保谷実君) 以上で本日の日程はすべて終了しました。 本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午前11時02分散会

第 4 号

[ 3月10日]

### 平成20年第1回阿見町議会定例会会議録(第4号)

平成20年3月10日(第4日)

#### ○出席議員

1番 久保谷 実 君 2番 柴 原 成 一 君 浅 野 栄 子 君 3番 難 波 千香子 君 4番 5番 紙 井 和 美 君 6番 青山正一君 7番 石 井 早 苗 君 8番 藤 井 孝 幸 君 9番 千 葉 繁 君 11番 吉 田憲市 君 12番 本 重 貞 滝 君 13番 天 田 富司男 君 16番 大 野 孝 志 君 18番 佐 藤 幸明 君 19番 諏訪原 実 君 20番 君 荻 島 光 明 21番 細 田 正 幸 君

#### ○欠席議員

1 0番吉田光男君1 4番小松沢秀幸君1 5番倉持松雄君2 2番岡崎明君

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

 町
 長
 川
 田
 弘
 二
 君

 副
 町
 長
 大
 崎
 誠
 君

教 育 長 大 﨑 治 美 君 防 木 鉛 消 長 章 君 町 長 公 室 長 糸 賀 富士夫 君 総 務 部 長 井 定 夫 君 石 民 生 部 長 瀬 尾房雄君 経済建設部長 坪 田 匡 弘 君 都市開発部長 渡 辺 清一 君 教育次長兼 松 本 功 志 君 学校教育課長 消防次長兼総務課長 大 津 力 君 参事兼消防署長 田 仲 安 夫 君 務 課 長 湯 原 恒 夫 君 総 課 川村 男 企 画 長 忠 君 財 政 課 長 原尚彦君 篠 社会福祉課長兼 飯 野 利 明 君 福祉センター所長 国保年金課長 男 野 静 君 П 建 設 課 大 野 利 明 長 君

#### ○議会事務局出席者

 事 務 局 長 栗 原 繁 樹

 書 記 山 崎 貴 之

#### 平成20年第1回阿見町議会定例会

#### 議事日程第4号

平成20年3月10日 午前10時開議

日程第1 諸般の報告 議員提出議案第2号 阿見町政治倫理条例の一部改正について 日程第2 議案第 4号 阿見町後期高齢者医療に関する条例の制定について 日程第3 日程第4 議案第 5号 阿見町学校施設耐震化基金条例の制定について 日程第5 議案第 6号 阿見町行政改革推進委員会設置条例の一部改正について 議案第 7号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条 例の一部改正について 議案第 8号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行 に伴う関係条例の整備に関する条例について 議案第 9号 阿見町国民健康保険条例の一部改正について 議案第10号 阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について 議案第11号 阿見町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について 日程第6 議案第12号 平成19年度阿見町一般会計補正予算(第5号) 議案第13号 平成19年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) 議案第14号 平成19年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号) 議案第15号 平成19年度阿見町老人保健特別会計補正予算(第3号) 議案第16号 平成19年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号) 議案第17号 平成19年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号) 議案第18号 平成19年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第3号) 日程第7 議案第19号 平成20年度阿見町一般会計予算 議案第20号 平成20年度阿見町国民健康保険特別会計予算 日程第8 議案第21号 平成20年度阿見町公共下水道事業特別会計予算 議案第22号 平成20年度阿見町老人保健特別会計予算 議案第23号 平成20年度阿見町十地区画整理事業特別会計予算

議案第24号 平成20年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算

議案第26号 平成20年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算

議案第25号 平成20年度阿見町介護保険特別会計予算

議案第27号 平成20年度阿見町水道事業会計予算

日程第9 議案第28号 町道路線の廃止について

議案第29号 町道路線の認定について

日程第10 議案第30号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条

例の一部改正について

日程第11 阿見町選挙管理委員及び補充員の選挙

日程第12 行政改革について

日程第13 議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査に

ついて

#### 午前10時00分開議

○議長(久保谷実君) おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御 了承願います。

これより議事に入ります。

諸般の報告

○議長(久保谷実君) 日程第1,諸般の報告を行います。議長より報告いたします。本日天 田富司男君ほか8名の諸君から議員提出議案第2号が提出されました。

次に、阿見町選挙管理委員会より選挙管理委員及び補充員の任期が本年4月7日をもって任期満了となる通知がありましたので、本日地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により選挙を行います。

以上で諸般の報告を終わります。

ただいま20番荻島光明君,5番紙井和美君が出席いたしました。したがいまして,ただいまの出席議員は16名です。

学早月山芝安族 o. 日 - 阿日野北沙 / b. 四月 | 如小丁 / - - ) - /

議員提出議案第2号 阿見町政治倫理条例の一部改正について

○議長(久保谷実君) 次に、日程第2、議員提出議案第2号、阿見町政治倫理条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。13番天田富司男君,登壇願います。

[13番天田富司男君登壇]

○13番(天田富司男君) 皆さんおはようございます。

それでは,議員提出議案第2号,阿見町政治倫理条例の一部改正についての提案理由を申し上げます。

当町の政治倫理条例は、平成12年に制定されたものであり、地方分権が叫ばれる中、時代に 即応するため見直しが必要であることから、平成19年第3回定例会において設置された政治倫 理条例特別委員会で、政治倫理条例の先進自治体等を参考にしながら調査研究を進めてまいり ました。その結果、納税の報告義務、及び町が補助金を出している関連団体の長になることに 制限を設けることなどが必要であるという結論に達し、本日ここに提案するものであります。 提出者、阿見町議会議員天田富司男、賛成者、阿見町議会議員浅野栄子、同じく荻島光明、 青山正一、諏訪原実、大野孝志、倉持松雄、吉田光男、難波千香子、以上であります。 各議員の御替同をよろしくお願い申し上げます。

○議長(久保谷実君) 以上で説明は終わりました。 これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(久保谷実君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。 ただいま議題となっております議員提出議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により 委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。 これより討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。 これより採決いたします。

議員提出議案第2号は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認めます。

よって議員提出議案第2号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第4号 阿見町後期高齢者医療に関する条例の制定について

○議長(久保谷実君) 次に、日程第3、議案第4号、阿見町後期高齢者医療に関する条例の 制定についてを議題といたします。

本案については、去る2月26日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長滝本重貞君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長滝本重貞君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長(滝本重貞君) 皆さんおはようございます。

それでは命によりまして民生教育常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と 結果について会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は去る3月3日(月)午前10時に開会し、午後4時35分まで慎重審議を行いました。 出席委員は8名で、議案説明のため執行部より川田町長初め関係職員20名の出席をいただき、 議会事務局より栗原局長ほか2名の御出席をいただきました。

初めに,議案第4号,阿見町後期高齢者医療に関する条例の制定について,審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、町の後期高齢者、75歳以上ということで、対象者は何人ぐらいいるのかの問いに、平成19年12月末現在で75歳以上の方が3,118人ですの答弁でした。また、保険料に関し雑則がございますが、第3章の法第137条第2項規定により、この法137条第2項の説明がないので説明を求めますの問いに、これは高齢者の医療の確保に関する法律であり、市町村は保険料の徴収に関して必要があると認めるとき、被保険者の配偶者もしくは被保険者の属するものなど、また文書その他の物件の提出もしくは提示を命じ、または当該職員に質問されることができる条文という答弁でした。

質疑を終結し、討論に入り、反対討論あり。討論を終結し、採決に入り、議案第4号、阿見 町後期高齢者医療に関する条例の制定については、賛成多数により、原案どおり可決いたしま した。

なお、当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(久保谷実君) 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

20番荻島光明君。

○20番(荻島光明君) 議案第4号,阿見町後期高齢者医療に関する条例の制定について, 反対討論させていただきます。

私ども共産党は、後期高齢者制度そのものについて、これは大変なやっぱり高齢者いじめの 制度だということで反対をしていますので、この条例については反対をいたします。

○議長(久保谷実君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号についての委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議がありますので起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(久保谷実君) 起立多数であります。

よって議案第4号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第5号 阿見町学校施設耐震化基金条例の制定について

○議長(久保谷実君) 次に、日程第4、議案第5号、阿見町学校施設耐震化基金条例の制定 についてを議題といたします。

本案については、去る2月26日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、 委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては委員長より審査の経過と結果の報告を 求めます。

民生教育常任委員会委員長滝本重貞君、登壇願います。

[民生教育常任委員会委員長滝本重貞君登壇]

○民生教育常任委員会委員長(滝本重貞君) それでは、議案第5号、阿見町学校施設耐震化 基金条例の制定について審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、耐震化基金が設置されましたが、この基金に対してのどのような考えをもって運用していくのかの問いに、基金の運用については、会計課のほうでの他の基金と合わせて積み立て運用をしてまいりたい、そして20年度は1億円積み立ての予算化をしており、財政状況によっては1億円確保できない年もあるかもしれませんが、いずれにしても、事業化に向けた道筋を立てていくということで準備を進めているところですとの答弁でした。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第5号、阿見町学校施設耐震化基金条例の制定については、全員が賛成し、原案どおり可決いたしました。当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(久保谷実君) 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。 これより採決いたします。

議案第5号についての委員長報告は、原案可決であります。本案は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認めます。

よって議案第5号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第 6号 阿見町行政改革推進委員会設置条例の一部改正について

議案第 7号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 の一部改正について

議案第 8号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に 伴う関係条例の整備に関する条例について

議案第 9号 阿見町国民健康保険条例の一部改正について

議案第10号 阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について

議案第11号 阿見町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について

○議長(久保谷実君) 次に、日程第5、議案第6号、阿見町行政改革推進委員会設置条例の一部改正について、議案第7号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第8号、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、議案第9号、阿見町国民健康保険条例の一部改正について、議案第10号、阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について、議案第11号、阿見町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、以上6件を一括議題といたします。

本案については、去る2月26日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに総務常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

[総務常任委員会委員長紙井和美君登壇]

○総務常任委員会委員長(紙井和美君) おはようございます。

それでは、命によりまして、総務常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は2月29日午前10時に開会し、午前11時21分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の7名で、議案説明のため執行部より川田町長初め関係職員16名、議会事務局2名の出席をいただきました。

初めに議案第6号,阿見町行政改革推進委員会設置条例の一部改正について申し上げます。 質疑を許しましたところ,質疑なし。質疑を終結し,討論に入り,討論なし。討論を終結し, 採決に入り,議案第6号,阿見町行政改革推進委員会設置条例の一部改正については,全委員 が賛成し,原案どおり可決いたしました。

続きまして,議案第7号,阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部改正について申し上げます。

質疑を許しましたところ,環境保全監視嘱託員についての質問があり,まず勤務内容は土砂等による埋め立て等環境保全の条例の適正な監視活動で,定期的なパトロールや苦情に伴う現地調査,環境保全に関する調査等,懸案事項の解決に向けた指導の助言監督等を行っていくための業務です。勤務日数週4日,勤務時間は午前9時から午後5時までの7時間で,週28時間,勤務場所は役場の環境課,またどのような人になってもらうかというと,現職の警官の場合,年間1,500万円の経費がかかりますので,県や警察関係と連携をとり,警察官OBで対応する考えでいるとの答弁でありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第7号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、全委員が 賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして,議案第8号,地方公務員の育児休業に関する法律の一部を改正する法律の施行 に伴う関係条例の整備に関する条例について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、 採決に入り、議案第8号、地方公務員の育児休業に関する法律の一部を改正する法律の施行に 伴う関係条例の整備に関する条例については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。 当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(久保谷実君) 次に、民生教育常任委員会委員長滝本重貞君、登壇願います。

#### 〔民生教育常任委員会委員長滝本重貞君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長(滝本重貞君) それでは、議案第9号,阿見町国民健康保険条例の一部改正について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、国民健康保険の条例を一部改正しているということで3万円から 5万円になり、年間どのくらいの支出増になるのか、他の市町村では5万円以上の葬祭費を与 えている市町村もあるのかどうかの問いに、3万円から5万円ということで新年度につきまし ては240万円計上しております。これにつきましては、まだ条例のほうが改正されていないため、3万円で計上しております。また、他市町村の状況でございますが、5万円を超える市町村は茨城県ではございませんの答弁でした。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第9号、阿見町国 民健康保険条例の一部会計については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第10号、阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について、審査の 経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ,第4条健康法の説明がなされていないので,この説明のお願いとまた所得制限限度表,改正では今までは1,000万円ですが,今度は628万円から717万5,000円,所得制限が,金額が引き下げられた内容についての問いに,第4条の説明がないということですが,老人保健法というのがありますけれども,高齢化の医療の確保に関する法律に定めるものと条文の整理を行った条文ということになります。

また、障害者についての所得制限の見直しということで、現在1,000万円までの所得制限につきまして、下に所得制限が見直され、下がったということでの改正ですとの答弁でした。

質疑を終結し、討論に入り、反対討論あり。討論を終結し、採決に入り、議案第10号、阿見 町医療福祉費支給に関する条例の一部改正については、賛成多数により、原案どおり可決いた しました。

続きまして、議案第11号、阿見町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、11号についても第4条の説明がありませんが、前の条例と同じなのか、この4条説明もあわせてお願いしたいとの問いに、介護保険条例第4条の内容につきまして、平成18年度から20年度までの各年度における保険料率は第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額になり、所得対象者など現在保険料については6段階の設定になっており、その額第1段階は年間1万9,200円、それから第6段階5万7,600円で、所得の段階に応じて保険料率が決まっておりますが、今回の条例改正に伴いまして税制改正があり、非課税から課税になる方、これは平成20年度までの保険料が既に決まっておりますが、激変の緩和ということで18年、19年度に激変緩和措置をとって段階的に平成20年度の保険料額にもっていくということになっていましたが、今回の趣旨は、平成20年度に本来の額にもっていくのではなく、19年度と同じ率を用いて、平成20年度も要するに据えおくということになるという答弁でした。

質疑を終結し、討論に入り、反対討論あり。討論を終結し、採決に入り、議案第11号、阿見 町介護保険条例の一部改正については、賛成多数により、原案どおり可決いたしました。 当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(久保谷実君) 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

20番荻島光明君。

○20番(荻島光明君) 議案第10号,阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正,それから議案第11号,阿見町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について,この2つに反対をいたします。10号については,所得制限がこれまで1,000万円であったものが628万7,000円に切り下げられていますので反対をいたします。それから11号については,値上げの内容なので反対をいたします。以上です。

○議長(久保谷実君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第6号から議案第11号までの6件についての委員長報告は、原案可決であります。本案6件は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議がありますので、順次採決いたします。

初めに、議案第6号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第6号については委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認めます。

よって議案第6号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第7号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第7号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認めます。

よって議案第7号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第8号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第8号は委員長報告どおり可決す

ることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認めます。

よって議案第8号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第9号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第9号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認めます。

よって議案第9号は、原案どおり可決することに決しました。

ただいま16番大野孝志君が出席をいたしました。したがいまして, ただいまの出席議員は17 名です。

次に、議案第10号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第10号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(久保谷実君) 起立多数であります。

よって議案第10号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第11号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第11号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議がありますので、起立によって採決いたします。 本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

「替成者起立〕

○議長(久保谷実君) 起立多数であります。

よって議案第11号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第12号 平成19年度阿見町一般会計補正予算(第5号)

議案第13号 平成19年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議案第14号 平成19年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)

議案第15号 平成19年度阿見町老人保健特別会計補正予算(第3号)

議案第16号 平成19年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)

議案第17号 平成19年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

議案第18号 平成19年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第3号)

○議長(久保谷実君) 次に,日程第6,議案第12号,平成19年度阿見町一般会計補正予算(第5号),議案第13号,平成19年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第3号),議案第14号,平成19年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号),議案第15号,平成19年度阿見町老人保健特別会計補正予算(第3号),議案第16号,平成19年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号),議案第17号,平成19年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号),議案第18号,平成19年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第3号),以上7件を一括議題といたします。

本案については、去る2月26日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。初めに総務常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

#### [総務常任委員会委員長紙井和美君登壇]

○総務常任委員会委員長(紙井和美君) それでは先ほどに引き続きまして、議案第12号、平成19年度阿見町一般会計補正予算(第5号)、うち総務常任委員会所管事項につきまして、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、法人税3億4,000万円の増加の内容についての質問があり、これは大規模法人の企業業績回復の増で、福田工業団地内の工場で、1社は企業好調で収益が大幅増のため、もう1社は企業不振だったのが収益が上がったための増収を見込んだものですとの答弁がありました。

次に、土地売り払い代金1,000万円の場所についての質問があり、売却した土地は8件ほどあり、大きいものは都市計画道路荒川沖寺子線のシンワ団地内にあった道路の残地で、町の所有地を払い下げて約700万円、その他一般的に住宅に隣接し、続きの土地になっている部分で活用されていない土地があった部分をその宅地の一部として活用することで払い下げたものでありますとの答弁でありました。

次に、住宅表示についてのこれからの予定についての質問があり、現在、岡崎区画整理地内が終わり、今後の予定は中郷区画整理地内であります。新しい住居表示をやるためには、区画

整理地内が工事完了し、本換地が終わった段階で入っていきますとの答弁でありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第12号、平成19年度阿見町一般会計補正予算(第5号)、うち総務常任委員会所管事項につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(久保谷実君) 次に、民生教育常任委員会委員長滝本重貞君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長滝本重貞君登壇〕

〇民生教育常任委員会委員長(滝本重貞君) それでは、議案第12号、平成19年度阿見町一般会計補正予算(第5号)について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、給食センターは施設が老朽化しているということで、町長の主な施策の概要ですが、改築に向けた具体的な事情調査を実施しながら安心な給食が提供できるよう施設環境の整備に努力してまいりますと。また、学校の耐震化とあわせて学校給食の安全性の向上を確保するために、老朽化した給食センターの施設整備については、引き続きPFIによる整備事業の施設が多くなってまいりますとの検討の段階で、今、具体的にどういう構想を練っているのかお聞かせ願いたいとの問いに、給食センターは大分老朽化しており、そのために建てかえを現在計画中ですが、現段階での試算では給食センターの建築費は約13億円から14億円程度かかるだろうと見ております。財政負担も大きいということから、PFI、民間の力、資金を利用してこういう事業を行っていくという海外から導入された手法で、日本でも現在公共施設関係で約300近い事例が出てきており、ただ、茨城県内ではまだ少ない状況ですが、いずれにしても給食センターの場合には将来的には民間委託という方向が行革の中でも既に出ております。そのため、手法としてPFIを現在検討中であり、平成19年度、平成20年度にかけてその可能性を深めるため調査を現在実施しております。今後PFIになるか、あるいは一般的な補助事業になるかを含めて平成20年度に具体的に詰めて、はっきりした方針を出していくという流れが今のところの状況ですの答弁でした。

質疑を終結し、討論に入り、反対討論あり。討論を終結し、採決に入り、議案第12号、平成 19年度阿見町一般会計補正予算(第5号)は賛成多数により、原案どおり可決いたしました。

続きまして,議案第13号,平成19年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につきまして,審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、 採決に入り、議案第13号、平成19年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、全 委員が賛成し、原案どおり可決いたしまた。

続きまして,議案第15号,平成19年度阿見町老人保健特別会計補正予算(第3号)につきま

して、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、 採決に入り、議案第15号、平成19年度阿見町老人保健特別会計補正予算(第3号)は全委員が 賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第18号、平成19年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第3号)につきまして、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、 採決に入り、議案第18号、平成19年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第3号)は全委員が 賛成し、原案どおり可決いたしました。

なお、当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(久保谷実君) 次に,産業建設常任委員会委員長石井早苗君,登壇願います。〔産業建設常任委員会委員長石井早苗君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長(石井早苗君) 皆さん,おはようございます。

それでは、命によりまして、産業建設常任委員会に付託されました議案につきまして、審査 の経過と結果について、会議規則第77条の規定によりまして御報告申し上げます。

当委員会は、去る3月4日火曜日午前10時に開会し、午後0時7分まで慎重審議を行いました。出席委員は6名の全員でございました。議案説明のため、執行部より川田町長を初め関係部課長15名の方々及び議会事務局より局長ほか1名の御出席をいただきました。

まず初めに、議案第12号、平成19年度阿見町一般会計補正予算(第5号)、うち産業建設常任委員会所管事項について質疑を許しましたところ、園芸マーケティング事業10万円、農業基盤整備事業92万4、000円の減額の内容の説明をとの質問に対し、県の補助事業で地域園芸活性化推進事業とマーケティング強化支援事業及び多目的野菜産地育成モデル事業で、当初補助対象額を40万円と見込んでいましたが、30万円と査定されたための減額と、農地水環境保全に当初立ち上げ予定の面積より対象農地の面積が若干下回ったための減額ですとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入る。討論なしと認め、採決に入る。議案第12号、平成19年度阿見町一般会計補正予算(第5号)、うち産業建設常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第14号、平成19年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)について、 質疑を許したところ、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論に入る。討論なしと認め、討論を 終結し、採決に入る。議案第14号、平成19年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第5 号) については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして,議案第16号,平成19年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号) について,質疑を許したところ,質疑なしと認め,質疑を終結し,討論に入る。討論なしと認め,討論を終結し,採決に入る。議案第16号,平成19年度阿見町土地区画整理事業特別改正補正予算(第3号)は全委員が賛成し,原案どおり可決しました。

次に、議案第17号、平成19年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について質疑を許す。質疑なしと認め、質疑を終結し、討論に入る。討論なしと認める。討論を終結し、採決に入る。議案第17号、平成19年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(久保谷実君) 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

21番細田正幸君。

○21番(細田正幸君) 私は、議案第12号、平成19年度阿見町一般会計補正予算(第5号) に反対討論をいたします。

歳入の部分で、今年度より教育使用料で5つの地区公民館、それからふれあいセンターが有料化にされました。有料化された後、町民からの2時間ごとの使用、午前中の特に2時間については不便だというような要求が出ております。また、私どもは公民館については町内の団体については使用料を取るべきではないということを言ってまいりました。今回の補正予算で、全部5つの使用料でも383万6,000円で、このうち町以外の使用料を引けば新たに使用料プラス分というのは二百数十万円というふうになるんじゃないかと思います。私は社会教育を振興するという立場からすれば、これらの使用料については取るべきではないというふうに思いますので、この補正予算案について反対をいたします。

○議長(久保谷実君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) これをもって討論を終結いたします。

御異議がありますので順次採決をいたします。

これより順次採決をいたします。

初めに、議案第12号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第12号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

#### [「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議がありますので、起立によって採決いたします。 本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(久保谷実君) 起立多数であります。

よって議案第12号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第13号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第13号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認めます。

よって議案第13号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第14号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第14号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認めます。

よって議案第14号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第15号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第15号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認めます。

よって議案第15号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第16号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第16号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認めます。

よって議案第16号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第17号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第17号は委員長報告どおり可決す

ることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認めます。

よって議案第17号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第18号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第18号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認めます。

よって議案第18号は、原案どおり可決することに決しました。

#### 議案第19号 平成20年度阿見町一般会計予算

○議長(久保谷実君) 次に、日程第7、議案第19号、平成20年度阿見町一般会計予算を議題 といたします。

本案については、去る2月26日の本会議において、所管常任委員会に付託をいたしましたが、 委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告 を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

#### [総務常任委員会委員長紙井和美君登壇]

○総務常任委員会委員長(紙井和美君) それでは、議案第19号、平成20年度阿見町一般会計予算、うち総務常任委員会所管事項につきまして、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、消防団員退職報奨金と消防団派遣職員負担金について質問があり、退職報奨金につきましては、基金の方から町に掛金を払い、掛けております。消防団員が5年以上勤続し退団する場合、報奨金として町から支払うものの請求額が1,202万2,000円計上しています。消防派遣職員負担金は、茨城県防災航空隊に1名派遣しており、その給与が収入として671万2,000円計上していますとの答弁でした。

次に、消防費の備品購入費についての質問があり、庁舎維持管理費の備品購入では、通信室用のいす、仮眠室用のベッド、新採用のロッカー、シュレッダー等であります。常備消防事業の備品購入では、空気呼吸器の軽量ボンベ3本、消防ホース50ミリ10本、救助器具等です。施設費の消防力機械力整備事業の備品購入費は、水Ⅱ型消防ポンプ自動車8,000リッターの購入

で、これは防衛省補助事業によるものでありますとの答弁でありました。

次に、物品管理費800万円と備品購入、庁用備品購入代1,100万円、この内訳についての質問があり、物品管理費800万円については役場と出先機関関係で使う消耗品です。備品購入費では、町民課の戸籍回転保管戸750万円、それと保育所に設置するAED7台の費用を計上しましたとの答弁であります。

次に、総合計画策定事業の策定委託料についての質問に対し、これはコンサルの業務委託ということで進めており、全体の契約額としては1,600万円で2カ年契約で債務負担を組んで計画しています。20年5月ごろに立ち上げる総合計画審議会の運営の支援、その他庁内会議等、我々では困難な部分をコンサルに力をかり、きちとしたものを作成するため、業務委託料を計上いたしました。

次に、新規で公共事業再評価事業10万6,000円出ていますが、メンバーの構成についてお聞きしたいとの質問があり、単年度事業ですが、町が実施する国庫補助金事業が対象です。目的は公共事業の効率性とその実施過程の透明性を向上させるため、長期間継続されている事業を今回再評価するということです。メンバーはまちづくりアドバイザー、大学教授、区長会会長、議会の議長、監査委員の5名です。今回の再評価の対象は下水道が担当になります。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第19号、平成20年 度阿見町一般会計予算、うち総務常任委員会所管事項につきましては、全委員が賛成し、原案 どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(久保谷実君) 次に、民生教育常任委員会委員長滝本重貞君、登壇願います。

[民生教育常任委員会委員長滝本重貞君登壇]

○民生教育常任委員会委員長(滝本重貞君) それでは、議案第19号、平成20年度阿見町一般会計予算について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ,放課後児童健全育成事業負担金について,放課後児童クラブに預けることは,負担が受益者負担ということで親に負担がいくわけですから,そういう中でクラブの終了時間の違いが出てきている。阿見小,本郷小,第一小学校,そして午後6時半までは,実穀小,舟島小,第二小は6時までのこの2種類に分かれております。月4,000円の負担をもらっていながらこの格差はどうなっているのか,やはり同じ条件で実施するのが基本だと思います。なぜこいう違いが発生してきたのか明確にお答えいただきたいとの問いに,今現在ニーズに応じて実穀小学校と第二小学校も5時半から6時ということで,ニーズに応じた対応を児童福祉課のほうでは対応させていただいております。ニーズのないところを延長するのも経費のむだにもなりますので,ニーズに応じた対応ということで実施しておりますが,その負担金

につきましては、違いが生じているのは確かでございます。それから放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブにつきまして、この本事業は児童館という児童厚生施設のほか、保育時は学校の余裕教室、団地の集会施設などの社会資源を利用して実施することになっており、いろいろな場所を確保しながら実施しているところであります。また、第二小学校区児童クラブの保育時間を延長するのかしないかという質問に、利用児童の保護者の就労状況などを明確にしながら、利用児童のニーズに合わせまして、試行的に20年度実施してまいりたいと考えているとの答弁でした。

それから予算書の中で、中学生で海外派遣事業について、過日新聞を見たところ、中国のオリンピックではヨーロッパの国々の方は日本に滞在し、日本から弁当持ちで行って、また帰ったら帰ってくるというのが新聞に報道されていましたが、それと食の安全を皆さんは心配している中、今度も日本ではギョーザ問題が起きている中、中国に中学生を派遣するに当たって、やはり子供ですから全責任は町にあるわけで、お母さんやお父さん、それから保護者の方も心配しておられる中で、安全ということで町はどのように考えているのか、お尋ねいたしますとの問いに、中学生の海外派遣事業でございますが、20年度については中国柳州市の方へ8月に派遣を予定しておりますが、食の安全ということで今、大分騒がれており、今のところギョーザ問題がメーンでありますが、柳州市とは交流を深めておりますし、今の段階ではどうこう言えませんが、これまでの交流の経過の中では、安全であるということは確認というか、問題はございません。今までどおり計画していきたいと考えておりますが、その辺は十分に、旅行業者が入りますので、打ち合わせを綿密にし、問題がないような形で実行していきたいとの答弁でした。

また、今回特別養護老人ホームができますが、南平台保育所ができる予定地のはずが、飛行ルートの真下にあるということで、選定委員会は保育所を反対側に移動した経緯があります。今回この場所、特別養護老人ホームができるが、非常に危険な場所につくるのは意に合わないのではないかということで、しかし、移動するにはお金がかかります。けれども危険が人命にかえられないということで、明らかに移動し今の場所に建っているわけですから、そのために5、000万円プラス支出したわけです。そういう点では、安全第一だから5、000万円と、いいとは思いますが、今回老人福祉施設の特老で、これも国のお金が、前よりは少なかったとはいえ、1億円からの国のお金が出るわけです。明らかに公共施設なわけです。中に入る人は50人、あるいは短期が10人、合わせて60人、そこで常時働いている人はおそらく30人ぐらい働くと思われます。そうすれば90名から100名の人があそこで常時働いております。保育所よりも人数が多いんじゃないかと思いますが、今までの例から考えて、公共施設は危ないからできない、今までの経過からすれば当然だと思うんですが、だれが聞いても今度の特老については3カ所あ

ったわけですけれども、当然南平台にはその3カ所のうちでは一番新しいわけですから、それともこれは上条地区でやろうとしたのか、向こうのほうが安いから条件がいいから移動したわけです。地元には黙ってそういう不義理をする法人だったわけです。保育所の経過があるからあそこに移動しても公共施設はできないというふうに、でいるならば、結果的にはあそこに法人が1カ所決まったと聞いて何だろうと疑問を持つのは当然だろうと思います。

行政というのは、整合性があって行政だと思います。保育所はたとえ8年前にだめにしたけ れども、8年後に公共施設でお年寄りの施設ならばいいということは、今までの経過から言っ ても通らない部分があるのではないかと思います。ここにはごみ処理場などをもってきた経緯 がありますが、そこに今度は神立病院ですね、それが来たわけですから、協力してくれという ことで同意書をとったわけですが,1年後たったならば,無断で向こうの条件がいいからと言 って、無断でこうして申請したわけです。そのときに思ったのは、あそこは保育所用地ででき なかったんだから、幾らこういうところを申請をしても当然だめになると思っているわけです が、ふたをあけたらば、そのだめになるだろうというところが1社選ばれました。だからそう いう点での整合性はどうなるか、私は一番大事なことだと思うし、あと選定経過についていつ もどういうふうに選定したのか、選定したんですから公表し、いたしたいと思いますが、その 点2点ほどお聞きしますとの問いに、選定の経過を申しますと、特別養護老人ホームの選定に 当たりまして,阿見町特別養護老人ホーム事業者及び地域密着型サービス事業者選定委員会を 設置し、実際の選定に至るまでの経過でございますけれども、地域密着型とあわせて8回の選 定委員会を開催いたしました。まず選定基準の検討,それから募集要項の検討から入りまして, 実際にその選定要項を決定した後に、特別養護老人ホームに関しましては、19年7月27日に募 集の中止、ホームページにいったところでございます。実際の応募受付に関しましては、昨年 の10月24日から31日までの間ということで、応募の申請を受け付けたところ、3つの社会福祉 法人に応募がありました。その後は選定委員会とは別に関係各課で出された書類などに関して、 調整の会議を行ってございます。それから,第5回,6回,7回,8回と4回に分けまして委 員全員による応募申請の現地の確認,それから応募申請ごとの事業内容の確認,それと事業等 があればそれを再度事業者のほうに投げ返して、再度確認事項の決定を行いました。

総合判断して決定したという経緯でございます。それからこの公募の前に前段でお話しした件でございますけれども、直接上条地区の方に設置を考えているということで、町のほうに直接当たったのは青州会とは別に民間の株式会社のほうでございましたとのそういうことでありました、との答弁でした。

質疑を終結し、討論に入り、反対討論あり。討論を終結し、採決に入り、議案第19号、平成 20年度阿見町一般会計予算については、賛成多数により、原案どおり可決いたしました。 当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。 ○議長(久保谷実君) 次に、産業建設常任委員会委員長石井早苗君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長石井早苗君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長(石井早苗君) 先ほどに続きまして,議案第19号,平成20年度 阿見町一般会計予算, うち産業建設常任委員会所管事項について審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、塵芥処理費 5 億676万6,000円について、随意契約から競争入札に切りかえて経費削減していくと期待しているが、研さんについてはどういうふうに考えているのかとの問いに、今回指名競争入札を導入することにより210万円の削減が図れました。ごみ焼却炉運転管理業務やダイオキシン類の測定など、トータルで957万8,051円の削減が図れました。行政改革特別委員会で2カ所、湯河原と笠間・水戸へ視察を実施されたとき、我々職員も一緒に随行させていただき、いろいろ勉強させていただきました。資料提供もいただきましたので、それらを参考にしながら、面識もできたので、積極的にお伺いしながら導入を進めていきたいとの答弁がございました。

次に、不法投棄対策事業のうち、不法投棄パトロール委託料221万7,000円が予算化されているが、どういう成果が具体的に上がっているのかという問いに、阿見町は不法投棄がねらわれていて、特に上条の工業団地や小池・福田のインター付近がねらわれております。監視員2名を週5回ということでシルバーさんにお願いして、昨年はタイヤ600本、車、バイク、自転車、家電製品を回収しておりますとの答弁がありました。

次に、「阿見町を食べよう学校給食推進事業」50万円の内容はどのような材料、どういう段取りで調達できるようになってきているのかとの質問に、19年までは県の補助をいただいていたので、「茨城を食べよう学校給食推進事業」ということでしたが、実際はすべて阿見町産のものを供給しておりました。今年度の50万円はすべて食材費に充当する予定で、阿見町の食材が給食センターに納められるという流通の形ができつつありますとの答弁がありました。

次に、商工費の中の観光プロデュース事業、業務委託料101万9,000円について、言葉は悪いが、丸投げでコンサルタントに委託するようなことになると、非常に一般的な結果が出てくることになりかねないが、その辺はどうなのかとの質問に、この事業は新規事業で、阿見町の観光資源を洗い出して、それを再発見、再価値化していこう、観光のきっかけづくりにしようという事業で、町内から約10名ほどの有識者あるいはボランティアで活動している方、事業者の方をプロデューサーとして任命してその方から御意見を賜るという形になります。そういった会合を開き、意見を具体化していくという事業で、最終的な報告書はつくりますが、コンサルタントに頼んでの現地調査もあり、段取りなどを含めた委託ですとの答弁がございます。

次に、阿見吉原地区土地区画整理事業 3 億9,750万円の内容はとの問いに、道路整備事業の事業委託業務については、阿見東インターチェンジから商業施設への車の流入を円滑にするための費用で、国の補助や県の負担金という形で進めていく形です。県の円滑な工事を行うために県に発注するというものでございます。あと、阿見吉原東地区土地区画整理事業の分担金と公共管理者負担金という形になりますとの答弁がございました。

他に質疑なしと認める。質疑を終結し、討論に入る。討論あり、合併が不調に終わり阿見町 単独でやっていくことになるが、人口6万人から7万人の町を構築していかねばならない、予 科練平和記念館の事業もあり、完成すればランニングコストもかかる、物産館の問題、観光振 興の問題、農業振興対策にしても、大学研究機関、町民が一体となって推進していただきたい が、町民の望む十分な予算になっていないという理由で反対するとの討論がありました。

他に討論なしと認める。討論を終結し、採決に入る。議案第19号、平成20年度阿見町一般会 計予算、うち産業建設常任委員会所管事項は、賛成者多数により、原案どおり可決いたしまし た。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(久保谷実君) 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

21番細田正幸君。

○21番(細田正幸君) 私は議案第19号,平成20年度阿見町一般会計予算について反対討論 をいたします。

20年度の予算については、農業振興対策についても当年度も有効に希望が持てる実効のある 対策が含まれていないというふうに思います。遊休地対策については、それを広がるのを防ぐ ような対応もされておりません。また、学校給食に地元農産物の食材を増やしていくと、これ は議会からもいろいろ要望されておりますが、具体的な新たな段取りがなされておりません。 これはもっと改善する必要があると思います。

また、阿見町の臨時職員の賃金は周辺と比べても最低でございます。そしてこれは一つの例ですけども、時給が低いということで学校給食の調理員や学童保育を進めるということで全体で進めておりますけれども、それにかかわる学童保育関係の臨時職員に応募する人が少ない、そういう現実がございます。これは、反対から見れば、砕いて言えば、阿見町が低賃金を奨励しているようなものだというふうに思いますので、今、全国的には1時間1,000円というような要求がされております。周辺でも時給、阿見町790円に対して、土浦市なんかは920円というふうになっております。せめてそれぐらいまでに引き上げる必要はあるんじゃないかというふ

うに思います。

あと、今年度の予算で初めて予科練平和記念館の建設の予算がとられております。この問題については、補助がゼロになったという時点で寄附金の、集めるというような提案がされて、目標なくて寄附金を集めるというようなことをしておりますけれども、きちんと財政的な裏づけができてから私は建設するならすべきだと、当面は凍結すべきだというふうに思います。この予科練平和記念館については、町民からも金がないと言いながらやるというのは納得できない、また町長の実績つくりなのではないかというような批判の声が上がっております。これらのことを考えれば、大いに見直す必要があるというふうに思います。

以上の点から平成20年度阿見町一般会計予算について反対討論をいたします。

○議長(久保谷実君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) これをもって討論を終結いたします。御異議がありますので、起立によって採決いたします。本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(久保谷実君) 起立多数であります。 よって議案第19号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第20号 平成20年度阿見町国民健康保険特別会計予算

議案第21号 平成20年度阿見町公共下水道事業特別会計予算

議案第22号 平成20年度阿見町老人保健特別会計予算

議案第23号 平成20年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算

議案第24号 平成20年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算

議案第25号 平成20年度阿見町介護保険特別会計予算

議案第26号 平成20年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算

議案第27号 平成20年度阿見町水道事業会計予算

○議長(久保谷実君) 次に、日程第8,議案第20号,平成20年度阿見町国民健康保険特別会計予算,議案第21号,平成20年度阿見町公共下水道事業特別会計予算,議案第22号,平成20年度阿見町老人保健特別会計予算,議案第23号,平成20年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算,議案第24号,平成20年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算,議案第25号,平成20年度阿見町でででででである。 阿見町介護保険特別会計予算,議案第26号,平成20年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算, 議案第27号,平成20年度阿見町水道事業会計予算,以上8件を一括議題といたします。

本案については、去る2月26日の本会議において所管常任委員会に付託をいたしましたが、 委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告 を求めます。

初めに、民生教育常任委員会委員長滝本重貞君、登壇願います。

#### 〔民生教育常任委員会委員長滝本重貞君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長(滝本重貞君) それでは、議案第20号、平成20年度阿見町国民 健康保険特別会計予算について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、反対討論あり。討論を終結し、採決に入り、議案第20号、平成20年度阿見町国民健康保険特別会計予算は賛成多数により、原案どおり可決いたしました。

続きまして,議案第22号,平成20年度阿見町老人保健特別会計予算について,審査の経過と 結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、 採決に入り、議案第22号、平成20年度阿見町老人保健特別会計予算は全委員が賛成し、原案ど おり可決いたしました。

続きまして,議案第25号,平成20年度阿見町介護保険特別会計予算について,審査の経過と 結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、平成20年度の予算で給付の制限をされた余りにサービスが使えないということが厳然と事実にあるわけですから、それとも20年度の見直し、21年度にスタートするか今までどおりの予算なのかの問いに、予算につきましては、平成19年度事業実績を踏まえて給付などの積算を行っており、第1号被保険者の保険料は20年度と21年度から23年度までの要介護認定者の総数、それから給付の見込み、これらを実績を踏まえて分析して積算していくということになりますが、要介護認定者数は、制度の趣旨普及などにありまして、平成19年度は大分落ち着いてきているという状況も踏まえ、給付には減少しているわけにはいかないと思いますが、要介護認定者の動向を踏まえて十分に20年度積算にしていく必要があるかというふうに考えているとの答弁でした。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第25号、平成20年 度阿見町介護保険特別会計予算は全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして,議案第26号,平成20年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算について,審査の 経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、後期高齢者医療制度は将来は10%を超え、12とか15とか20にもな

りますと聞いているわけですが、けれども現実的に町のほうはどういう認識なのかお尋ねをしますとの問いに、また保険料はこれよりも増えるのか、現実的にはどうなのかあわせて説明をお願いしたいの問いに、現在、国保税が10%、将来的にその幾つかのものが上がっていくということでございますけれども、保険料につきましては2年に1回ずつの見直しを行い、20年、21年度は現在の税率でいきますが、22年度につきましては、過去2年間医療費などを総合的に判断して保険料を定めていくということで広域のほうでは説明を受けております。

また、町の国保税と後期高齢者の方はどのようになっているのか、こちらの方は厚生年金の 平均的な年金額ということで、201万円の収入がある方については、単身世帯の場合、201万円 いただいている単身世帯の場合で、国保で見ますと国保のほうは軽減ということになりますが 7万2,700円、後期高齢者で見ますと、軽減後につきましては6万6,400円という試算が出てい ます。これはあくまでその201万円の収入に対する試算になりますとの答弁でした。

質疑を終結し、討論に入り、反対討論あり。討論を終結し、決に入り、議案第26号、平成20 年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算は、賛成多数により、原案どおり可決いたしました。

なお,当委員会の決定に対し,議員各位の御賛同をお願い申し上げ,委員長報告といたします。

○議長(久保谷実君) 次に,産業建設常任委員会委員長石井早苗君,登壇願います。〔産業建設常任委員会委員長石井早苗君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長(石井早苗君) 先ほどに続きまして、議案第21号、平成20年度 阿見町公共下水道事業特別会計予算について、質疑を許したところ、質疑なしと認める。質疑 を終結し、討論に入る。討論なしと認める。討論を終結し、採決に入る。議案第21号、平成20 年度阿見町公共下水道事業特別会計予算は全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして,議案第23号,平成20年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算について,質疑を許したところ,質疑なしと認める。質疑を終結し,討論に入る。討論なしと認める。討論を終結し,採決に入る。議案第23号,平成20年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算については,全委員が賛成し,原案どおり可決いたしました。

続きまして,議案第24号,平成20年度阿見町農業集落排水特別会計予算について,質疑を許したところ,質疑なしと認める。質疑を終結し,討論に入る。討論なしと認める。討論を終結し,採決に入る。議案第24号,平成20年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算については,全委員が賛成し,原案どおり可決いたしました。

次に、議案第27号、阿見町水道事業会計予算について、質疑を許しましたところ、質疑なし と認める。質疑を終結し、討論に入る。討論あり。町の水道会計は財政的な健全性は非常に高 い。単年度に赤字になろうが資金繰りさえつけばどんどん普及していくべきだ。町民の要望に こたえてできるだけ早く全町に水道普及をするという考え方で事業を進めてもらいたい。住民の要求からほど遠い仕事をしていると思うので反対するとの討論がありました。

他に討論なしと認める。討論を終結し、採決に入る。議案第27号、平成20年度阿見町水道事業会計予算は、賛成者多数により、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(久保谷実君) 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

20番荻島光明君。

○20番(荻島光明君) 議案第20号,議案第27号について反対討論をいたします。

まず最初に、議案第20号、平成20年度阿見町国民健康保険特別会計予算について、反対討論をいたします。この国保会計については、料金の値下げが行われないということで、ずうっと反対をしているわけですけれども、その根拠は、国保料金、課税しても課税金額の3割近くが当年度未払いという形になると。これは、町民の負担能力を超えているということなんですよね。町税、それから町民負担という中で、やっぱり町民にとって一番問題なのが、この国保税だという認識をしております。国保料金を下げていくというのは、これは言うまでもなく医療費を削減していくということしかないわけですね。健康増進対策を抜本的に進めて医療費を削減して国保料金を下げていくと、このことをほんとうにやらないと、町民の負担を軽減してやることができないということです。今年あたりは、県立医療大学といろんな連携を持ってやっていくということなんですが、本当に県立医療大学という大変なやっぱり研究教育機関を持っているわけですから阿見町は、やっぱりここの力をかりて本当に全国の中でもすばらしい成果を出したと、そういう町にして、いわゆる医療費削減ということで実効を上げて国保料金を下げていっていただきたいというふうに切に思う次第でございます。

それから、議案第27号の平成20年度阿見町水道事業会計予算でございます。これについても、水道料金が高いということで、特にほかから阿見町に入ってきた人は、料金の高さにびっくりして、この料金を下げてほしいという要求が特に強いこの会計、水道料金なんですが、これについても、なかなか料金値下げという方向が選択されなかったということなんですが、その結果として当町の水道事業会計というのは経営内容が非常にいいんですよね、力があるんです。会計に力があるんですから、非常に要求が強い調整区域の普及整備というものを積極的にやっていくと、今の計画を前倒しして進めていくということが強く望まれております。中長期的にこの水道会計が赤字になってしまってはまずいですけれども、赤字にならない限り、やっぱり起債を起こして大いに調整区域の整備促進をしていくべきだというふうに考えております。実

穀の筑見団地、それから荒川本郷地域の、あの荒川沖市街地の農村の集落、ああいうところは整備すれば赤字になる地域じゃありませんから、赤字にならないところはどんどん積極的にやっぱり推進して普及していくということで進めていっていただきたいというふうに思います。 水道料金も値下げがされないということで、しかも、なおかつ積極的な事業推進が行われていないということで反対をいたします。以上でございます。

○議長(久保谷実君) ほかに討論はありませんか。 21番細田正幸君。

○21番(細田正幸君) 私は,議案第26号,平成20年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算 について、反対をいたします。後期高齢者医療制度が4月1日から実施されるわけですけれど も,実際に対応される高齢者からは,説明を聞いてもさっぱりわからない。また今後保険料は どうなるのかもよくわからない。そういうような点で、いろいろと心配や苦情がされてきてお ります。後期高齢者については、75歳以上の高齢者だけを集めた新しい医療保険をつくるとい うことでございますが,世界的に見ても病気が多くなる高齢者を分けて,そういう保険制度を つくるというのは例がございません。これは、本当のねらいはこれから12年後、20年後には団 塊の世代の人が75歳になる。そうすると、その医療費の負担が当然国や大企業にかかってくる。 それを防ぐためにいわゆる後期高齢者に保険料を負担する。また実際にかかってもその医療費 の一部負担を負担させる。また、保険料については天引きと、年金18万円以上の人は天引きに なるわけですよね。あと、所得がなくても頭割りで保険料を納めるようになる、とられるわけ ですから、これについては非常に問題が残る。また、保険料についても、今、町のほうから2 年ごとに改定するというふうな説明がありましたけれども、これは裏を返せば医療費が伸びれ ば2年ごとに、今、10%ですけれども、それが値上げされるという要素があるわけでございま す。県の後期高齢者医療の定例議会でも、20年後の保険料は今の10%から14%になると、そう いうような答弁もされているわけでございます。そういう中で、医療費も6割ぐらい高くなる んじゃないかという答弁もされております。このことから見れば、この制度が発足すれば、高 齢者に際限のない負担を強いる。あと、それから高齢者の病院の医療費についても、いわゆる 制限を設けると。今でも一般の人について、例えば同じ病気で1カ月、2カ月というふうに入 院すると、医療費が同じ治療をしても下げられるということで、今、病院では死ねないという 言葉が言われているわけでございます。

そういうおそれが後期高齢者についても、治療をしてもお金がもらえない。いわゆる最高限度の額が決められればそういうことになりますので、高齢者を病院から追い出す制度にもなると、そういうふうになると思います。また、今、この後期高齢者について全国の地方議会で見直せ、または凍結しろという反対決議が、暮れで270ぐらいあって、その後どんどん増えて今、

512議会がこの後期高齢者制度の見直しをしろという意見書が出されております。全国1,800ぐらいの自治体ですから、3分の1弱の議会で見直せという意見が出ているということは、この制度そのものが大きな欠陥をもっているというふうに思いますので、阿見町議会でも私はそういう意見書を出すべきだというふうに思いますし、この新しい後期高齢者医療制度については、反対をしたいというふうに思います。以上です。

○議長(久保谷実君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) これをもって討論を終結いたします。

反対討論がありますので, 順次採決いたします。

初めに、議案第20号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第20号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」,「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議がありますので起立によって採決します。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

「替成者起立〕

○議長(久保谷実君) 起立多数であります。

よって議案第20号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第21号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第21号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認めます。

よって議案第21号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第22号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第22号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認めます。

よって議案第22号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第23号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第23号は委員長報告どおり可決す

ることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認めます。

よって議案第23号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第24号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第24号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認めます。

よって議案第24号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第25号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第25号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認めます。

よって議案第25号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第26号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第26号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」,「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議がありますので起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(久保谷実君) 起立多数であります。

よって議案第26号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第27号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第27号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」, 「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議がありますので起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(久保谷実君) 起立多数であります。

よって議案第27号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第28号 町道路線の廃止について

議案第29号 町道路線の認定について

○議長(久保谷実君) 次に、日程第9、議案第28号、町道路線の廃止について、議案第29号、町道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

本案については、去る2月26日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長石井早苗君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長石井早苗君登壇〕

〇産業建設常任委員会委員長(石井早苗君) 先ほどに続きまして,議案第28号,町道路線の廃止について,議案第29号,町道路線の認定についてを一括議題とし,質疑を許しましたところ,質疑なしと認め,質疑を終結し,討論に入る。討論なしと認める。討論を終結し,採決に入る。議案第28号,町道路線の廃止について,議案第29号,町道路線の認定については,全委員が賛成し,原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(久保谷実君) 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。 これより採決いたします。

議案第28号から議案第29号までの2件についての委員長報告は、原案可決であります。本案 2件は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認めます。

よって議案第28号から議案第29号までの2件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第30号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

#### の一部改正について

○議長(久保谷実君) 次に、日程第10、議案第30号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、去る2月28日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

#### [総務常任委員会委員長紙井和美君登壇]

○総務常任委員会委員長(紙井和美君) それでは、議案第30号、阿見町特別職の職員で非常 勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、安全衛生管理体制の具体的内容についての質問があり、産業医につきましては、安全衛生産業医ということで、これは労働安全衛生法第13条の中で産業医を置くよう決められております。労働者の健康管理として行われなければならないということで、新たに年額報酬から月額報酬に条例改正をお願いしました。以前は町内の医師にお願いしておりましたが、このたび新たに東京医大の先生にお願いし、職員の健康管理とメンタル面の管理を強化していきたいと願っております。産業医の方には職場の巡視、職員の健康診断の実施、健康管理、衛生教育、健康障害の原因の調査、再発防止等を行っていただきますとの答弁でありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第30号、阿見町特 別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、全委員が 賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(久保谷実君) 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

#### [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。 これより採決いたします。

議案第30号についての委員長報告は、原案可決であります。本案は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認めます。

よって議案第30号は、原案どおり可決することに決しました。

阿見町選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長(久保谷実君) 次に、日程第11、阿見町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。 お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推 選にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは阿見町選挙管理委員に、中川庄一郎君、松本尚喜君、長沼節治君、栗山利彦君、以 上4名の諸君を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました4名の諸君を阿見町選挙管理委員の当選人に定めることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認め、中川庄一郎君、松本尚喜君、長沼節治君、栗山利彦君、以上4名の諸君が阿見町選挙管理委員に当選されました。

次に、阿見町選挙管理委員補充員には、坪田龍二君、大室雅彦君、大川信一郎君、長谷川義 洋君、以上4名の諸君を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました4名の諸君を阿見町選挙管理委員補充員の当選人に定めることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認め,坪田龍二君,大室雅彦君,大川信一郎君,長谷川 義洋君,以上4名の諸君が阿見町選挙管理委員補充員に当選されました。

行政改革について

○議長(久保谷実君) 次に、日程第12、行政改革について、本件につきましては、行政改革 特別委員会に付議されている案件であります。委員会の審査経過につきまして、委員長より報 告を求めます。

行政改革特別委員会委員長千葉繁君、登壇願います。

[行政改革特別委員会委員長千葉繁君登壇]

○行政改革特別委員会委員長(千葉繁君) 命によりまして行政改革について御報告申し上げます。

初めに、昨年12月定例会時に提出いたしました行政改革に関する提言書、第6回町民の健康 づくりとジェネリック医薬品の促進についての提言について、執行部より回答が来ております。 その内容につきましては、お手元に配付いたしましたとおりでございます。

当委員会では、この回答書につきまして、2月28日に委員会を開き、検討をいたしました。 提言を出しました項目すべてにおいて前向きな回答でありましたが、ジェネリック医薬品を普及するために、ジェネリックカードを国保加入者のみだけではなく、できるだけ多くの世帯に配布してほしいとか、各医療機関に対し、出向いていってのジェネリック医薬品の普及のための協力をお願いしてほしいなど、何点かの意見も出され、担当課に要望をいたしました。

行政改革特別委員会最後の会議をこれにて閉会をいたしました。平成17年6月にこの委員会を立ち上がり、前紙井委員長から受け継ぎまして合計6回の提言書を提出いたしました。中でも役場の日曜開庁、図書館の開館時間延長、広告料収入の提案、ホームページの改善、健康づくり対策での医療費の抑制、予科練平和記念館建設への要望、ごみ処理施設の経費軽減など、事前に綿密な調査を行い、しっかりした提言を出していく手法が執行部にも受け入れられ、それぞれ一応の成果を挙げられた委員会であったと感じております。最後の会議の際にも、各委員から、改選後もこういった委員会を継続すべきではないかとの意見が出されましたので申し添えいたします。

最後に、これまでの委員会活動に御協力をいただいた町長初め執行部の方々や御理解をいただいた議員の皆様、そして調査に対し御協力をいただいた多くの皆様に心から感謝を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(久保谷実君) 以上で委員長報告は終わりました。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長(久保谷実君) 次に、日程13、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長並びに各特別委員会委員長から閉会中におけ

る所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。本件に御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(久保谷実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これで本定例会に予定されました日程はすべて終了しました。

ここで、町長より発言を求められておりますので、発言を許します。町長川田弘二君。

○町長(川田弘二君) 平成20年第1回定例会の閉会に当たりまして,一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会に提案しました案件は、平成19年度補正予算及び平成20年度の予算が主要な案件でありましたが、議員各位には慎重審議の上、全議案とも議決をいただきましてありがとうございました。また、一般質問や各常任委員会の審議を通して、さまざまな貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。

ところで、本定例会初日の施政方針でも述べたところでありますが、我が国の経済は企業業績の改善や設備投資の増加により安定した成長が見られるものの、中小企業や地方経済には、まだ明るい兆しが見えず、原油価格の高騰や国際経済の低迷などにより楽観できない状況にあり、その影響から地方財政においては、相変わらず厳しい状況にあります。幸い阿見町におきましては、昨年圏央道が一部開通した波及効果として、阿見東部工業団地へ企業の進出が相次ぎ、本郷第一土地区画整理地内におきまして、大型ショッピングセンターのオープンに続き、阿見吉原東土地区画整理地内には大型アウトレットモールの進出が決まるなど、明るい話題が多く、町の活性化に大きな弾みになっております。現在の地方自治体には、地方分権を踏まえ、多様な住民ニーズに見合ったサービスの提供や、住民福祉の向上など自主的・主体的な地域づくりのため、諸般の政策課題を着実に推進するという大きな役割が求められております。このような状況の中、さらなる阿見町の発展のために、徹底した行財政改革と行政評価による着実な事業執行に取り組み、町民の皆さんとの対話を大切にし、福祉や医療、教育や文化、環境などの施策を一層充実させ、明るく住みよいまちづくりに向けて、引き続き努力していく所存であります。議員各位には、町政に対しましてこれまで同様変わらぬ御指導・御協力をお願い申し上げます。

ところで、今月いっぱいで議員の任期が満了となり、今期で御勇退される方もあると伺っておりますが、これまで町発展のために多大な御尽力をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。これからは一町民として町政に対しまして相変わらずの御協力と御支援をいただきますようお願いするとともに、これからの人生が実り多いものになることを期待したいところであります。また、来る3月23日の町議会議員選挙に出馬される議員の皆さん方には、大いに頑

張っていただいて、また、この場所でお会いできますことを御期待申し上げます。

「寒さ暑さも彼岸まで」と申しますが、季節の変わり目でもあります。議員各位にはどうぞ 御自愛の上、御健康でますますの御活躍をいただきますようお願い申し上げ、閉会に当たって のあいさつといたします。ありがとうございました。また大変御苦労さまでした。

○議長(久保谷実君) 今期最後の定例会を閉じるに当たり、議長より一言ごあいさつを申し上げます。省みますれば平成16年、町民の負託を得、町政に参加をいただいて早、以来4年の歳月が過ぎようとしております。この間厳しい財政事情と目まぐるしく変化する社会情勢の中にあって、我が町は発展への歩みを着実に進めてまいりました。平成17年美浦村との合併は先方の都合で成立しませんでしたが、我が町は圏央道の開通、本郷第一地区の本格的なまちづくりの開始、阿見町東部工業団地への優良企業の進出など、大きく発展する要素もたくさん含まれております。これまで町民の福祉と町発展に注がれた議員各位、そして町長初め執行部の皆様の御尽力に深く敬意を表するものであります。

こうした中で、私ども町議会議員は、来る3月23日、町民の審判を再び受けるときを迎えます。どうか議員各位におかれましては、在任中の実績を踏まえ、時節柄健康に留意され、堂々たる御健闘を切に願い、見事町民の負託を得、再び本会議場に相まみえ、ともに町発展のため御活躍あらんことを祈念する次第であります。

また、今期をもって後進に道を譲られる議員各位に対しましては、これまでの数々の御功績に深く敬意を表するとともに、同じ政治の道を歩んだ者同士として、今後とも御指導、御鞭撻を承りますよう心よりお願い申し上げます。

任期を終わろうとするに当たり、阿見町の一層の発展と町民の皆様の御多幸をお祈りするとともに、議長就任以来2年間にわたり議員各位の御協力に深く感謝を申し上げます。また並びに、執行部の皆様の御厚情に改めて感謝を申し上げまして、閉会のあいさつといたします。

閉会の宣告

○議長(久保谷実君) 以上をもちまして、平成20年第1回阿見町議会定例会を閉会といたします。まことにありがとうございました。

午前11時55分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 久保谷 実

署 名 員 諏訪原 実

署名員 荻島光明

# 参考資料

# 平成20年第1回定例会 議案付託表

総務常任委員会	議案第6号	阿見町行政改革推進委員会設置条例の一部改正について				
	議案第7号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に				
		関する条例の一部改正について				
	議案第8号	地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法				
		律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について				
	議案第12号	平成19年度阿見町一般会計補正予算(第5号)				
		内 総務常任委員会所管事項				
	議案第19号	平成20年度阿見町一般会計予算				
		内 総務常任委員会所管事項				
	議案第30号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に				
		関する条例の一部改正について				
	議案第4号	阿見町後期高齢者医療に関する条例の制定について				
	議案第5号	阿見町学校施設耐震化基金条例の制定について				
	議案第9号	阿見町国民健康保険条例の一部改正について				
	議案第10号	阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について				
	議案第11号	阿見町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正につ				
		いて				
	議案第12号	平成19年度阿見町一般会計補正予算(第5号)				
民生教育		内 民生教育常任委員会所管事項				
	議案第13号	平成19年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(				
常任委員会		号)				
	議案第15号	平成19年度阿見町老人保健特別会計補正予算(第3号)				
	議案第18号	平成19年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第3号)				
	議案第19号	平成20年度阿見町一般会計予算				
		内 民生教育常任委員会所管事項				
	議案第20号	平成20年度阿見町国民健康保険特別会計予算				
	議案第22号	平成20年度阿見町老人保健特別会計予算				
	議案第25号	平成20年度阿見町介護保険特別会計予算				

	議案第26号	平成20年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算		
	議案第12号	平成19年度阿見町一般会計補正予算(第5号) 内 産業建設常任委員会所管事項		
	議案第14号	平成19年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)		
	議案第16号	平成19年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)		
産業建設	   議案第17号 	平成19年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)		
常任委員会	議案第19号	平成20年度阿見町一般会計予算		
	議案第21号	内 産業建設常任委員会所管事項 平成20年度阿見町公共下水道事業特別会計予算		
	議案第23号	平成20年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算		
	議案第24号	平成20年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算		
	議案第27号	平成20年度阿見町水道事業会計予算		
	議案第28号	町道路線の廃止について		
	議案第29号	町道路線の認定について		

## 閉会中における委員会(協議会)の活動

平成19年12月~平成20年2月

### 1. 委員会(協議会)の活動

委員会名	月 日	場所	事件		
議会運営委員会	2月19日	第2委員会室	・第1回定例会会期日程について ・その他		
政治倫理条例 特別委員会	1月15日	第2委員会室	・政治倫理条例の一部改正(案)について		
	1月31日	第2委員会室	<ul><li>・政治倫理条例の一部改正(案)について</li><li>・その他</li></ul>		
議会だより編集委員会	1月15日	第2委員会室	・議会だより第114号の発行について・その他		
	1月28日	第2委員会室	・議会だより第114号の校正について・その他		
全員協議会	12月21日	全員協議会室	<ul><li>・荒川本郷地区の「まちづくり」について</li><li>・その他</li></ul>		
	1月31日	全員協議会室	・平成20年度予算内示について ・後期高齢者医療制度について ・その他		

全員協議会	2月18日	全員協議会室	・予科練平和記念館建設の進捗状況につ
			いて
			・特別養護老人ホーム事業者の選定結果
			について
			・阿見町後期高齢者医療に関する条例の
			制定について
			・阿見町学校耐震化基金条例の制定につ
			いて
			・阿見町政治倫理条例の一部改正につい
			て
			・阿見町議会委員会条例の一部改正につ
			いて
			・その他

### 2. 一部事務組合議員活動状況

組合名	月	日	事	件	議決結果等	出席者
土浦石岡地方社 会教育センター 一部事務組合	2月18	3日	選挙について ・議席の指定について ・ で成20年度土活	合議会副議長の ついて 浦石岡地方社会 一部事務組合会		浅野栄子 難波千香子
			選挙について・平成20年度土	合議会副議長の 浦石岡地方社会 一部事務組合会	石岡市 山口 晟氏 原案可決	浅野栄子難波千香子
牛久市・阿見町 斎場組合	2月8	日	組合一般会計	市・阿見町斎場 補正予算(第2 久市・阿見町斎 +予算	原案可決原案可決	岡崎 明 小松沢秀幸